

新たなパートナーシップへ

日本の商環境に関するEBC報告書
2018年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

European Business Council in Japan European (EU) Chamber of Commerce in Japan

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である:

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Czech Chamber of Commerce and Industry in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Greek Chamber of Commerce in Japan
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan
Spanish Chamber of Commerce in Japan
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Acting Chairman:

Michael A. Loeffliad

First Vice-Chairman:

Michael A. Loeffliad

Vice-Chairman:

Carl-Gustav Eklund

Treasurer:

Erik Ullner

Members:

Michael A. Loeffliad (Austria)
Gregory Van Bellinghen (Belgium/Luxembourg)
Florian Kohlbacher (Britain)
Claus Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Guy Bonaud (France)
Marcus Schuermann (Germany)
Athanasios Fragkis (Greece)
Lorcan Brophy (Ireland)
Marco Zoli (Italy)
Kiminobu Yoshida (Netherlands)
Pawel Komender (Poland)
Takeshi Fujiwara (Sweden)
Masao (Mark) Torii (Switzerland)

Executive Director:

Francesco Formiconi

Policy Director:

Bjorn Kongstad

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

EBC について :

欧州ビジネス協会 (EBC) は欧州 17 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 350 人が、EBC の 24 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください:

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話 : 03(3263)6222
Fax : 03(3263)6223
E メール : ebc@ebc-jp.com
ホームページ : <https://www.ebc-jp.com>

新たなパートナーシップへ
日本の商環境に関する EBC 報告書
2018 年

編集主幹 : Bjorn Kongstad

© 2018 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者 : 欧州ビジネス協会
在日欧州 (連合) 商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話 : 03(3263)6222 Fax : 03(3263)6223
E メール : ebc@ebc-jp.com ホームページ : <https://www.ebc-jp.com>

目次

EBCからのメッセージ.....	6
駐日 EU 大使からのメッセージ	7
はじめに	10
EBCについて.....	11
ビジネス関連	
財務報告	14
人的資源	16
知的財産権	18
法律サービス	20
小売・卸売	22
税制	24
金融サービス	
資産運用	28
銀行業務	30
保険	32
運輸・通信	
航空会社	36
鉄道	38
電気通信サービス	40
電気通信機器	42
物流・貨物輸送	44
医療・衛生	
IVD (in vitro diagnostics)	48
医療機器	50
医薬品	52
ワクチン	54
化粧品・医薬部外品	56
消費財	
酒類	60
食品・農業	62
産業	
自動車	66
自動車部品・アフターマーケット	68
航空	70
宇宙	72
防衛・安全保障	74
産業用材料	76
エネルギー	78
補遺	
Pinnacle Sponsors	82
Gold Star Sponsors	84
Blue Star Sponsors	85
Special Sponsors	87
Sponsors	88
Supporters	89
Executive Operating Board	90
Board of Governors	92

本報告書の作成に当たりご協力いただいた、ピナクル、ゴールドスター、ブルースター・スポンサー各社に感謝の意を表します。

Pinnacle

CHANEL



Gold-Star



Volkswagen

Blue-Star



駆けぬける歓び



すべてのスポンサーは、本報告書巻末の補遺の章に記載されています。皆様のご支援に深く感謝いたします。

メッセージ

EBCからのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）の2018年版報告書「新たなパートナーシップへ」をお届けいたします。

ここ数年と同様、2018年も欧日関係に関して期待に胸躍る年となっています。今年は、EU-日本経済連携協定（EPA）がついに署名された年となりました。欧州は今や、スイス・日本自由貿易協定とEU-日本EPAという2つの別個の協定を日本と結んでいます。

EUと日本双方のビジネスに及ぼすEPAの影響は莫大です。EUの観点から見ると、EPAは、食品、衣料品・靴、医薬品、医療機器、自動車、機械といった分野の輸出を促進すること必定です。その結果、EPAのおかげで、すでに日本でプレゼンスを有している企業だけでなく、初めて日本市場に参入する企業においても、成長と雇用が拡大するでしょう。その恩恵は、EU経済と日本経済全体で、そして重要なことに、競争価格の質の高い製品の選択肢拡大に恵まれることになる消費者の間で、実感されることでしょう。

EBCは、ここまで来るために双方が払った大変な努力に敬意を表します。EBCは、EBC自身の経験に基づく洞察と情報を提供することで、プロセスに対して行うことのできた貢献を誇りに思うとともに、協定が確定しその実施へ向けての準備がなされるなか、ぜひともサポートを継続したいと考えています。実際、EBCにとって、今は最も重要な段階です。結局のところ、協定は実施されてこそ意味があるのですから。EU企業にとってこれは、関税の引き下げと撤廃が予定通りに完了されなければならないということ、現行の非関税障壁が取り払われねばならず、かつ、他の非関税障壁に取って代わられてはならないということ、公共調達市場がオープンかつ参入可能にならないといけないということ、地理的表示と知的財産権が尊重されなければならないということです。さらには、EPAの精神が政府機構内で行動に移されなければならない、当局は、EU企業と日本企業間の一層緊密な協力を促進し、双方が政策論議において代表されることを確保しなければなりません。この目的へ向け、EBCとその各産業別委員会は、EPAの実施を監視するべく、多大の時間と資源を投入します。

しかしながら、EBCの使命は、EPAで終わりとはなりません。日本で活動するEU企業の妨げとなっている相当数の問題は、EPAの範囲外にあります。こうした問題のいくつかはEU特有のものですが、非常に多くの問題は国内外のすべての企業に影響を及ぼし、新製品を遅らせ、コストを膨らませ、消費者の選択肢を制限する働きしかしません。したがってEBCは、EBCの各委員会が引き続きこうした問題にハイライトを当て、その解決方法について実際的な提案を行うことを期待しています。EBCの提案の大部分は国籍を問わず企業と消費者に益することになるというのが、EBCが切に強調したいメッセージです。

EBCの活動を可能にしているのは、多数の主要関係団体、とりわけ欧州各国商工会議所、EBCにも加入しているその法人会員、およびその他の在日ビジネス団体の継続的なサポートです。比類のない洞察とガイダンスを提供し続けている駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館と共に、EBCは今後とも日本における欧州企業の成功拡大に取り組みます。

本書の刊行を実現してくださった、巻末に名前が掲載されているすべてのスポンサー様、支援者様にも心より感謝申し上げます。EBCは、欧州と日本が相互通商と経済成長の新たなレベルに到達する手助けをすることを旨としています。EBCは、欧州と日本が新たなパートナーシップを結ぶなか、新たな楽観を胸に2019年へと臨みます。

マイケル・ロフラー
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 会長代理
(DKSH ジャパン株式会社 代表取締役社長)

フランチェスコ・フォルミコーニ
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 事務局長

パトリシア・フロア駐日欧州連合大使からのメッセージ

新任の駐日欧州連合（EU）大使として、日本におけるビジネス環境に関する待望の 2018 年版欧州ビジネス協会（EBC）報告書「新たなパートナーシップへ」に、メッセージを寄せる機会をいただき嬉しく思います。

日・EU 関係にとって、今は極めて重要な時です。来年早々に発効予定の経済連携協定（EPA）への署名により、EU と日本は保護主義に対抗すべく共に立ち上がり、双方の社会に益する開かれた公正で持続可能な、ルールに基づく貿易を推進するため、なお一層緊密に協力する、という明確なメッセージを世界の他の国々に発信しています。

しかし、世界貿易の 37% をカバーし、EU がこれまでに締結した最大の貿易協定であるこの EPA は、何よりもまず、欧州企業が輸出を増大させ、日本でビジネスを拡大する新たな機会をもたらすものなのです。関税の撤廃または大幅な引き下げ、非関税障壁の除去、輸出入関連手続きの簡素化、および日・EU 間の経済協力強化を通じ、EPA は 1 億 2,700 万人の豊かな消費者からなる日本市場を、広範囲にわたる欧州のモノやサービスに開放します。

しかしながら、EPA の締結は最初の一步にすぎないことを忘れてはなりません。EPA が目に見える経済的恩恵をもたらすためには、欧州企業（規模の大小を問わず）が EPA の存在を十分に認識し、その活用方法を確実に理解する必要があります。その上で、EPA の実施状況をつぶさに監視し、EPA の発行後に、欧州企業が直面するおそれのある困難に速やかに対処していくこととなります。

駐日 EU 代表部は、在日欧州企業を支援する上で EBC と継続的に協力することを実に重要だと考えています。EPA に関して言えば、在日欧州ビジネスコミュニティ内で EPA についての知識を広め、EPA 実施状況を綿密に追うことで、EBC は EPA の成功を担保するための重要な役割を果たすこととなります。駐日 EU 代表部は、そうした面での EBC との緊密かつ実り多い協力を心待ちにしています。

パトリシア・フロア
駐日欧州連合特命全権大使

はじめに

はじめに

すべてが予定通りに行けば、2018年は、欧州と日本の企業が自由貿易協定なしで通商を行う最後の年となる。本稿執筆時点には、欧州議会は、12月中旬に批准についての採決を行うことを目指し、経済連携協定（EPA）について討議中である。日本でのプロセスも同様で、国会は今会期中にEPAを批准する予定である。欧州ビジネス協会（EBC）は長年、EU・日本間の貿易協定締結を唱えてきた。EBCは同じく長年、協定の準備に密接に関与するとともに、交渉にも密接に関与し、日本で活動する欧州企業に影響する諸問題と技術的専門知識を欧州委員会に継続的に提示・提供してきた。

この事実を踏まえれば、本報告書で取り上げられている問題の大半が、何らかの形でEPAに関連しているのは意外ではない。こうした問題には、EPAを通じて最終的に解決される問題もあれば、EPAに盛り込まれているものの、結果がどうなるかは不確かな問題もある。EPAによって、EUのサプライヤーは食品・飲料分野における市場アクセスが大幅に改善することになる。多くの食品は関税が撤廃または大幅に引き下げられることになり、ワイン分野は、スティールワイン、スパークリングワイン共に、関税が即時全廃されることになる。靴および皮革産業も、関税引き下げとなる。この分野の関税は、かねてから欧州製品を必要以上にはるかに高価なものにしてきた。医薬品および医療機器市場ではすでに変化や改善が見られている。同じことは衣料品の表示要件についても言える。欧州の自動車メーカーにとっての問題のいくつかも盛り込まれているが、これはすべての問題が対処されているということではない。日本は公共調達市場もさらに開放することになり、とりわけ鉄道装置メーカーは好ましい変化を享受する見込みである。

とはいえ、EPAの成否は、その実施方法にきわめて大きく依存する。EBCと本報告書が力を発揮するのはこの方面である。読めば分かる通り、EBC委員会の多くは、EPAがもたらすことになる数多くのメリットや好ましい変化だけでなく、協定の精神に則ってEPAが実施されない場合に生じかねない難題や落とし穴についてもコメントしている。つまり、EPAは、絶えず監視され、時間通りに誠実に実施されなければならない。障壁を撤廃して、代替りの障壁が生まれるのなら何の意味もない。したがってEBCは、EPA締結までの政治的プロセスのみならず、最終的には発効状況も含めて、EPAの進捗状況の監視に相当のエネルギーを注ぐことになる。

EPAとは別に、日本には、近い将来、真っ向から立ち向かわなければならない暗雲が垂れ込めている。デモグラフィックス（少子高齢化）と、とりわけ労働力不足である。2011年以降、日本の人口は年々減り続けてきた。ますます多くの企業が人材確保に苦労している。これは、一層労働集約的になる傾向のあるサービス業でとりわけ痛感されている。本報告書作成時点において、日本は、外国人労働者受け入れに道を開くことになる法案を国会に上程している。これは大いに必要とされる改革であるとともに、EBCが歓迎し人的資源の章で提起している事柄である。EBCは入国管理にまつわるセンシティブな問題を十分に理解しているが、あらゆる事柄を見直す必要があるという点はやはり譲れない。

要約するなら、そして、明るい未来を信じる立場のEBCとして、明るい調子で締めくくるなら、EBCは、EPAを通じてEUと日本が、数字の上だけでなく、自由貿易を信奉する2つの開かれた経済圏として、通商と統合の拡大を推進することになる新たなパートナーシップを結ぶことになると確信している。これは、世界中で内向きの政策が拡大しつつある現在の環境にあって、切実に必要とされるものである。本報告書に記されたアイデアと提案が、EU-日本間の通商および投資の潜在力が十分に発揮されることを心より願う日本政府・欧州連合をはじめとする全関係者の皆様の考え方に対して、建設的に貢献することを信じてやまない。

本報告書の構成

この「はじめに」に続く28章は、EBCの各産業分野別／専門委員会によって執筆されており、過去1年間の日本の商環境における主要な問題点や進展を要約するとともに改革へ向けての具体的な提案も行っている。

欧州ビジネス協会について

1972
年に設立

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 17 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けてきた。EBC は 2008 年、在日欧州（連合）商工会議所として経済産業省に登録された。

24
の産業別
委員会

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。200 社以上の会員企業の役員約 350 人が、多岐にわたる産業セクターをカバーする EBC の 24 の産業別委員会の 1 つまたは複数に直接参加している。

200
社の会員
企業

EBC の各産業別委員会は、会員企業が日本でポテンシャルをフルに発揮することを阻んでいる諸問題を特定し、商環境に関する EBC 年次報告をはじめとする広範囲にわたるロビー活動ツールを用いて、問題解消による変革実現を目指している。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部、欧州各国大使館および他のビジネス団体と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本において開かれた通商・投資環境を創出する方法についての日本政府への提案を行っている。

変革の一翼を担う - EBC への入会

EBC は、日本経済に恒久的な変化をもたらす立役者です。EBC の既存の産業別委員会に参加することで、あるいは新たな委員会を結成することで、企業は、日本で起こりつつある重要な変化について知るだけでなく、変革に自ら影響力を及ぼす重要な役割を担う機会もあります。

EBC に入会することで、次のような機会に恵まれます。

- 政治フォーラムで取り上げられた課題に取り組む。
- 貴社の産業分野の重要情報にアクセスする（EPA の実施状況）。
- 欧州の他のプロフェッショナルとの貴重なコンタクト。
- 貴社が抱く規制上の懸念について EBC の傘下で問題点を整理して解消する上でのアドバイス。
- 日本の官僚および政治家への直通チャネル。

EBC へのお問い合わせは、下記まで：

フランチェスコ・フォルミコーニ、事務局長
fformiconi@ebc-jp.com
03-3263-6225

ビョーン・コングスタード、ポリシー・ディレクター
bkongstad@ebc-jp.com
03-3263-6224

ビジネス関連

財務報告
人的資源
知的財産権
法律サービス
小売・卸売
税制

Dr. Dirk Hermans

Chair, Financial Reporting Committee

(Director, Accounting & Finance Advisory, Deloitte Touche Tohmatsu LLC)

c/o Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Shin Tokyo Building, 3-3-1 Marunouchi

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005

Phone 03-6213-1231

Fax 03-6213-1235

財務報告

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）によって発表された国際財務報告基準（IFRS）を任意採用する日本の上場企業の数は、ここ1年間も順調に増えた。東京証券取引所（東証）の上場企業のうち、IFRSを採用済みまたは採用予定の企業は合計195社に上り、大手がますます増えているため、合計時価総額の約3分の1を占めている。さらに東証は、IFRSの採用が今後数年さらに増え続けて、ほどなく合計時価総額の半分を占めることになる予想している。EBCは、IFRSの任意採用を含め、日本が上場企業に一群の会計処理選択肢を認めた2010年以降になされた前進を高く評価する。このユニークなアプローチは、会計基準を決定する自由を企業に認めるだけでなく、日本国内の一般に認められた会計原則（J-GAAP）からIFRSへ移行する時期を企業が選択できるようにもする。上場企業は、資本市場規制当局や、会計基準設定機関、主要証券取引所といった日本の関係当局から、IFRSへのこの移行面で十分なサポートを受けてきた。

EBCは、IFRS適用を増進するための企業会計基準委員会（ASBJ）の進歩的な取り組みに注目するとともに、2015年の修正国際基準（JMIS）の制定がローカル色のあるIFRSを採用することによってそうした取り組みをサポートすることを意図していたことを承知している。これは2つの例外しか含んでいなかった。すなわち、一定期間にわたる償却手続によるのれんの会計処理と、損益計算書ではなくその他の包括利益計算書を通じての、特定要素のリサイクリング（組替調整）の義務付けである。しかし日本企業は、IFRSのほうがグローバルな同業者比較がしやすく、また、質的な財務報告として広く受け入れられているため、JMISではなくIFRSのほうを明らかに選好している。したがってEBCは、日本とASBJがJMISのさらなる策定を制限することを検討し、IFRSとのJ-GAAPのコンバージェンスを目指すという本来の目標に資源を集中させるよう提案する。これは、JMISの策定に払われた努力がまったく無駄だったということではない。IFRS基準設定機関としてのIASBは、のれんの償却をIFRSに含めるべきかどうかを再検討しており、日本の立場に留意しているからである。

当面、相当数の子会社を日本に抱えている、欧州に本社のある多国籍企業にとっては既存の課題が残る。日本の法定報告向けには、こうした子会社は引き続き、ASBJによって公開されているJ-GAAPに従って報告する一方、グループ報告向けの親会社への報告ではIFRSに基づく財務情報を作成できるよう、二通りの詳細な会計記録を維持することが必要になる可能性が大きい。資産の減価償却期間や方法、評価の原則や方法等々といったいくつかの大きな相違が存在してきた一方、2018年以降に発効するIFRSや、顧客との契約から生じる収益の認識や金融商品の認識と会計処理といった分野における最近のさらなる重要な改正によって、これはさらに複雑化している。さらに、リース会計基準（2019年）や、保険など特定業種／事業の会計基準（2021年）といった今後の改正に伴い、埋める必要のあるIFRSとJ-GAAPの間の距離はさらに拡大する。こうした最近のIFRS改正は多大の経営陣の時間と企業の資源を奪っており、会計処理の相違を減らす措置は、過度な経営の妨げや、資源の投入、二通りの大きく異なる会計記録を維持することの事務上の負担を軽減するだろう。会計基準のこうしたコンバージェンスは、法定報告目的でJ-GAAPで二重報告する負担を減らすことになるため、日本で活動する欧州企業にとってのみならず、投資家への主要な報告としてIFRSへ移行済みまたは移行予定のますます多くの日本の上場企業にとっても有用だろう。したがって、J-GAAPとIFRSという2つの会計枠組み間の相違を減らす取り組みは、報告の質を向上させるとともに、2つの基準間で目下必要とされる調整の量と複雑さも軽減するだろう。上場企業は、より把握しやすく、一層の透明性をもたらし、したがってよりよいガバナンスを可能にするワンセットだけの財務報告で事業活動を行うことになるため、日本でますます重視されている分野であるコーポレートガバナンスにも直接貢献するだろう。

EBCは、コンバージェンス面のいかなる取り組みも、日本の会社法や税法を十分に考慮する必要があることを認める。税務申告と財務報告の要件が大きく異なる場合には、一致させる努力が一般に妨げられるため、EBCは、規制当局が（時間、コスト、税の観点から見て）不利な税務効果を回避するよう提案する。2つの会計枠組みをコンバインドする取り組みは、IFRSを採用済みまたは採用予定のますます多くの大手上場企業にも益するであろうことは間違いない。

主要な問題および提案

■ コンバージェンスのアプローチ

年次現状報告：一部進展。ASBJは、殊に、より最近の重要な分野における、IFRS改正のペースで基準をコンバートする取り組み面で遅れに直面してきた。したがって、日本で活動する欧州企業と、ますます多くの上場日本企業の双方を含むIFRS採用企業にとって、二重の会計記録を維持し、資源を投入し、経営上の注意を払うことは、ますます大きな負担となっている。ASBJは、すでに実施された、もしくは間もなく実施される、IFRSの最近の重要な改正があった分野では特に、IFRSに沿ってJ-GAAPを更新することによってコンバートするのではなくとも、J-GAAPに改正を組み入れることによって、企業や財務情報利用者を助ける革新的な方法を引き続き目指すべきである。

提案：

- ASBJは、下記の2つのコンバージェンスのアプローチを適宜組み合わせることによって違いを埋めることを検討すべきであり、また、引き続き革新的なやり方でこうした課題に取り組むべきである。EBCの認識では、ASBJはJ-GAAPのみを使用する多数の日本企業の懸念を考慮に入れ、これに対処する必要がある。また、IFRSの最近の改正に伴ってJ-GAAPに大々的な改正を組み入れることは、改正の必要性や、それを採用するために必要とされる多大の資源を投入するそうした企業の能力にも疑問を投げ掛けることになる。
- ASBJは、現行のJ-GAAPの大部分をIFRSの最近の更新で置き換えて従前の相違をなくすことによってコンバージェンスを達成することを引き続き目指すべきである。
- ASBJは、IFRSをJ-GAAPに融合させることによって、J-GAAPの既存の慣行、ならびに現行のIFRSすべてが可能な限り共存できるようにする方法を検討することを通してIFRSのより最近の重要な改正に対処することを考慮できるだろう。双方の基準の主要な要素が最新版J-GAAPへと入念に融合されたなら、企業は、自社の状況に最も適した会計方針選択肢を選ぶことができるようになる。基本的にこのアプローチは、自社にとってよりよいと思う基準を採用するとともに転換時期を選択することを通して、上場企業が目下行っている財務報告の自由選択のやり方と足並みをそろえることになる。

コンバージェンスへのこの融合的アプローチは最近、顧客との契約から生じる収益に関するJ-GAAP改正（2018年に発表）に使用されてかなりの成功を収めており、下記のような、その他の既存の分野および新たな分野における相違を埋めるために積極的に追求されるべきである。

- 有形固定資産に関する耐用年数の決定と許容される減価償却方法の年次の相違
- IFRSにおける2013年から発効したIFRS第13号の公正価値測定および開示のガイダンス
- IFRSにおける2018年に発効した金融商品に関する認識、測定、会計処理
- IFRSにおける2019年から発効予定のIFRS第16号によるリース会計基準
- IFRSにおける2021年から発効予定の保険契約会計基準

■ コンバージェンスのスピード

年次現状報告：一部進展。J-GAAPとIFRSの間の相違が拡大しつつある一方、J-GAAP基準の改訂のペースはますます後れを取っているため、ASBJは、コンバージェンスを達成するために要する時間を短縮することに的を絞る必要がある。こうした状況は、二重報告を行う企業が二通りの会計記録内で維持する詳細をなお一層増やすことにつながるとともに、IFRSで報告を行う欧州企業や日本の上場企業にとって望ましい状況ではない。

提案：

- IFRSに沿ってJ-GAAP基準を更新する際には、発効および移行開始日として二通りの期日を設けることができるだろう。主たる発効日は、J-GAAPのみを用いている日本国内のすべての企業による、最新版J-GAAPの義務的採用期日であり、そうした期日は、このような最新版基準発表が遅れている現状に対処するための更新作業がすみやかに行われると仮定するならば、最新版基準の発表から数年後に設定できるだろう。代替的な発効日は、企業による任意早期採用日であり、これは、可能な限り、最新IFRS採用日になるべく近いものにできるだろう。そうすれば、IFRSで報告を行う企業は、最新版J-GAAPの早期採用を選択することで、二重の会計記録を維持する期間と複雑さを短縮・軽減できるだろう。

Ms. Sonya Ito

Chair, Human Resources Committee

(HR Manager, Japan and South Korea - Herbert Smith Freehills)

c/o Herbert Smith Freehills

Midtown Tower 41st FL, 9-7-1 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-6241

Phone 03-5412-5412

Fax 03-5412-5413

人的資源

はじめに

EBC人的資源委員会では、長年にわたり日本の人口動態に注目してきた。日本政府は、これまでも技能労働者および単純労働者の不足、少子高齢化、出生率の低下などの問題に対処するため、各方面で様々な取組みを積極的に展開している。しかしながら、こうした問題は依然、日本経済全体のみならず、国内外のビジネスネットワークの持続的な活力維持を阻害する深刻な問題である。失業率が低水準で推移する中、有効求職者人口から需要に応じるだけの労働者を確保するには限界があり、人手不足感の緩和には程遠いのが現状である。

そんな中、EBCは、安倍政権が労働市場における女性の活躍推進のために様々な取組みを打ち出していることは大きな前進だと評価している。配偶者がパート・タイムで就労することのメリットを取り除くために非就労の（または限られた時間のみ就労する）配偶者を持つ納税者を対象とする現行の所得税控除の見直しがなされたほか、企業に対し、女性の雇用者数の拡大と女性役員の数増加を求めた。さらに、安倍首相が子供のいる共働き世帯に対する支援の向上を表明しており、これは正しい方向への明らかな前進だが、実際に成果を上げるためには具体的なフォローアップが必要になると思われる。日本政府が、例えば公立の託児所や民間の保育サービスの拡充、男性による育児休業の取得支援・奨励などにおいて、独創的なアプローチを見出すことを期待している。

この点EBCは、日本政府および法務省が、外国人労働者に「選ばれる国」になるために再入国許可およびビザの有効期間の延長に関する新たな制度を導入したことは評価する。この新制度の導入に合わせて、専門性が高い技能を有する人材の受け入れ態勢の整備に向けた取り組みが行われ、個々の企業ひいては経済全体に恩恵をもたらすと確信している。また、オンライン・ビザ申請手続の導入が検討されている動きも見受けられるが、実現すれば、現在の多大な時間を要するビザの延長や更新を手続の改善につながることを期待される。さらに政府は、外国人単純労働者の受け入れを拡大に向けた最終段階に入っており、受け入れ枠としては345,000人といった具体的な数字が挙げられている。外国人労働者の日本社会への融合は慎重な対応を要し、多くの課題を伴うが、そうした大胆な政策は必要かつ不可避であると確信しており、政府の取組みを高く評価する。

労働法規に関しては、時間外労働の相殺が認められる期間の延長を導入した政府の施策を評価している。この制度改正は、ごく最近に導入されたものであり、産業界が具体的にどのように運用するかは不明であるものの、日本政府が推進しEBCが支持するより柔軟な勤務スタイルに向けた前進であることは明らかである。その一方で、改正後の3か月という相殺期間は、多くのプロジェクトが3か月以上の期間に及ぶことからするとまだかなり短いと思われ、さらなる検討の余地があると考えられる。

年金制度に関しては、2001年の確定拠出年金法の施行により、雇用者はより柔軟で魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。現在の少子高齢化の進行や、これが日本の社会保障制度を圧迫することが不可避である状況に鑑み、個人が老後の金銭的備えをすることを奨励するさらなるインセンティブを設けることは危急の課題である。その一方で、年金制度がより多くの外国人技能労働者に門戸を開くという施策の障害とならないよう確保する必要があると思われる。現行の制度では、こうした労働者が最終的に日本を離れる際に払い戻しが義務付けられている保険料は直近3年間の支払分のみだが、このような制限を撤廃し、日本の年金制度への強制拠出の全額払い戻しを受けられるようにする改正が切望される。また、雇用主と被雇用者の両方の負担を軽減し二重支払いを回避するため、残るすべてのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの間で社会保障協定を締結すべく速やかに行動することを期待している。ただし、この制度の適用を受けるための年金保険料払込期間（受給資格期間）が25年から10年に短縮されたことについては、EBCが支持し歓迎する進展であったことを付言させていただきたい。

主要な問題および提案

■ 入管法および入管政策

年次現状報告：大いに進展。日本はより積極的な入管政策アプローチをとる必要がある。いくつかの業種は目下、人手不足に悩んでいる。これは、技能労働および単純労働のどちらについても言える。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- オンラインによるビザの申請と延長の導入を進める。
- 関連学位を保持せぬ者についての業界経験年数要件を10年から5年に引き下げる。
- 非高度技能労働者にビザを認める政策案を速やかに実施する。
- 事実婚パートナーシップ、または同性婚のパートナーに関するビザ手続を正式化する。

■ 労働市場規制および職場の多様性

年次現状報告：若干の進展。日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支えるとともに日本の経済を推進することのできる十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大化することだろう。EBC は政府に対し、従業員と雇用主双方にとってのフレキシビリティに引き続き一層焦点を合わせるよう強く要望する。これは、タイムマネジメントの観点からも、スタッフ再編成の観点からも必要とされる。

提案：

- 配偶者特別控除を廃止する。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備の確保に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。
- 公立の託児所に提供されるものと同じまたは類似した財政支援を企業に提供することによって、企業が保育施設を設けることを奨励する。
- 長期雇用ではなく業績に基づく競争力ある労働力創出を促進する雇用法を導入する。従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要とする。
- 日本は、より長期のプロジェクトや季節的推移に一層合致するよう、最大6ヶ月間、時間外労働の相殺ができる清算期間の延長を認めるべきである。
- 職を失う正社員の補償に関する明確な規則を設けつつ、企業再編成をより容易に行えるようにする。
- 政府と日本の大学は、大学生のためのインターンシップ・プログラムの設置を推進すべきである。
- 雇用法制を改正して「高度プロフェッショナル制度」を拡大し、社員の適切な保護を維持しつつ、現行制度の対象の高プロよりも少ない年収の社員を含める。なぜなら高い技能とモチベーションを有する人々は、時間制ではなく出来高制で仕事をすることを望むからである。

■ 年金制度

年次現状報告：徐々に進展。いくつかの欧州の国々との間で、こうした国々の国民の利益のために、社会保障協定を交渉中または締結済みとなっている。こうした国々の国民は今や、日本の年金制度への強制拠出分を全額払い戻してもらえる。これは、日本の大学の外国人卒業生の採用を一層容易にするため、欧州諸国との間だけでなく、近隣諸国との間でも重要である。

提案：

- 払い戻し期間を延長するとともに、払い戻しを拡大して、日本の年金制度からの受給資格を得る前に日本を離れる外国人のための雇用主拠出金を含める。
- 近隣アジア諸国の国民は、日本の労働力不足の解消役としてますます一般化しているため、日本は、欧州諸国だけでなく近隣アジア諸国にも着目し、二国間社会保障協定の導入拡大を目指すべきである。

Mr. Laurent Dubois

Chair, Intellectual Property Rights Committee

(Representative, Union des Fabricants)

c/o Union des Fabricants

SK Bldg. 3F, 1-5-5 Hirakawacho

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093

Phone 03-3239-3110

Fax 03-3239-3224

知的財産権

はじめに

日本では、高級ブランド品は2つの販売チャネルの1つを通して消費者の元に届く。すなわち、正規の販売業者、または並行輸入業者のどちらかである（並行輸入品の販売は、日本では違法ではない）。高級ブランドは正規販売店またはインターネット・サイトを通じて売上を伸ばすことに努めているが、商品イメージを保護する必要があるため、ほかの流通業者を利用したネット販売に取り組むことには積極的であるとは言えない。高級ブランド品やトップブランドオーディオ製品の真正品に「並行輸入品」と称する模倣品が混然一体となりオンライン・マーケットで販売されている。ほかの多くの国々の場合と同様、日本で流通している模倣品の第一位の製造・輸出者は中国であり、日本に流入する偽商品全体の92.2%を占めている。

2017年には、50,000点以上の模倣品が税関によって水際で差し止められた。税関がすべての輸入品を検査するのは不可能であることを考えると、この数字はたぶん、偽商品輸入量全体のほんの一部にすぎないと想定できる。「個人使用」目的の模倣品の購入は日本では禁止されていないため、一部の模倣品はたとえそうと分かっても阻止することができない。

最近まで、日本の多くの消費者は、それと知りつつ模倣品を買っていた。しかし、現在の主な論点は、消費者を欺いて、本物のブランド品を買いたいと思っている消費者に模倣品をつかませる、または、支払いだけさせ何らの物品も届かない、クレジットカードなどの購入者情報を盗む不正ウェブサイト（ほとんどは海外で運営）への消費者のアクセス回避をいかに助けるかである。政府は目下、模倣品を不正に販売しているなどのウェブサイトへのアクセス・ブロックの実現可能性を検討させている。

関係省庁は、知的財産権保護に相当の努力を払っている。消費者庁は、模倣品をうっかり買ってしまった消費者を支援するための越境消費者センターを設置した。同センターはウェブサイト上で、模倣品を販売しているオンラインストアの名称を公表している。さらに、警察庁は、ウェブブラウザによる警告表示を可能にするため、模倣品を販売しているウェブサイトに関する情報を国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）に提供することによって、消費者を保護している。

大手ネット通販サイトのYahoo!、楽天も、模倣品撲滅面で重要な役割を果たしている。例えば、模倣品や違法業者に関しての情報を知的財産権保有者団体を通じ、各ブランドと定期的に交換することによって、運営するサイトの浄化に努めている。運営するショッピングサイトの「浄化」するために、掲載された商品が例えばとりわけ安い価格や消費者から寄せられた情報により模倣品であると疑われる場合、関係ブランドと協力して、その商品を試験購入して、本物かどうかを確認する。商品が模倣品と判明した場合には、掲載した業者は即刻サイトから追放するというも行っている。

発展に目覚ましいフリマ・アプリでは、一部のサイトは、模倣品撲滅に注力し既存のオークションと同じある程度満足すべき結果を得るに至っている。他方、一部のサイトは、模倣品対策が不完全であり、模倣品の流通を防ぎきれない状況から脱していない。

最後に、模倣品を排除するための枠組みを設ける協調的取り組みが日本の各方面によって行われている。そうしたアプローチのいくつかは、欧州や米国で適用されているものより先進的である。しかし、問題もまだある。具体的には、不正ウェブサイトから消費者を保護するインターネット・ブロッキングなどの実施や、「個人使用目的」の模倣品の販売を規制するため方法について検討をする必要がある。これらは、インターネットでの模倣品の販売増加の問題解決の一助となるはずである。

主要な問題および提案

■ 日本および海外のオンラインモールから模倣品を排除するための強化された継続的措置

年次現状報告：進展なし。大手CtoCは自社サイトにおける模倣品の比率を1%未満まで引き下げることに成功しているものの、一部のBtoCは、権利者と連携し自らも対策を行うという必要な対策をとる姿勢にない状況にある。大部分である対策に積極的なBtoCでも対策がスピード感をもって進まない原因の一つとして、アップロードされるほとんどの画像データが真正品のものであり、で当該商品が模倣品かどうかを判断できず、本物かどうかを確認するには試験購入がしばしば必要になることである。さらに、販売されている商品全体の実に20%前後を模倣品が占めているいくつかのフリマ・アプリに関しては、模倣品に対する対策未だ追いついていない。模倣品販売サイト、不正サイト、なりすましサイトに対する取り組みは全般的に進行があまりにも遅すぎる。日本の関係省庁によってすでに設けられている対策としては、そうしたサイトの運営者が使用する銀行口座の凍結、サイトのURLの公開、セキュリティ・ソフトまたはブラウザによる警報の表示などがあるが、問題の根本的解決をもたらす一助となるウェブのブロッキングについては、「知的財産推進計画2018」で政府がその導入の検討を行うことを決定しているものの、実施には未だ至っていない。知的財産権と消費者利益を保護する必要性に対する国民意識は間違いなく向上しつつあるので、今こそ、模倣品販売を撲滅するための大胆かつ早急な対策をとるべきである。

提案：

- BtoCから模倣品を排除することを目的として、日本の特定商取引に関する法律を改正などし、インターネットで販売されるブランド商品に対するチェックを強化すべきである。さらに政府は、ISP、流通業者、知的財産権保有者に対し、この分野における民間の取り組みを推進するための独自の模倣品防止対策ガイドラインを設けるよう促すべきである。
- 模倣品販売サイト、不正サイト、海外サーバーに置かれたなりすましサイトに対しては、サイトへのアクセスのブロックや、検索エンジンからのサイトの削除といった抜本的な対策をとるべきである。
- 既に、政府は、ISP事業者と権利者の模倣品対策を協議する場への未参加のISP事業者に対する合流の呼びかけに努めてきているが、今後もこの施策を継続すべきである。

■ 「個人使用目的」の定義の厳格化

年次現状報告：進展兆しあり。「個人使用目的」での模倣品の輸入・購入が日本では合法とされていることは、模倣品を商業目的で輸入する業者に抜け穴をもたらす。その結果、税関は模倣品の摘発に人手と時間を浪費した挙句、結局は輸入許可を与えるしかなくなってしまう。前述の「知的財産推進計画2018」で政府は、「個人使用目的」での模倣品の輸入を規制する事についての検討を開始することを決定している。商行為を律する「商標法」を改正しこれを制限することについては、多くの反論がある様子である。これにこだわる必要はなくものの、例えば、「個人使用」の定義を厳格化することはできるはずである。例えば年に数回、郵便で多数の模倣品腕時計を輸入する業者などは、「個人使用目的」と推定しうる商品の最低所持期間（例えば1年）や最大個数を定義するだけで歯止めを掛けられるだろう。「個人使用目的」での模倣品の輸入が商標法によって禁じられないのであるならば、他関係法規を改めて、商品が個人使用目的であるとの主張をそうした業者ができないようにする等の方策が必要である。

提案：

- たとえ「個人使用目的」であっても、模倣品の輸入は、何らかの法令によって規制されるべきである。
- 例えば、「個人使用目的」の定義を厳格化し、「個人使用目的」であると申告できる点数に制限を設けるなどすれば、現状を改善することが可能だと思料する。

Ms. Rika Beppu

Chair, Legal Services Committee

(Partner, Squire Gaikokuho Kyodo Jigyo Horitsu Jimusho)

c/o Squire Gaikokuho Kyodo Jigyo Horitsu Jimusho

Ebisu Prime Square Tower 16F.

1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo 150-0012

Phone 03-5774-1885

Fax 03-5774-1818

法律サービス

はじめに

EBC は、外国法事務弁護士（「外弁」）が外弁として登録するための職務経験要件に関する日本の法律の改正が見込まれることを喜ばしく思う。現在のところ、3年の職務経験が必要とされ、うち2年は海外での職務経験でなければならない。法務省の外弁制度に係る検討会は目下、海外での職務経験要件を2年から1年に短縮すること、ならびに、法律改正の実施を条件として、外弁と日本人弁護士の共同での法人（B法人）設立を可能にすることを提案している。

1. 2015年を通じて開かれ、2016年7月5日に発表された報告書で集約された上記検討会による審議に関して、EBCは、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号）（以下、同法）の以下の改正が、2018年秋の国会に上程されると理解している。

1.1 現行の3年の職務経験要件（うち2年は海外での職務経験であること）は、3年（うち1年は海外での職務経験であること）に変更される。

1.2 外弁と日本人弁護士の共同での法人（B法人）設立が可能となる。

1.3 同法の下での「国際仲裁事件」の範囲は、そうした仲裁事件に外弁が関与できるよう明確化される。例えば、(1)「国際仲裁事件」は日本を仲裁地としなければならないという条件、ならびに、(2) 仲裁事件は、主要な事業場所または本社が海外にある少なくとも一方の当事者の関与が必要という条件は、(1) 仲裁地は日本である必要はない、および、(2) 少なくとも一方の当事者の株式または議決権の過半数が、海外に住所がある法人または個人によって保有されること、へと改正されることになる。

2. 外弁の承認・登録制度の透明性および承認・登録手続の簡素化：必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連が協議を行うために設けられた場からの更新情報を歓迎する。この場合は、外弁の承認・登録に係る手続とタイミングの透明化・簡素化・迅速化を狙いとしている。

EBCは、上記の1.1、1.2、1.3項の事項を反映した見込まれる法律改正およびその実施を歓迎する。EBCは今後とも、外弁登録前の職務経験要件の撤廃を提案し続ける。とりわけ、最終的な成功は、外弁が適切に参加し、外国法曹界の見解に十分な配慮が払われつつプロセスが公正に実施されることに依存することから、EBCは提案全体の展開を引き続きつづきに見守っていく。

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：見込まれる法律改正が実施されればかなり進展。日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。EBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。外弁制度は実施から30年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の見直しは、現在見られる不満を相当程度解消しうるだろう。

提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告：2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展。外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律が2014年によく可決された。しかしながら、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。その結果、新しい法律の有用性は深刻に制限される。

提案：

- 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうる。

提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

Mr.Karl Hahne

Chair, Retail & Wholesale Committee

(President & Representative Director, Häfele Japan K.K.)

c/o Häfele Japan K.K.

14-17 Kami-shinano

Totsuka-ku, Yokohama 244-0806

Phone 045-828-3117

Fax 045-828-3119

小売・卸売

はじめに

日本の小売市場は依然、世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ10年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、日本の消費者により幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて明らかに恩恵をもたらしている。それは、相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった都市の再活性化を助けることによって、日本経済全体にも利益をもたらす。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者自体にプラスになる。

EU-日本EPAの実施に伴い、欧州の製品やサービスにとっての市場アクセスは改善することになる。関税は引き下げられる。ほとんどの場合、関税はEPA発効初日にすでにゼロに下がるだろう。EBCは、EU-日本間の基準や規制の一層の整合化も期待している。整合化が困難な場合、または実現に時間を要する場合には、基準、認可、試験結果の相互承認を通じて状況を改善すべきである。EUと日本は共に、消費者保護を実現するためのしっかりとした制度を有しているため、消費者保護が縮小することはないことをEBCは指摘しておきたい。

欧州の卸売業者と小売業者は、日本市場において依然、グローバル規模のロジスティックスを活用することを困難にする相当の障壁に直面している。これはコスト増大をもたらし、したがって日本の消費者にとっては価格上昇をもたらす。政府は、欧州の基準をすでに満たしている製品に独自の国内規則・規制を適用することを依然として求めている。EN（欧州規格）およびISO規格またはCE (*conformité européenne*) マークの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者保護に関する政府の懸念を共有してはいるものの、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信している。したがって、規則と規制の相互承認は意味があり、すべての市場参加者にとって公平な競争条件を生み出すだろう。欧州の小売業者や卸売業者が直面している障壁のほんの一例は、消費者庁が定める日本特有の品質表示規程である。その他には、SI単位系（国際単位系）以外の非許容、食品衛生法の器具・容器包装の輸入申請手続き、国際基準と欧州の認可の不承認などがある。さらに消費者製品の輸入・認証・表示の整合化されていない手続は、不要に高コストかつ複雑である。

日本の電気用品安全法、通称電安法もまた、小売業者と卸売業者にとって不要なコストと複雑さをもたらしている。経産省は、この法律の対象となる電気用品名をリストに挙げている。しかし、特定の製品がどの電気用品に該当するか、または対象外かの判断は容易ではなく、適用すべき試験規格の特定に不確かさを招いている。加えて、この分野では真の整合化が欠如しており、IEC（国際電気標準会議）規格と同等の日本の規格が採用される場合でも、必ずしも最新更新版のIEC規格に準拠していない。

最後にEBCは、セーフハーバーのない垂直的制限規制の見かけの緩和以後の日本の独占禁止法や、小売業者と卸売業者に対する、明確な判断基準を伴わない下請法の施行についても懸念している。結果、この法律の適用は一層予測不可能で不透明になっており、そのため、法令順守が一層困難となっている。こうした状況につけこんで市場が操作される切実なリスクがあるため、EBCは公正取引委員会（公取委）に対し、法令順守を行いやすくする明確なガイダンス文書を可及的速やかに出すよう要望する。

上述の通り、EBCは、EU-日本間のEPAの実施を心待ちにしており、これが日本の小売および卸売業界をさらに活性化して日本の消費者に益することになると確信している。

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

年次現状報告：若干の進展。政府は、欧州基準や国際基準をすでに満たしている製品に独自の規制を適用することを依然として求め、通商を害している。EBCは、厚労省が食品衛生法の器具・容器包装に関するポジティブリストを諸外国と整合化するよう要望する。

提案：

- 厚労省は、器具・容器包装に関する現行のポジティブリスト案について、諸外国との整合化を確保すべきである。さらに、リストを英語でも提供することが重要である。
- 日本は、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）と同等のものとして、EU木材規制を承認すべきである。
- 日本は、SI単位系も併記される場合には、計量器への一般的な非SI単位系の記載を許容すべきである。
- 技術基準の導入を避けるとともに、規格とその適用範囲に関する詳細な情報が英語で簡単に手に入るようにすべきである。

■ 表示

年次現状報告：わずかな進展。家庭用品品質表示法改正はいくつかの改善を導入したが、表示規程は依然として詳細にすぎ、小売業者にとって融通性に欠け、表示は消費者にとって複雑すぎる。

提案：

- 消費者の製品理解を助け、小売業者にとっての融通性を導入するため、表示法を改正すべきである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告：進展。EPAの実施に伴い、革靴の関税割当は廃止されることになる。当面、革靴の関税割当の管理は透明性を欠いており、割当は必ずしも革靴の実際の輸入業者に与えられておらず、これは重大な市場のゆがみにつながる。

提案：

- EPAが実施されるまでは、経産省は、制度を監視して、靴の売買に携わっていない企業からの申請を却下し、そうした企業の割当を解放し、より厳しい罰則を実施すべきである。

■ 酒類の通信販売の制限

年次現状報告：進展なし。通信販売（ネット販売を含む）により、県境を越えて行われる酒類小売販売は制限されている。さらに、古い免許を規制対象外とすることは新規参入者にとって不公平である。

提案：

- 日本は、酒類小売業免許制度内の通信販売制限を廃止すべきである。
- 日本は、古い免許を制限対象外とする慣行をやめるべきである。

■ 競争法／独占禁止法

年次現状報告：進展なし。日本の独占禁止法は、垂直的制限における市場シェアの小さい競争者にも「市場支配力」の認定、依存関係の有無と無関係に「優越的地位」の認定を含んでおり、グローバルな慣行と異なる。下請法は明確な判断基準を欠いており、「イエローカード」違反通知は説明を欠いている。

提案：

- 独占禁止法を、グローバルな慣行と整合化すべきである。
- 透明性がなく、法的根拠も明確な判断基準も欠いている「イエローカード」方式を廃止すべきである。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young Tax Co.)

c/o Ernst & Young Tax Co.

Hibiya Mitsui Tower, Midtown Hibiya, 1-1-2 Yurakucho, Chiyoda-ku

Tokyo 100-0006, Japan

Phone +81-90-9848-6525

税制

はじめに

EBCは、投資家にとっての日本の魅力を高めるための政府の継続的な取り組みを歓迎する。これまでの改革は、総合実効法人税率を大都市圏の大企業については 35.6%から 31%に、中小企業については 35%に引き下げてきた。政府は、8%から 10% への消費税率引き上げを通じて国の財政立て直しを支援することを計画している。日本は、所得への課税から消費への課税への税制のあり方の推移面で、多くのEU加盟国を含む欧州諸国より、まだ後れを取っている。

とはいえ、安倍首相が行った公式声明は、日本が、成長への貢献面で世界経済の中で主導権を握り、経済を可能な最大限まで再起動させることを目指すことを示唆している。これまでの政府の方針はいずれも、支出への大きな歯止めを伴っていないため、政府予算の拡大する赤字は、どこかの時点で税収増加によって埋め合わせる必要がある。したがって、近年行われてきた課税ベースの拡大は今後も継続することになる。残念ながら、法人税率引き下げといった一部の政策をよそに、政府の全体的アプローチは必然的に、潜在的な海外投資家にとっての日本の魅力に悪影響を及ぼすことになる。

この悪影響は、55%以上もの相続・贈与、所得税率を課すという、富裕層と平均以上の所得層に対する課税への政府の注力増大によってさらに強められる。EBCは、短期・中期の在留外国人に益する先ごろの相続・贈与税法改正を高く評価する。また、EBCが検討を求めていた、長期在留外国人が出国後に行った国外財産の相続・贈与についての課税廃止を歓迎する。とはいえ、香港とシンガポールというアジアの主要投資ハブは依然、個人投資家、とりわけアジア地域に長期在住することを望む投資家にとって、より魅力的な課税管轄であり続けるだろう。

EUと日本の間の二国間通商・投資は、日本と個別のEU加盟国との間の最近の租税条約や、OECDの「税源浸食と利益移転」(BEPS)アクションプランの下で策定された多国間協定の仲裁規定で規定されているような二重課税から大きな恩恵を得ている。しかし、EU加盟国の大半(すなわち、ブルガリア、チェコ共和国、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア)との日本の租税条約は依然、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税の相互廃止といった、多国間協定の範囲外の分野に関する免税を欠いている。ギリシャ、クロアチア、キプロス、マルタとは条約がまだ結ばれていない。

要約すれば、政府によってこれまで行われたいくつかの税制改革は対日投資の奨励・支援に向け適切な方向を目指しているとEBCは見なしているものの、いくつかはそうした目標に真っ向から逆らう働きをする公算が大きい。したがって、政府が見込む成長は達成が困難だろう。多額の財政赤字への対処がなされないまま、この問題の想定された解決法として税収が利用される限り、この状況は今後も続くだろう。

主要な問題および提案

■ イノベーションを促進する税政策

年次現状報告：ほとんど進展なし。イノベーション集約型産業は、成長と雇用の重要な推進要素である。研究開発およびイノベーション促進優遇税制は、研究開発活動と関連の（海外からの）投資を奨励するための効果的な手段として世界的に認められている。日本の規則は日本国内でこもり研究開発およびイノベーション費を税務上多少考慮しているものの、現行の税額控除は一般に（利用可能性の面でも租税特典の面でも）あまりにも範囲が限られており、外国企業による潜在的な研究開発ロケーションの選択における決定的要因とはなり得ない。とはいえ、研究開発費増加や新規にスタートした活動により高い税額控除率を適用する決定は歓迎されるものであり、日本での研究開発方針を見直す外国企業は、研究開発費が中央の本社によって負担されるのではなく、現地の日本法人によって負担されるのであれば、この決定から恩恵を受けうる。しかし概して言えば、研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上することを望むのなら、日本は現行の研究開発税務政策を改める必要がまだある。この点で、ほかの多くの諸国が近年、知的財産（IP）の創造・活用後の稼得に適用される、何らかの形態の「バックエンド」IP制度を導入していることに留意すべきである。さらに、現行の研究開発優遇税制は、研究開発費を現地で支出していない企業や赤字を出している企業には利用できないため、多くの外国企業および新興企業にとってほとんどメリットがない。

提案：

- 研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上するために、外国企業および新興企業の特殊な立場に特に注意を払って、現行の研究開発税務政策を改める。

■ 役員の報酬

年次現状報告：新たな問題。先ごろの税制改革は、業績連動型の取締役報酬の控除可能性を制限する不利な取締役報酬課税規則のある程度の免除を提供した。しかしながら、實際上、この免除は、有価証券報告書を発行する上場企業にしか適用されない。とりわけ中小企業や外資系企業はこの改革を活用することができず、結果的にこうした企業は、税引後利益から業績連動型取締役報酬を支払わなければならない。

提案：

- 中小企業ならびに外資系企業にとっての免除の障壁を取り除いて、妥当な業績連動型取締役報酬の控除を可能にする。

■ 税申告期間の延長

年次現状報告：若干の進展。日本の法規は、企業や個人に対し、暦年度末または会計年度末後2～3ヶ月以内に納税申告書を提出することを義務付けている。日本の極端に短い申告期限は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労・家庭生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。2017年の税制改革は、個人ではなく企業に対する、負担軽減の提供を意図した措置を導入した。しかし、企業にとってさえ、これは実際的でないことが明らかとなっており、多くの日本の納税企業からはまだ採用されていない。

提案：

- 所得税の税申告期間の延長は、欧州諸国の場合と同様、5月30日まで認められるべきである。専門サービス・プロバイダーが関与している場合には、さらに6カ月の延長が認められるべきである。また、例外的なケースでは、個人が延長を申請することを法律で認めるべきである。

■ 所得税および相続税

年次現状報告：進展したが長期在留者には不利。 最高税率が55%以上にのぼる日本の所得税、相続税、贈与税はアジア最高どころか、世界最高である。外国人は、在留当初10年間は贈与税・相続税の課税対象外である。しかし、長期在留者になると、贈与税・相続税が全面的に適用される。さらに、日本の最高相続税率は、近親者間の相続に適用され、諸外国の場合よりもずっと低い課税最低額および課税控除で適用開始になる。日本の贈与・相続税制は、長期在留者を引き止める能力に悪影響を及ぼして、外国の知的資本と対日投資の喪失の潜在的引き金となる。

提案：

- 贈与・相続税法が適用される外国人のカテゴリーを、出国税が適用される外国人のカテゴリーと整合させて、日本に永住することのできる外国人のみに、グローバルな財産への課税が適用されるようにする。

■ 説明責任

年次現状報告：進展なし。 国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。

提案：

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を正式に定めるべきである。この制度は、よりユーザーフレンドリーであるべきである。
- 水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討する。英国とオランダでは、これらはいずれも、効率向上を助けてきた。
- 税務当局が英語でのコミュニケーションを可能にしたなら、透明性が向上するだろう。

■ 租税条約

年次現状報告：進展。 日本は先ごろ、スペイン、オーストリア、デンマーク、エストニア、ラトビアとそれぞれ新しい租税条約を締結することで大枠合意し、まもなく実施される。EBCは、使用料、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。しかしながら、その他 12カ国のEU加盟国との条約はまだ再交渉の必要があり、ギリシャやクロアチアを含む 4カ国とはまだ条約が締結されていない。さらに、EU域内および日本国内の社会保障制度への従業員の拠出金は相互的に課税控除対象として扱われるべきである。

提案：

- 新しい、または改正された条約は、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処し、かつ、多国間協定によってすでにカバーされているのではないなら、仲裁規定を含むべきである。
- 目下日本と条約を結んでいない国々と条約を結ぶべきである

■ 地方税の一元化

年次現状報告：新たな問題。 日本各地で事業を行う納税企業は、多数の地方自治体で地方税の申告を行う必要があり、年に3度、数十件、場合によっては数百件も納付を行ったり、該当する場合には還付申告を行ったりする必要がある。

提案：

- EBCは、地方税の管理を、消費税と同様、政府によって一元化し、納付先を、納税企業の本社が置かれている自治体に一本化することを提案する。

■ 印紙税の廃止

年次現状報告：新たな問題。 わずか 200 円の印紙税は、社内業務プロセスや支払のために相当の付加的な事務上の労力を必要とする。事務上のコストは、税収に釣り合っていない。印紙税の廃止は国内の多数の事業団体からも要請されており、税制改革論議でも公に議論されている。

提案：

- 政府は、印紙税の廃止を検討すべきである。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

Mr. Nicolas Sauvage

Chair, Asset Management Committee
(Representative Director, Amundi Japan Ltd.)
c/oAmundi Japan Ltd.
Hibiya Dai Bldg. 20F, 1-2-2 Uchisaiwai-Cho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
Phone 03-3593-5900
Fax 03-3593-5932

資産運用

はじめに

2018年半ば、日本のメディアは専門紙のみならずこぞって、資産運用業界にとって「衝撃的」な2つのニュースを報じた。

日本の家計の金融貯蓄に関する統計をまとめている日銀は、日本の家計が投資していた投信残高を3分の1近く、すなわち33兆円(2,500億ユーロ)も過大計上していたことを認めた! この過大計上の理由は、日本の金融機関によって私募投信に投資された多額の運用資産残高(AUM)の一部が、長年、家計のAUMとして計上されていたことにある。

実際これは、日本での投信の低い普及率や、老後に備えるための家計の金融資産構築の緊急性も如実に物語っているため、衝撃である。日本の家計の金融貯蓄に占める投信の割合は依然5%以下であるのに対し、欧州では国によって10~20%の範囲、米国では優に30%を越える。より多くの国民が老後の支えを一層政府に頼ることになるため、これは個々の家計のみならず、政府や社会全体にとっても問題である。これはまた、成長のための資金調達先から企業が調達可能な資本の供給が減ることも意味する。

日本の規制当局である金融庁も、個人投資家の総利回りに関する調査報告書を発表し、2018年3月末時点で投信を保有していた個人投資家の46%が運用損失を抱えていることを明らかにした。ここ数年間の市況では、保有期間が十分に長い場合、ほとんどの投信保有者は黒字になるはずである。損失の割合がこれほど高いことは、投資家が短期間しか商品を保有していないことを示唆しており、販売会社である種の「回転売買」(チャーニング)が依然として行われていることを暗示している。こうした挑発的な見出しの背後にある重要なメッセージは、通常の貯蓄制度を通じてのものを含む長期投資には、運用益を生み出す一層大きな見込みがあり、したがって、投資信託への信頼醸成につながる一層大きな見込みがあるということである。

より明るい材料として、2018年はスチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンスの分野でいくつかの前向きな動きが見られている。コーポレートガバナンス・コードは今年改訂され(スチュワードシップ・コードは前年に改訂)、ESG(環境、社会、ガバナンス)およびSDGs(持続可能な開発目標)に対する関心は拡大し続けている。

欧州はESG分野で大きく先行しており、EBC会員企業は日本でのそうした動きに間違いなく貢献できる。

主要な問題および提案

■ オペレーショナル・プラットフォームとしての東京の国際競争力

年次現状報告：進展。EBC資産運用委員会は、2018年には、日本の資産運用業界のためのオペレーショナル・プラットフォームの改善に向けた従来の委員会提案に関連したトピックスについて活発に活動してきた。

オペレーショナル・プラットフォームの限界について、および、より具体的には「基準価額の二重計算」に係る日本の慣行について話し合うため、信託銀行代表者との数回の会合が持たれた。

EBC資産運用委員会は、投資信託協会（JITA）が2018年6月にこの問題に関するパブリックコメントを募集した際にコメントを提出した。これはJITAのウェブサイトで見ることができる。

JITAは、この問題に関する「投資信託のガバナンス懇談会」の報告書を2018年9月に公表したが、ルクセンブルクの場合など、欧州の市場慣行を調査することに特に焦点を絞って実際の含みを再検討するべく、新しい検討委員会「基準価額算出に係る実務者検討委員会」が設けられることをEBC資産運用委員会は歓迎する。

提案：

- 当局と業界団体が継続的に鼓舞することによって、実施されるべき提案をこれらの懇談会・検討委員会が作成できるようにする。
- 「基準価額の二重計算」問題に加え、日本は、ファンド合併を可能にする上での障害を撤廃する方法についても検討すべきである。これは、小規模ファンドの数を建設的なやり方で削減する助けや、個人投資家への提供商品を簡素化する助けになるだろう。

■ 日本の家計の長期的投資を奨励する

年次現状報告：進展なし。日本社会にとっての大きな課題は、とりわけ老後の金銭的ニーズに備えるための、長期的な観点に立った金融資産形成である。事例証拠が示すところでは、金融商品への家計の投資にとっての主な障害は、金融教育の欠如であり、これが混乱を生み出している。フィデューシヤリー・デューティーを持った資格のあるプロフェッショナルによって提供される独立系ファイナンシャルアドバイスはこの問題を軽減するだろう。しかし、日本の家計はそうしたサービスへのアクセスがほとんどあるいはまったくない。NISA（少額投資非課税制度）や、ジュニアNISA、DC（確定拠出年金）といった制度は人気が高まっているとはいえ、いずれもまだ、少額の年間非課税枠が課題となっている。さらに、DC制度に割り当てられる資金の相当部分は依然として現金または現金同等物である。

提案：

- とりわけ投資額が預金の転換によって提供される場合には、NISA、ジュニアNISA、DC制度の非課税枠を拡大すべきである。
- DC制度のデフォルト選択肢を長期投資商品に変更する
- 政府は、家計の投資拡大を支援するため、IFA（独立系ファイナンシャルアドバイザー）サービス — サービスは対面またはオンラインで提供される — の提供を促進・宣伝すべきである。

Mr. Christopher Dark

Chair, Banking Committee

(Managing Director, Morgan Stanley Japan Holdings, Co., Ltd.)

c/o Morgan Stanley Japan Holdings, Co., Ltd.

Otemachi Financial City South Tower

1-9-7 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8109

Phone 03-6836-5000

銀行業務

はじめに

過去12カ月間、日経平均は日本のバブル期以来の最高水準に達し、2018年上半期の日本企業による海外M&A取引額は前年同期の3倍となり、小池都知事は東京を国際金融都市として位置づける構想を発表した。日本を、海外の投資家にとってさらに魅力的な投資先にする取り組みは、主要な日本企業のROE（株式資本利益率）の上昇に示される通り、実を結び始めている。強い経済指標や来る東京オリンピックを背景に、日本における銀行業務は成長の好機を迎える。その中で、EBC銀行業務委員会は最近の規制改革やインフラ強化を金融機関と経済全体の成長を促す前向きな動きとして評価する。しかしながら、労働市場における制約、変革のスピード、国際化のペースなど、幾つかの重要な分野においてチャレンジが残っている。欧州やその他外国企業は、日本市場に積極的に関わり続けており、日本のさらなる成長に貢献したいと考えている。

金融ハブとしての東京は、Z/Yenグループによる世界金融センター指数において、常にロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポールの後塵を拝している。9月には上海に追い抜かれ、世界6位、アジア4位へと後退した。国際金融都市としての東京のポジションを上げる起爆剤として、東京都は、構造改革へ向けてのビジョンを一連の施策・目標として発表した。この構想は小池都知事の基で設立された、国内外の金融業界の有識者により構成される「国際金融都市・東京のあり方懇談会」から生まれた。EBCは、東京都・小池都知事・同懇談会の目標とミッションを強く支持し、また日本政府においてもこの構想を明確かつ有意義な施策でサポートすることを希望する。

EBCは、日本が経済の好況を維持し、より魅力的な投資先を目指す上での前進を喜ばしく思う。スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの導入ならびにその後の改訂は、この前進において重要な役割を果たしてきた。企業のROEへの注力が、ここ数年の大幅な成長やポジティブな結果をもたらしたのは明らかである。日本の多くの業種では、グローバルな同業企業を上回るROEの伸びが見られる。株主に対する英語でのコミュニケーションや、IR専門の部門を設けている企業が増えていることを含め、海外投資家に向けての、よりオープンな姿勢が具現化している。しかしながら、幾つかのチャレンジが依然としてある。

EBCは、日本企業間での株式持ち合い解消に向けた継続的な取り組みに賛同するとともに、東京証券取引所（東証）の改訂版コーポレートガバナンス・コードにおいて、引き続きこの問題に重点が置かれていることを心強く思う。歴史的に、友好的な株主は企業経営者に対し必要な変革に向けての圧力をかけないため、株式持ち合いは、日本企業のROEが他国比で低い要因の一つと見なされてきた。株式持ち合いのさらなる解消は、強いコーポレート・ガバナンスの枠組みの継続的な発展にとり肝要である。

EBCが過去にも述べてきた通り、フェアディスクロージャー（公平な情報開示）は、公正な市場の維持と企業情報の適切な開示を確保するための鍵である。日本では、非公開情報が正式な公表の前に特定の証券会社に開示されたり、メディアを通じて流布されてきた歴史がある。EBCは、今春のフェアディスクロージャー・ルール導入を歓迎するとともに、金融庁と東証の尽力により適切に実施されることを期待する。

EBCは、近年における同一金融グループ内での内部統制と決済機能におけるファイアーウォール規制の緩和を高く評価している。一方で、営業員に関しては情報の共有がまだ禁止されている。EBCとしては引き続き、営業員間での情報共有の禁止は不要であり、寧ろ営業員が「防衛の第一線」としての役割を果たし、規制遵守に貢献できるよう、プリンシプル・ベースの利益相反管理とそれに伴う適切な検査・監督体制で十分だと確信している。これにより、海外企業が東京拠点を、個別事業分野におけるアジア全体の拠点として活用するケースも増えると思われる。

EBC銀行業務委員会は引き続き、日本が健全かつ繁栄した国際銀行業務市場であり続けられるよう、政府や、他の外国業界団体と協力する意向である。

主要な問題および提案

■ 金融センターとしての東京

年次現状報告：進展。EBCは、東京を国際金融都市にするための小池都知事による新たな取り組みを高く評価する。「国際金融都市・東京のあり方懇談会」のプロセスには透明性があり、またいくつかの実施可能な提案につながったものの、東京は直近の国際金融センター指数で第6位に後退したことからも分かるように、取り組むべき課題はまだ多い。多大な資本、多様な業種群、投資に適した資産を有する日本は、アジアの金融ハブの有力候補である。しかし、2017年11月の報告書以降、東京都による英語での発表がほとんどない為、外国人投資家がこの構想へのコミットメントを十分に理解するのは難しい。EBCは東京都の意気込みを評価しつつ、競争相手となる他の主要都市に劣後する英語レベル、制限的な労働関連法規制、国民における「投資と資産形成」からは遠い「貯蓄」志向等に見られる「国際化」の欠如が、依然として東京の足を引っ張ることになると考える。

健全で競争力ある銀行業務を維持するためには、日本は、雇用主と社員の双方にとって魅力的な場所であればならず、例えば相続税などの面で改善の余地がある。現行制度は、熟練した人材が日本での勤務を続けるのを避ける方向に繋がりがかねない。制限的な労働関連法規制も、外国企業が日本の社員を増員する代わりに外国で増員する傾向に繋がる可能性がある。適切なホワイトカラーエグゼンプションを含む、より柔軟性のある労働市場は、日本の銀行業務の成長を助けると考える。適切な改革を行えば、東京は金融ハブとしての機能を強化し、それは日本経済の発展に寄与する。

提案：

- 東京都は、懇談会が提案し、「国際金融都市・東京」構想に纏めた施策の実行に移るべきである。構想を成功に導くためには、海外投資家の関心・投資意欲を維持することが肝要であり、東京都は英語での情報発信をさらに増やすべきである。政府は明確かつ有意義な施策で本構想をサポートすべきであり、小池都知事の言う通り、「NATO」(No Action Talk Only) (話すだけで行動しない) は避けるべきである。EBCは、構想の実現のために、都と政府のさらなる協働に期待する。
- 外国企業による東京拠点の拡大を促すには、さらに柔軟性のある労働市場が必要である。急速に変化する市場環境に合わせて業務を調整することが難しい場合、外国企業による日本における雇用拡大は見込みにくい。
- グローバルな人材を誘致するには、日本の所得税制度を他の主要金融ハブと同様のものにすることが望ましい。スキルを有する人材なしには、グローバルな競争力を高めることは難しい。
- 東京が他の主要な金融ハブに対し競争力を有する為には、グローバル基準に沿ったテクノロジー分野での革新とその活用を促すことが必要である。これには、国際的な業界イベントやカンファレンスの誘致も含まれよう。またEBCは、東京都の「国際金融都市・東京」にかかる懇談会や構想におけるフィンテックへの注力に賛同し、当分野における成長に期待する。

■ フェアディスクロージャー制度

年次現状報告：進展。フェアディスクロージャーは、企業情報が、特定の証券会社やメディアソースに偏ることなく、すべての市場参加者に適切に開示されることを保証する。新しいフェアディスクロージャー・ルールが今春施行されたが、こうしたルールは、自由で透明性ある市場の維持に必要な不可欠である。従来同様、EBCは、情報が公式発表前に特定の関係者にリークされるのを防ぐための、厳格なルールの適用が肝要だと考える。

提案：

- 日本の当局は、フェアディスクロージャーをとりまく状況の発展やルールの有効性を引き続きモニタリングする必要がある。順守に向けた力強い取り組みは、投資家から見て日本市場や日本の当局に対する信頼を高める。

■ 情報の共有

年次現状報告：進展なし。近年、同一金融グループ内の法人間における統制および決済機能に関するファイアーウォールは緩和されてきたものの、営業員に関しては情報の共有が依然禁止されている。EBCとしては引き続き、営業員間での情報共有の禁止は不要であり、寧ろ営業員が「防衛の第一線」の役割を果たし、規制遵守に貢献できるよう、プリンシプル・ベースの利益相反管理とそれに伴う適切な検査・監督体制で十分だと確信している。これにより、海外企業が個別事業分野のために東京拠点を活用するケースも増え、それが東京の国際金融都市に向けての進展に寄与すると考える。

提案：

- 金融グループ内での情報共有の禁止を撤廃する。

保険

はじめに

近年、日本の当局は、国内保険市場に関する法規をグローバル・スタンダードと徐々に整合化させてきた。しかしながら、日本の外資系保険会社は依然、事業の効率的な発展を制限する障壁に直面している。例として、国際標準と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制や、改善はされつつあるが、未だ時間のかかる商品認可プロセス、日本郵政の民営化後も続いている政府の過半数保有、共済に適用される別個の規制枠組みがある。日本における今後の保険市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって、定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。EBCは金融庁に対し、消費者のニーズを満たすことのできる、真にオープンで競争的な保険市場を促進するよう要望する。

保険監督者国際機構（IAIS）は、拡大フィールドテストのための国際資本基準（ICS）Version 1.0の策定およびそれに先立つフィールドテスト期間にあたり、各国間のソルベンシー規制の共通点と相違の両方を認識してきた。ICSが規定資本要件（PCR）として実施されるためには、検討すべき実際的な実施問題が多数ある。IAISは、2019年のフィールドテスト完了後、ICSの実施が実際にどういう意味を持つことになるかについて一層の明確化をステークホルダーが求めてきたことを認識している。

IAISは、ICS Version 2.0の実施が2段階で実施されることを認めている。第1段階は「モニタリング期間」であり、この期間中、ICS Version 2.0は、グループ全体の監督者への機密情報の報告と監督カレッジにおける議論に使用されるが、監督上の処分のトリガーとなるPCRとしては使用されない。5年間のモニタリング期間の後、「グループ全体のPCRとしてのICSの実施」のための第2段階が始まる。各国の国内保険規制当局が国の枠を越えて他国の規制当局との情報共有を拡大することも提案されている。

国際規制環境の変化に沿って、日本の金融市場の規制当局である金融庁は適切な政策措置案を採用すべきであり、さらに、保険契約者を保護するための事後資金拠出制度へと移行すべきであるとEBCは確信する。

金融庁は、手続きの効率化と職員の増員の両方を通じて承認手続の迅速化に取り組んできたとはいえ、標準商品のより迅速な承認のためには、「届出制」を導入すべきであるとEBCは今なお確信している。これは、金融庁がより高度な商品に注力するようリソースを割けることにつながるだろう。

これと平行して、金融庁は、消費者の個人的ニーズに的を絞った、より便利な販売チャネルへのアクセス向上を目指して、消費者からの需要増大に応えるため、リスクベースのアプローチに基づく販売慣行の規制緩和を加速すべきであるとEBCは確信する。これは、国内の金融サービス業界や日本の消費者にも、また対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

日本郵政に関しては、IPO（新規株式公開）が実施されたにもかかわらず、政府は日本郵政の大株主であり続けているため、国民は政府が日本郵政の様々な事業体に保証を与えると依然思い込んでいる。これはかんぽ生命による不公平な競争上の優位性をもたらすとEBCは考えている。かんぽ生命は商品ポートフォリオの拡大を意図するなか、これを利用している。政府による日本郵政の株式所有は民間部門に悪影響を及ぼすとEBCは確信している。

主要な問題および提案

■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告：若干の進展。EBCは、国際規制当局の間でリーダーシップを取ることを目指す金融庁の意欲を評価する。しかしながら、金融庁のソルベンシーマージン要件案をソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべての活動拠点で同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の法域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。EBCはこうした問題について金融庁に関連情報を提供しうる立場にある。

提案：

- 日本は、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化を達成するための改革を促進すべきである。
- 日本は、各保険会社のリスク特性を適切に評価するため、新しいソルベンシー規制に基づくリスク計算のための内部モデルの承認プロセスを検討すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーII とさらに一致させるべきである。
- 政府は、FSB/IAIS の政策措置案を日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた法域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。
- 日本は、新しいソルベンシー規制を導入する際には、契約者保護機構制度を改革すべきである。

■ 商品認可

年次現状報告：若干の進展。認可手続の簡略さの利点については、これまでのEBC提出物で明確に述べてきた。EBCは、届出制の形での実質的改善を引き続き求めているものの、進展は微々たるものとなっている。届出制は、効率を向上させるだけでなく、一層の注意を要する複雑な商品に金融庁が資源を割り当てることも可能にする。

さらに、真の商品イノベーションのためには、保険会社が真に新しい提案を顧客に提示する必要がある。ライフスタイル、高齢化、テクノロジーに伴い、顧客のニーズが絶えず変化しているこのダイナミックな時代には、保険業界は、新しい疾病・疾患におけるよりよい保障の提供面で時代に追いつくとともに、顧客の健康向上面でより積極的な役割を果たす必要がある。こうした取り組みは、必ずしも国内で実証された経験がなくとも、グローバルな知見を必要とすることが多い。金融庁の現行の商品認可基本方針は、実証された国内のデータや経験に的を絞ることであるが、これは商品イノベーションの進展を大きく妨げるものであり、海外の規制当局の慣行とは一致しておらず、結局のところ、日本の消費者に不利をもたらす。基本方針の拡大を求める本提案は、外国の保険会社のみならず、日本の保険会社にも益するとEBCは確信している。

提案：

- 金融庁は、保険会社が事前承認を得る必要なしに商品を登録できるようにする制度を導入すべきである。金融庁は、事後チェックによる監督権限を保持し商品の販売停止を命令すればよい。
- 金融庁は、グローバルな専門知識と経験を含める形へと新しいイノベーションに関する要件を緩和すべきである。

■ 銀行への団体保険プログラム提供面の公正競争

年次現状報告：若干の進展。EBCは、日本の保険会社が日本の銀行に対して持つ大株主としての強い影響力について依然懸念している。EBCは、このトピックに関して金融庁がとったモニタリング措置を高く評価するとともに、当該の影響力は依然存在するため、金融庁が引き続き注意を払い続けることを要望する。この分野の競争は、日本の消費者の利益とは無関係な持ち株関係よりむしろ、商品とサービスの質に基づくべきであるとEBCは固く信じている。

提案：

- 金融庁は、競争があくまで商品やサービスの公正競争に基づくものであって、既存の持ち株関係によって歪められることがないように注意を払うべきである。

■ 銀行チャネルを通じた販売の自由化

年次現状報告：若干の進展。銀行チャネルを通じての保険販売には依然制限があり、これは日本の消費者の利益のために自由化されるべきである。EBCの懸念としては、融資関係に関連した制限や、銀行が保有する金融個人データの使用がある。

提案：

- 金融庁は、現行の制限は過剰かつ不必要との判断から、銀行が融資関係を有する会社の社員に保険を販売することを銀行に認めるべきである。
- 保険商品のマーケティングに際して既存顧客の特定の金融個人情報を使用することは、オファーの適合性を高めうるため、金融庁はその使用を銀行に認めるべきである。資産運用分野の商品ではこれがすでに認められていることをEBCは指摘したい。

■ デジタル化／個人データ

年次現状報告：新たな問題。テクノロジーの急速な進歩は、保険に対する顧客の期待を明らかに変化させている。現代の顧客は、保険サービスがリアルタイムに、オンデマンドで、状況に応じ、かつ一人一人に合わせた形で提供されるようになるよう期待している。さらなるデジタル化と、サービス提供面での個人データの適切な使用は顧客と業界双方に益することになるとEBCは確信している。金融以外のEコマース・プラットフォーム・プレーヤーは、顧客ビッグデータのおかげで大きな力を得つつあり、そうした力を利用してすでに金融サービスに参入しつつある。在来の業界プレーヤーは、伝統的な金融業界規制の適用を受けているというだけの理由で、構造的に不利な立場に置かれるべきではない。

提案：

- 政府は、マイナンバーの普及と民間サービスへのマイナンバー利用を促進すべきである。
- 金融庁は、在来保険会社と新規参入者の双方にとって公平な競争条件を設けるため、プロバイダーの種別ではなく、取引とサービスの種類に基づく、金融サービスに対する、より横断的な規制アプローチを引き続き探るべきである。

■ 販売慣行

年次現状報告：若干の進展。法人である保険代理店による、親会社および関連会社の社員への保険販売は、いわゆる「第三分野」保険商品に限定されている（構成員規制）。しかしながら、現行の規則は、新規参入者にとって障害となる可能性があり、日本の消費者にとって有益でないおそれがあり、不適正販売の潜在的リスクとのバランスがとれていないとEBCは考えている。EBCはさらに、金融庁が保険代理店を含むすべての保険会社に、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を行うことを奨励していることを評価している。これが、この要素にとっての正しい方向であるはずである。

提案：

- 金融庁は、新たに生まれたテクノロジーや変化しつつある保険販売を考慮に入れて、関連規制を見直し、日本の消費者に益するさらなる規制緩和のロードマップを提示すべきである。
- 金融庁は、販売慣行について検討する際には、顧客がより広範な商品ポートフォリオから選択を行えるようにすることにより重点を置くべきである。

■ 日本郵政の改革

年次現状報告：若干の進展。政府は日本郵政の大株主であり続けているため、国民は政府が日本郵政の様々な事業体を保証してくれると依然思い込んでいる。政府による日本郵政の株式所有は民間部門に悪影響を及ぼすとEBCは確信している。

提案：

- 日本郵政の株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額は現行水準に制限されるべきである。したがって、政府は公平や競争条件を確保すべきである。
- 政府は、政府保有株式の売却をどう意図しているかに関するより明確なロードマップを発表すべきである。
- 政府は、WTO GATSの下での約束を守るべきである。

■ 共済

年次現状報告：進展なし。目下のところ、共済には保険業法が適用されない。共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。

提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- 共済への加入は、さらに明確化されるべきであり、特定の職業など、本来意図された通りの明確に規定された集団に限定されるべきである。

運輸・通信

航空会社

鉄道

電気通信サービス

電気通信機器

物流・貨物輸送

航空会社

はじめに

日本へのインバウンド航空旅客者数は 2018 年にも引き続き伸びた。世界中にある日本政府観光局 (JNTO) の海外事務所は、航空会社パートナーと協力して、日本への観光旅行を引き続き成功裏に推進させた。さらに、大都市圏以外の地域へアクセスしやすくするためにインフラを改善する日本国内での投資も引き続きなされた。EBC はこうした展開や、その結果としての欧州からの観光需要増大を支持する。2020 年までに海外からのインバウンド旅行者 4,000 万人を達成するという政府の目標も支持する。

さらに、2018 年には日本から欧州へのアウトバウンド旅行の需要が、とりわけ観光面で増大した。航空会社座席キャパシティは引き続き 2018 年も拡大した。日本と欧州の航空会社は共に、座席キャパシティを増やすため、既存の路線で増発を行うとともに、より大型の機種を導入した。とはいえ、日本が目標を達成するためには、座席総数がさらに増え続ける必要がある。日本からのアウトバウンド旅行が増加し続けるにつれ、座席数の増加はなお一層重要になる。2020 年のオリンピックに向けても、座席キャパシティを増加させる必要がある。ビジネス旅行も引き続き増加し、着実な伸びが予想される。これは、2020 年の東京オリンピックと日本-EU間の先頃の EPA締結に備えた全体的旅行の増加を反映している。

EBCは政府に対し、欧州へのアウトバウンド旅行の推進を引き続きサポートすることを要望するとともに、若者の旅行を奨励するための、若者のパスポート取得費用を助成する取り組みを高く評価する。日本から欧州へのアウトバウンド旅行の需要が高まれば、販売手数料を得る日本の旅行代理店や旅行業者も含め、国内企業に利するだろう。欧州の旅行先に関する手数料は、ほかの旅行先の場合より高い傾向があるからである。

空港料金、とりわけ東京での料金は、アジア地域の競合空港に比べて依然として高く、航空会社が事業拡大を評価するときの問題ともなっている。羽田空港については、最近、料金引き上げが導入された。IATA (国際航空運送協会) と成田空港との間で先頃締結された協定は、料金据え置きとする点で満足行くものだが、国際的な基準に沿っていない停留料構造など、依然として異例の料金がある。EBCは、現行の着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、停留料の引き上げを差し控えることを提案する。さらに、セキュリティの継続的改善のコストは、引き続き、航空会社ではなく、空港運営会社と政府によって負担される必要がある。

EBCは、国際観光旅客税 (出国税) の導入について依然懸念している。徴収手続は航空会社に負担を課す。しかも、結果としてもたらされる資金の使途に関して透明性がない。EBCは、交通インフラに資するような資金の使途を支持する。さらに、日本の当局によって定められた現行のデータ要件およびデータの提供方法は不明確であり、欧州の航空会社は、EUのデータ保護法ゆえに、要求されるこのデータを提供することができないおそれがある。これは、至急、再検討されるべきである。

EBCは、追加発着枠の公平かつ透明性ある割り振りに基づく限り、羽田空港のさらなる開放を引き続き支持する。EBCは、羽田でのケータリングと貨物の施設拡張も政府に促す。適切なインフラの目下の不足は、物流面の障害を生み、結果的に航空会社の運航コストを上昇させる。さらに、いわゆる「成田縛り」ルール (羽田の便数拡大にもかかわらず、航空会社が成田にとどまることを求める非公式の要求 (行政指導)) の適用のさらなる明確化を政府に要望する。これは、欧州の航空会社が東京との往復便を効率的に運航する能力を損なわせる。

欧州の航空会社は、環境への航空会社の影響を低減するため、新しい低燃費・低騒音の航空機の購入や、より効率的な航行技術、バイオ燃料試験を含む、多数の対策を講じてきた。したがってEBCは、燃料消費削減とコスト効率向上のため羽田での新しい進入および発進パターンの開始を全面的に支持する。これに沿って、EBCは、燃料消費だけでなく、地元住民にとっての騒音も不必要に増大させる成田での早めの「着陸時ギアダウン」方針の廃止を提案する。

主要な問題および提案

■ 海外観光旅行の再活性化

年次現状報告：大いに進展。政府は依然、外国航空旅客の観光旅行先として日本を推進することに相当の資金を割り当てている。しかし、併せて海外観光旅行を奨励しない限り、2020年の東京五輪観光客を含むインバウンド旅行の予想需要を持続可能な形で満たすことはできないとEBCは確信する。

提案：

- 政府は、海外観光を呼び掛ける取り組みをPRキャンペーンによって促進し続けるべきであり、より高い手数料を生み出す欧州に的を絞って旅行業者や旅行代理店と協力すべきである。
- 政府は、若者の海外旅行を奨励するため、若者のパスポート取得費用の助成を継続すべきである。

■ 日本の空港の高いコストと出国税導入案

年次現状報告：若干の進展。日本の空港での運航コストは、同様の空港に比べて依然として高い。欧州へのアウトバウンド旅行の需要は堅調であるとはいえ、座席キャパシティ追加の決め手は便の採算性である。成田空港との先頃の交渉では、料金は据え置きとなった。そうしたコスト問題に加え、政府は依然、航空会社に対し、販売前に公示運賃と追加料金を提出して承認を受けることを義務付けている。これは、ほかの主要市場では義務付けられていない、時間と費用のかかる慣行である

提案：

- EBCは、すべての空港料金の据え置きを提案する。これは、座席キャパシティと便数の維持・増大を航空会社に促し、日欧間の旅客数の増加を可能にするだろう。現行の空港料金は、とりわけアジア地域の他の空港と比較してあまりにも高い。
- 旅行をさらに奨励するため、日本の国内空港での特定料金を引き下げるといふ政府の決定は、国際空港での料金引き下げのひな形として用いるべきである。
- EBCは、販売前に公示運賃と追加料金を提出して承認を受けることを航空会社に要求することの、消費者にとっての価値を再考するよう、政府に要望する。
- EBCは、航空会社にとっては徴収の負担、利用者にとってはコスト上昇をもたらす、新たな出国税の導入に反対した。その実施段階にあたり、EBCは、EUのデータ保護法に抵触するおそれのあるデータ要件の明確化を求めるとともに、EUの航空会社がそれを提供することを禁止する。徴収された収入の使途の透明性も必要である。

■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。EBCは、羽田空港発着枠の開放継続を促す。さらに、ケータリングや貨物等のための「空港内または空港付近」施設の改善が必要である。EBCは、ビジネスと環境に好影響をもたらす、羽田空港の新しい空中回廊の開設を歓迎する。

提案：

- 羽田空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。
- 業者にとっての効率向上とコスト削減のため、羽田のケータリングおよび貨物運送業者向けにより多くのスペースを割り当てるべきである。
- 駐車場の待ち時間を軽減するため、羽田に追加の駐車施設を増設すべきである。これは空港への素早いアクセスを向上させるだろう。
- 待ち時間が長いいため、すべての国際空港の入管スタッフを増員すべきである。
- 成田空港での「早めの着陸時ギアダウン」方針は、燃料消費増加と騒音増大につながるため、環境ならびにコストを考慮して、地元自治体と協議の上、見直すべきである。
- 政府は、羽田空港での新しい空中回廊の開設を発表通り実現すべきである。

鉄道

はじめに

日本はかねてから、南の九州と北の北海道をつなぐ広大な鉄道網の恩恵をこうむってきた。本島の本州によって隔てられたこれら2つの島の間への接続は、北海道新幹線につなげる東北新幹線の延長によってさらに強化された。日本の鉄道業界は、過去から現在に至るまで、国内サプライヤーに支配されてきた。外国サプライヤーが数えるほどしかいないという状況は鉄道車両市場で最も顕著であり、大規模に活動している主要外国サプライヤーは1社もない。とはいえ、日本は、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーが備える技術専門知識や国際競争力から莫大な恩恵をこうむるであろう大規模市場をなしている。

規格と試験方法の整合化における技術作業面、および海外の認可の承認面両方における、さらにまた、公共調達に関する規制が適用されることになる地方自治体の拡大に関する、EU-日本EPA締結に際しての欧州委員会と日本の各省双方の取り組みをEBCは高く評価する。業務安全条項（OSC）の撤廃もむろん忘れてはならない。とはいえ、協定の成否はその実際の実施結果に左右されると述べておくことが重要である。したがってEBCは、EPAの発効後1年以内にOSCがEPAで表明された通り実施されることを当然と考えている。さらに、国土交通省はサポートを行って、各自治体が公示公告をして鉄道関係の調達に欧州企業を含めるために必要な準備を確実に行うことを保証すべきである。

現在のところ、国際規格に従ってすでに試験・認証されている製品でも、更なる広範囲の試験なしには、鉄道事業者の検討対象にすらならない。（この唯一の例外は、鉄道事業者が特定のメーカーから自ら調達する製品である。）EBCは、政府が、よりスムーズな輸出入を促進する規制改革を導入することによって、この状況を改善するよう強く要望する。日本とEUの当局が鉄道分野における整合化を検討する際には、検討対象の日本の規格と仕様が日本の鉄道事業者によって実際に使用されているものであることを確認することが最重要である。さらに、規格と仕様を公表し、欧州のメーカーがそうした要件を満たし上回る真の機会を持てるようにすることが重要である。EU-日本EPA交渉の枠組み内で設置された技術作業部会は、この目標達成に向けての良いスタートであるとEBCは確信しているが、作業部会からもたらされる、より多くの情報を業界と共有する必要がある、業界はこの作業に一層緊密に関与すべきである。EBCはさらに、EPA交渉期間中に設置された技術規則委員会が作業を継続して、規格と認可の整合化と相互承認のための取り組みを推進することを期待する。

同様に、日本市場はすべての事業者が用いる国内試験制度から恩恵をこうむることになるとEBCは確信している。これは事業者を、性能に関連した試験面の相違ではなく、むしろ、日本のすべての事業者にとって同一であるべき安全性に関連した試験に関して制限することになる。これは、試験を繰り返す必要性をなくして、外国企業であれ、日本企業であれ、日本におけるすべてのサプライヤーに益することになる。EBCは、これを達成するために国土交通省が事業者と共に一層大きな役割を引き受けるべきであると確信する。

EBCは、EU-日本EPAの合意と、鉄道に関して達成された前進を歓迎する一方で、合意によって取り組みがストップしてはならないと確信する。規制と基準をさらに整合化し、試験の重複をなくして、欧州企業が一層日本でビジネスを行いやすく、かつ、一層日本へ投資しやすくすることが肝要だろう。そうなることで初めて、両経済圏と乗客は、欧州と日本の企業が提供しうる技術と知識から互いに恩恵をこうむることになる。

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。 日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖された垂直統合型システム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。「既製品を買う」ほうがはるかに一般的な諸外国の市場に比べ、これは日本市場でしか見られないことである。

提案：

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、オープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- 政府、研究機関、鉄道業界は、このテーマについての対話を継続すべきである。

■ 適合性評価および試験・認証の相互承認

年次現状報告：わずかな進展。 日本は様々の国際標準化団体に参加しているが、国内鉄道市場全体に共通の標準規格の適用へ向けての動きはほとんどない。さらに日本は、この業界向けの共通の適合性評価制度を欠いている。EBCは、JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは相互に有益であろうと確信する。この問題は、EPAへ向けての交渉で話し合われており、EBCは、この分野の改善を心待ちにしている。

提案：

- 日本は、すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、作業部会を設置すべきである。
- 日本の当局は、適合性評価制度を設ける面でより積極的な役割を担うべきである。

■ 業務安全条項（OSC）と公共調達

年次現状報告：進展。 日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定（GPA）の締約国である。にもかかわらず日本は、鉄道調達に関して、GPAの規定の適用を免除してきた。EU-日本EPAに伴い、OSCは、EPA実施後1年以内に撤廃されることになる。EBCはこれを歓迎するとともに、より多くの自治体が調達市場をEUのサプライヤーに開放することになることも喜ばしく思う。

提案：

- 日本は、EU-日本EPAでの合意通りにOSCを速やかに撤廃すべきである。
- 政府は、新しい鉄道プロジェクト（LRTシステム等）を計画するときには、適切な公共調達制度を設けるためのガイダンスとして地方自治体がGPAに従い、または用い、OSCを適用しないことを保証すべきである。

■ 入札

年次現状報告：わずかな進展。 日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。しかしながらEBCは、車両について、JR東日本が先頃、入札要請を出したことを称賛したい。EBCは、入札には明白なビジネス的根拠があると確信しており、したがって、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう要望する。EBCは、調達計画発表に関する自主的行動規範が一層の透明性と技術仕様書へのアクセス向上、ならびに定められた要求事項を満たし上回る方法に関する情報につながることも願っている。

提案：

- 入札は、日本市場における競争を改善して、鉄道事業者と乗客の両方に益することになるため、政府は、JR東日本の手本に倣うことをほかの鉄道事業者に奨励して、入札の使用を推進すべきである。

Mr. Toshihiko Niizaki

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-5562-0647

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになってきている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関の設置—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。EBCは、独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるとみている。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する種々の意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。EBCは、日本の監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにそうした独立性が反映されるべきだと確信する。設置されることになる監督機関は、さらにまた、国会に直属すべきである。世界のベストプラクティスは、独立した監督機関が望ましいモデルであることを明らかにしている。

EBCは、総務省の多くの政策が情報通信技術産業（ICT）の発展のために多大の貢献をしてきたと評価している。しかしEBCは、外部から任命されたマネジメントが半数以上を構成し、その決定までの手続きが透明性を持つ独立した監督部門を総務省内に設ける必要があると確信する。このことは同等性や非差別性、機能分離のモデルの観点からとりわけ重要であり、それにより顧客、既存事業者、競合相手の公正な扱いについてより明確な保証を提供できるとEBCは確信している。

サーバー間での個人データの大量転送が一般化し、ユーザーとプロバイダーの双方はもちろん、ますます多くの企業が参画するなか、政府等は大量のデータをどうやって規制すべきかを検討している。決して新たな問題ではないとはいえ、ここ二、三年、データ量の莫大な増加が見られている。EBCは、この分野を規制する必要性を十分理解しているが、企業を過剰な順守面の負担にさらすことを避けつつセキュリティ要件を満たすよう、規制をデザインすべきであると考えている。柔軟性と実用性を確保し、新しい権利と定義を明確にするためには、それが最も重要である。もちろん規制内容を決定するプロセスには透明性が必要であり、関係者以外からの意見を聞き、反映する必要がある。

企業がクラウドテクノロジーの利点を十分に活用できるためには、情報の国際転送の問題に特に注意を払うべきである。そのためには消費者保護および消費者への情報提供と、企業がビジネスを行うための適切な環境の確立を図り、その間の適切なバランスをとるべきである。したがって、政府が単独で事を進めるのではなく、ベストプラクティスをえるために、世界各国の政府と常時、相互連絡を取り合うことが肝要である。

EBC電気通信サービス委員会は、日本とEUの間で検討されているEPAが大きな貢献をすると期待している。企業や消費者に向けた、電気通信およびICTサービス分野に関する競争促進的な条件にも大きな影響を与えると考える。この分野では、1998年のWTOの「通信に関する基本合意」（Basic Telecoms Agreement）とその関連事項のドキュメント（its annexed Reference Paper）が、存在しており参考にすべきである。交渉は、現在のEUと米国、米国と日本のICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間のICT政策と規制の方向性について合意に正式に記すべきであるかどうかとも探るべきである。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

主要な問題および提案

■ 機構改革（独立規制機関）

年次現状報告：進展なし。EBCは、政府が日本の電気通信分野の規制と産業推進の両方の役割を担うことは不適切であると考えます。しかしながら現在、総務省は依然、広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を享受している。独立した監督機関の問題は前政権によって提起されたが、これまでのところ、現政権下では検討がなされていない。EBCは、消費者の立場に立って通信業界に関する規制や実際のビジネスのやり方について強い権限を有する独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案する。世界のベストプラクティスが、独立した監督機関を望ましいモデルとしてきたことを、EBCは改めて強調したい。

提案：

- 人的なリソースなども十分に用意され、権限を持つ独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新しいイノベーションに富んだ、多様なサービスを市場にどれだけ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。独立性を持つために、メンバーは政府外から選任されるべきであり、その機関は総務省ではなく国会に直属すべきである。

■ ビッグデータのデータ保護

年次現状報告：新たな問題。日々、サーバー間で膨大な量の個人データが送信されるなか、当局は、この分野を規制する必要性があることを認識している。EBCは、改革はわかりやすい内容を持ち、かつ実用的であるべきだと考えており、この点から政策協議に貢献したい。規制は、個人のプライバシー保護と、日本における経済成長と雇用を推進する新たな商品やサービスのイノベーションをサポートする環境の創出といった分野のバランスを注意深く配慮するべきと考える。

提案：

- データ処理を行う企業に課せられる新たな義務は明確であるべきであり、いかなる定義も明快でなければならない。
- 政府は、意図的でないコスト増大につながり、データ処理を提供する利点を相殺する可能性のある過度に複雑な規制を避けるべきである。
- 新しい規制は、個人のプライバシーと、企業が情報を使用する必要性との間の本質的な対立を最小限に抑えるバランスのとれたアプローチも備えるべきである。
- データのセキュリティを確保するベストプラクティスを導入する一方で、データの流れが国境で「止められる」ことが決してないよう、データの国際転送に特に注力する必要がある。

■ 公正競争

年次現状報告：若干の進展。EBCは、グローバルな慣行に基づく公正競争原則に従うことが最重要と考える。こうした原則は、公正競争ルールに関する今後の議論が成功を収めることを保証するだろう。

提案：

- 政府は、十分な協議時間を提供することを含め、規制プロセスの透明性と効率を確保すべきである。
- 政府は、事務と規制上の義務を最小限に抑えたオープンでシンプルな許認可手続を導入すべきである。
- 既存事業者は、自社事業と競合他社の事業の間で料金等の条件に差別を設けないことと、適切に分離された公開会計記録を提供することを義務付けられるべきである。
- 規制当局によって、周波数割当、敷設権、ナンバリング・プランについては、透明性ある管理がなされるべきである。
- 市場への新規参入者をサポートするため、「平等なアクセス」と番号ポータビリティに関する制度の実施状況を規制当局が積極的に監視すべきである。
- 不公正な内部補助を回避する助けとして、市場において顕著な支配力を有する事業者は、公表される透明性ある独立した会計記録を保持するべきである。

Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications Equipment Committee
(General Manager, Standardization & Regulation,
Technology & Research, Ericsson Japan K.K.)
c/o Ericsson Japan K.K.
MOMENTO SHIODOME, 2-3-17 Higashi-Shimbashi
Minato-ku, Tokyo 105-0021
Phone 03-6721-3300; Fax 03-5408-9744

電気通信機器

はじめに

日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。2020年東京五輪が近づくなか、日本は、自国の最新技術を世界に明示することを目指している。政府は、五輪に間に合うよう5Gを導入・運用する意向をすでに表明しており、携帯電話用途向けの帯域幅拡大のニーズ増大に応える最善の方法を検討している。これは、ビッグデータやモノのインターネットといった、より明白な電気通信分野に限らず、ヘルスケアや、地上ベース車両とドローンの両方に関する輸送等の分野も含んでいる。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを称賛する。製品承認手続を促進するためにすでにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似した、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用対象はまだ主として有線通信端末であり、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

全世界の携帯電話加入件数は約79億件であり、このうち54億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。高度データサービスやロング・ターム・エボリューション（LTE）の導入を特色とする成熟した市場と見なされる日本では、スマートフォンの普及率は約70%となっており、モバイルブロードバンドの成長を牽引している。トラフィック利用は2020年までにユーザー当たり毎月10GBに伸びると予想されている。日本は、モノのインターネット（IoT）や、高度道路交通システム（ITS）、5G向けの新しいワイヤレス技術を推進している。先進のワイヤレス技術は、ICTの革新的な利用を促進し、新興産業や経済成長に貢献しうる。

ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用されるアプリおよびM2M通信は、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。日本は、IMTシステム用の周波数割当をグローバル・レベルで整合化する取り組みにおいて活発な役割を果たしてきた。総務省がとりわけ、24GHz帯以上のIMT用の整合のとれた新しい周波数特定（世界無線通信会議議題1.13）に関して、2019年世界無線通信会議（WR-19）においてこの目標を引き続き支持することが重要である。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、IMT業界とその顧客に莫大な利益をもたらす。EBCはこの取り組みを強く支持するとともに、日本が引き続き、他の市場と整合のとれた新しい周波数割当の実現に取り組むことを期待する。

電気通信業界は、公正（Fair）、合理的（Reasonable）、かつ非差別的（Non-Discriminatory）な（FRAND）条件でライセンスする旨の意思表示を特許権者に課す、いわゆる標準必須特許（SEP）の対象となる技術標準に基づいている。特許庁は2018年に標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きと標準必須性に係る判断のための判定手続を導入した。これらの措置の影響は、今後、つぶさに監視されるべきである。

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、相違はそれほど大きくないとはいえ、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定（MRA）は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。EBCは、日本のSVC制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は対象外であることに失望している。

提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末に関してだけでなく、特定無線設備に関しても、さらなる試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」カテゴリ内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT（IMT-2000、IMT-Advanced、IMT-2020/5G）の周波数割当の整合

年次現状報告：若干の進展。EBCは、総務省がモバイルブロードバンドの需要増大と垂直産業の新たに登場しているユースケースに対処するため、追加周波数帯割当確保に取り組んでいることを喜ばしく思う。EBCは、2019年3月までにIMT-2020用の周波数を割り当てる総務省の計画を認識している。

提案：

- 日本は、モバイル用の国際的または地域的に整合のとれた周波数割当に引き続き努めるべきである。
- 日本は、WRC-19の議題1.13に主導的に関与すべきである。
- 日本は、2020年以前に予定された商業サービスに向けた5G設備の開発を促進するため、5G周波数割当のプロセスを加速化すべきである。

■ モバイル機器に関する将来を見据えた電波規制

年次現状報告：若干の進展。EBCの見るところ、日本の電波規制は柔軟性に欠けおり、各周波数帯に関して特定の技術に基づいた技術要件を定めることで、新しいワイヤレス技術の導入を遅らせるおそれがある。

提案：

- 日本は、新技術を速やかに導入できるよう、モバイル機器に関する、将来を見据えた電波規制を採用すべきである。とりわけ5GHz等の免許不要の周波数帯について、技術中立的なアプローチを検討する価値がある。
- 日本は、電波規制を見直して、無線基地局、特にAAS（アクティブ・アンテナ・システム）に関して、必要以上の要件を課すのを避けるようにすべきである。とりわけ、アンテナまたは同等のモニターポートでの定期的な無線性能検査を入念に見直すべきである。

■ SEP（標準必須特許）に関するIP（知的財産）政策

年次現状報告：進展。2018年6月に発表された 特許庁の「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」は、産業界から好評をもって迎えられている。それほど注目を集めなかった「標準必須性特許に係る判断のための判定」手続は、特許庁によって2018年4月に設けられた。最初のケースをまだ待っている段階のため、その有効性と公正性は確認できない。EBCは、欧州の電気通信業界とのからみで、こうした新たに設けられた原則と手続の影響と公正性を監視していく。

提案：

- 日本は、標準必須特許のライセンスに関する規制整合化のため、欧州委員会、欧州特許庁およびその他の欧州機関とのコミュニケーションを継続すべきである。

Mr. Richard Van Schie

Chair, Logistics & Freight Committee

(General Manager, Schenker-Seino Co., Ltd.)

c/o Schenker-Seino Co. Ltd.

Tennoz Central Tower 15F., 2-2-24 Higashi-Shinagawa

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Phone 03-5769-7365

Fax 03-5769-7361

物流・貨物輸送

はじめに

欧州の物流、貨物事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を消費者にもたらす。ここ2、3年、電子商取引と宅配が飛躍的に拡大するなか、これはなお一層顕著になっている。今後、この傾向が後退する兆しはなく、物流・貨物輸送業界の企業は苦闘している。これは、規制上の観点からも、また、労働力の不足や不十分なデジタル化に起因しても言えることである。企業はさらに、日本の高いコストや不十分なインフラ、非常に混雑した港湾、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。EBCは、最近の政府の取組を高く評価するとともに、政府が正しい方向に向かっていると確信している。しかし、日本が地域貿易にとっての有望な物流ハブとなることを政府が真に望むのなら、政府は今や、すべてのステークホルダーを考慮に入れて、適切な規制とインフラの整備を確保しなければならない。

少子高齢化と労働人口減少という日本の人口動態の現状は、電子商取引分野の拡大と相まって、物流・貨物輸送会社をますます圧迫している。その結果、一部の大手国内企業はすでに、事業活動の思い切った変革を發表している。EBCは政府に対し、各社が困難を乗り越えることを可能にする短期・長期両方の政策と規制を促進することを求める。政府がこの問題を重要視していることは実際確かであるとはいえ、残念ながら切迫感や、より包括的な解決策が欠けている。

物流・貨物輸送業界が近代化とさらなる効率向上を図る必要があるのは明らかであり、企業自身が解決の一翼を担わなければならないとはいえ、例えば「オープン型」宅配ボックス設置補助金申請手続きの迅速化・簡素化、自律運転の法的枠組みの変更、より大型の車両の認可等、政府の役割もきわめて重要である。各社共通で利用できる「オープン型」宅配ボックスは、再配達問題をいくぶん軽減する可能性があり、消費者と企業双方から好評を得ている。EBCは、例えばラストワンマイルの配送の持続可能性と有効性を向上させるためには省庁の枠を超えた新しいアプローチが必要であると確信しており、関連の政策を遅滞なく策定・実施することが必要不可欠である。

企業は、日本における認定通関業者（AEO）コンセプトの導入により、請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。EBCは、AEOコンセプトが最初に提示されたときに提案されたものに似た、一層の簡素化を導入すべきであると確信している。

最後に、国交省は日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革を導入したが、海運サービスにおける課題を解決するにはやるべきことがまだある。2002年11月というはるか以前に国交省によって發表されたスーパー中樞港湾政策は、日本の港湾の高コスト構造にまだまだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ・ターミナル開発に取り組もうとしているのは中央政府よりむしろ地方自治体であるため、期待される規模の経済と効率の達成は困難なままだろう。データは日本の港湾活動の低下を示している。例えば神戸港は、1980年のアジア第4位から、2015年現在は59位へと転落している。コンテナ取扱量に基づくと、東京港と横浜港は両方合わせても2015年現在世界20位に過ぎなかった。日本が活気ある海運国であり続けることを望むのなら、構造の改善が是が非でも必要である。

主要な問題および提案

■ 今後の輸配送近代化

年次現状報告：新たな問題。 日本における個人向けラストワンマイルの配送は、たとえ配達指定された時間帯内に行われても、受取人が留守中であつたり、荷物の受け取りに出られなかったりする結果として、配達員の勤務時間が延びたり、再配達への対応に追われたりするため、きわめて負担の大きいものとなりうる。労働市場の全体的な縮小や、とりわけ、広く報道されているドライバー不足といった背景に照らし、EBCは、ラストワンマイルの配送の持続可能性と有効性を向上させるための新たなアプローチが必要であると確信する。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 所要車両台数および所要ドライバー数を削減するため、拠点間輸送向けに、より大型の車両の使用を可能にする。
- 配送業者による自動運転車の使用を許可・奨励する。
- 各社共通で利用できる「オープン型」宅配ボックスの設置補助金を増やすとともに、補助金申請手続きを簡素化する。とりわけ、設置前申請手続きから、設置後申請手続きへの切り替えは、宅配ボックスの配備を促進するはずである。
- 再配達の社会・環境コストを強調し、在宅して指定時間帯内に荷物を受け取れるようにするか、代替的な「配達オプション」を選択することを受取人に促すことによって、社会的責任ある配送手配について国民を教育する。

■ 労働力の不足

年次現状報告：限られた進展。 日本の予測された人口減少と少子高齢化からすると、現在の利用可能な労働力の不足は今後も続き、電子商取引の拡大が労働力の需要を押し上げるさなか、流通業界に重大な影響を及ぼすと予想される。流通業界は、業界が雇用する長距離トラック運転手の多くが定年に達したり定年に近づきつつあるため、特に脆弱である。流通サービスの需要に応え続けるには、政府が短期および中期における労働力の利用可能性を向上させる実際的な戦略を設けることが重要である。EBCは、政府が打ち出しているさまざまな構想を高く評価する。しかし、その多くは目標にあまり届かず、範囲面の制限あるいは行政上の制約に阻まれている。自動運転等の新しい技術の利用や、貨物取り扱いの自動化の利用拡大といった潜在的な解決法は、長期的にしか利用可能とならないため、短期的な課題が特に懸念される。

提案：

- 日本はビザ要件を緩和して、とりわけ、ゴールデンウィークや年末年始といった需要ピーク期間中、外国人臨時労働者を認めるべきである。
- 日本は、物流会社が技能実習制度をより容易に利用できるようにすべきである。
- この業界での女性の雇用を促進するため、当局は、保育士の養成・認定を利用可能にする等の措置を通じ、企業の保育サービス提供体制の整備を支援すべきである。
- 日本は、女性の労働参加拡大を推進する上での流通分野の重要性を広く訴えるべきである。

■ 認定通関業者（AEO）

年次現状報告：若干の進展。 現行の認定通関業者（AEO）制度は予想されていた事務上の負担軽減にはつながっていない。多くの場合、負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能性が確保される場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続きの簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

提案：

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOによって取り扱われる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
 - ◇ 日本国外のサーバーからのNACCSへのアクセスを可能にする
 - ◇ 輸送業者自身の保税倉庫での検疫検査を可能にする
 - ◇ 物理的な貨物検査の軽減
 - ◇ デジタル・アーカイブ使用の許可

■ 港湾コストおよび開発

年次現状報告：限られた進展。 日本の港湾コストは、ほかの先進諸国に比べ依然として高い。高い港湾コストは、例えば中継サービスの提供面などでは、韓国や中国がより競争的な条件を提供しているため、アジアにおける日本の港湾の競争上の地位もむしろ悪化する。外国の海運会社は依然、日本において自社の海外向け貨物を自社船舶に積み替えることを認められていないため、他所での貨物の積み替えを助長することとなり、日本の港湾でのビジネスが減る結果を招いている。同様の制限は欧州でも適用されているとはいえ、それでも日本の海運会社は、例えばドイツからフランスまで等、EU内で国境を越えて貨物を輸送することが可能であり、それによってビジネス要求事項を満たすことができる。とはいえ、空コンテナの輸送に関しては前向きな動きが見られており、欧州の海運会社は今や、日本全国で空コンテナの移動を処理／促進することを認められている。

提案：

- 本は、アジア・ゲートウェイ戦略会議において港湾運営構造の高いコストを取り上げるべきである。
- コンテナ海運会社が日本で複合一貫輸送を提供することを妨げている規則・規制を見直して、国際基準に沿ったものにすべきである。

■ デジタル化

年次現状報告：新たな問題。 現物の商品だけでなく、それに付帯する書類の輸送量も絶えず増えつつあるなか、物流会社はますます圧迫にさらされている。問題の核心は規制や基準にあるわけではなく、むしろステークホルダーの行動にあるとはいえ、政府は、業界のデジタル化を支援・推進すべきである。目下のところ、注文がファクスや電話でなされたり、書類が現物で渡されたりといった状況がまだ多く見られる。デジタル化が進めば、物流コストが下がるだけでなく、注文から配達までの時間も短縮する。多くの近隣諸国は、この方面では日本よりはるかに進んでいる。デジタル化が労働力不足への対処も助けることは言うまでもない。

提案：

- 政府は、さまざまな関連業界団体と協力して、流通業界内でのデジタル化の強化に取り組むべきである。これは、日本市場の競争上の優位性を高めるだろう。

医療・衛生

IVD (in vitro diagnostics)

医療機器

医薬品

ワクチン

化粧品・医薬部外品

Mr. Shuichi Hayashi

Vice-Chair, Medical Equipment & Diagnostics Committee

(Industry Affairs Advisor, Roche Diagnostics K.K.)

c/o Roche Diagnostics K.K.

Shinagawa Season Terrace, 1-2-70, Konan, Minato-ku,

Tokyo, 108-0075

Phone 03-6634-1111

Fax 03-5479-0532

IVD (IN VITRO DAIGNOSTICS)

はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に実際の医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考えます。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚労省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として、2008年以降の診療報酬改定においては、臨床検査の「質の確保および迅速化」を考慮した検体検査実施料の改定が行われてきていることを評価している。特に2016年の診療報酬改定において「国際標準検査管理加算」が新たに設定されたが、この取得の施設基準に「国際規格に基づく技術能力の認定」と検査の質が明記された意義は大きいと考える。

また、既に臨床の場においてますますその重要度が増してきている個別化医療/コンパニオン診断薬については、その承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立に関して、製薬業界団体とも協働し、行政との協議を進めている。さらには次世代シークエンサー等の先進技術を用いた検査の臨床運用も急速に進んでおり、これら先端技術検査の精度・品質を担保する制度設計は緊急の課題である。このような現実において、日本の医療現場で個別化医療をさらに普及させ、臨床検査・医療の質の維持向上のために臨床検査の価値を基にその役割を果たし続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療を迅速に提供する上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC医療機器&IVD委員会・IVD部会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

B. Braun Aesculap Japan
bioMerieux Japan
Biotronik Japan
Coloplast
Dornier MedTech Japan
Draeger Medical Japan
Edaptechnomed
Elekta
Hollister
Integral
Japan Lifeline

Japan MDC
JIMRO
Laerdal Medical Japan
Lima Japan
LivaNova Japan
Medical U&A
Medis medical imaging systems
Medtronic Japan
Molnlycke Health Care
Nippon Becton Dickinson
Nippon BXI

Nobel Biocare Japan
Novocure
Otto Bock Japan
Philips Japan
Radiometer
Roche Diagnostics
Siemens Healthcare
Smith & Nephew
Teijin Pharma
Thermo Fisher Diagnostics
TKB

主要な問題および提案

■ 承認審査や安全対策等に関する厚生労働省との定期意見交換会

年次現状報告：進展。厚生労働省医薬・生活衛生局およびPMDAとの承認審査や安全対策等に関する定期意見交換会(8/06)において、日本臨床検査薬協会(JACRI)および米国医療機器・IVD工業会(AMDD) IVD委員会と共同で、以下の提言及び意見交換を行った。

提案：

- 現行法において体外診断用医薬品は、「専ら疾病の診断に使用されることが目的」と定義されている一方で、コンパニオン診断薬やTDMなどのように、疾病の診断用途ではなく治療薬の選択や用量調整等治療方針の選択に用いられているものも存在し矛盾がある。現状に合った定義の見直しを要望。
- 体外診断薬の業態管理者の資格要件を、現状の薬剤師に限定せず、ガバナンス強化等管理者としての責務を全うするために必要な専門課程の修了や実務経験などを考慮した見直しを実施することを要望。
- QMS適合性調査を省略できる条件の見直しを要望。また、海外ではMDSAP認証書によるQMS調査省略が検討されているが、同様の考え方により一層の効果的利活用による製造所調査の省略の検討も要望。
- 電子媒体での添付文書提供が可能となったが、その場合の要求事項がハードルとなり広範な運用に至っていない。活用促進のために要求事項の見直しを要望。
- 審査迅速化及び運用改善のために、合意内をの速やかに通知し確実に遂行することを要望。
- 厚労省・PMDA・業界の三者による課題解決に向けた取組を今後も継続していくことを要望。
- さらなる国際整合を目的として、IVDRとの整合やMDSAPへの対応等を今後検討したい。EBCとしてそのための勉強会を企画しており、行政からの参加を要望。

■ 体外診断用医薬品 (IVD) 診療報酬に関する課題と提案

年次現状報告：進展。JACRIおよびAMDD・IVD委員会と共同で「三団体合同医療政策委員会」を設置し、診療報酬のあり方について検討を重ねている。また、厚生労働省・医政局経済課および保険局医療課との定期会合(9/03)において、以下の診療報酬に関する提案と意見交換を行った。

提案：

- 革新的な新製品に対して、そのイノベーションがどのように評価されたかが明確でない。保材専の審議にて、その評価結果を記載することを要望。
- 医薬品として承認されたIVDと、LDTが併存する項目があるが、IVDが優先とされることを明確にするとともに、将来的には対応するLDTを整理することを要望。
- 新規保険収載に当たっては準用先の選定が必要となるが、その際に測定原理の類似性だけでなく、臨床的位置づけ等も考慮して適正な点数水準となる重要先選定を要望。
- 地域包括ケア構築のためには在宅医療の充実、かかりつけ医機能の強化が必要であるが、労力とコスト高となるこの検査が、必要時に適正に実施される仕組み作りを要望。
- 2018年診療報酬改定において「抗菌薬適正使用支援加算」が新設されたが、実施要件が不明瞭であり施設ごとの解釈で実施されている。ガイダンスに示される検査実施を実施要件として追加することを要望。
- 予防医療、先制医療の領域は診療報酬の外の話ではあるが、遺伝子によるリスク診断などが何の規制もないままに拡大していることは問題である。この領域における検体検査の適正使用をどのように推進するか別の場で議論開始することを要望。

Mr. Hideaki Mori

Chair, Medical Equipment & Diagnostics Committee

(President & CEO, Siemens Healthcare K.K.)

c/o Siemens Healthcare K.K.

Gate City Osaki West Tower,

1-11-1 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-8644

Phone 03-3493-7500

Fax 03-3493-7654

医療機器

はじめに

日本の 2016 年度国民医療費は 41.3 兆円で、前年から 0.4% の減少となった。ただ、これは C 型肝炎治療薬をはじめとする抗ウイルス剤薬剤料の大幅な減少による一時的なものとしてされており、高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化、医療ノベーションの推進と医療費抑制の並行実現といった課題に変わりはない。一方、医療を取り巻く状況は、少子高齢化による労働力不足、ICU・病理をはじめとする専門医不足、病医院の経営不振や破綻といった問題もあり、複雑化の様相を極めている。

これらの改善のためには、医療制度改革や技術イノベーションの推進に加えて、「病気を治療する医療」から健康を維持し病気を「予防するヘルスケア」への拡張や、医療情報の利活用とそれによる医療サービスの効率化を並行して進めることが重要であると考えます。健康状態のモニタリングによる早期異常検知や、正確で確定的な診断、診断結果のセキュアな共有とそれによるタイムリーで効率的な医療サービスの実現、そしてそれらをシステムとして社会に導入し、浸透させることが医療費や患者の負担を軽減し、健康人口や労働力の増加、ひいては社会・経済の成長につながっていくものと考えます。

現在のような環境下で今後も高い質の医療サービスを提供し続けるためには、欧州の優れたイノベーティブな医療機器・医療材料・サービスの日本への適切な導入が必須である。そのためには、日本の規制やプロセスをできる限り国際基準に合わせることで、欧州との相互認証を進めることやデータの活用、保険償還制度の予見性を高めることが求められる。日本から規制に関する情報を多言語にて世界に発信することにより、日本の市場をより開かれたものとし、欧州からの市場参入を促す必要がある。医療 IT 技術を活用した救急救命・遠隔医療・介護見守り、医療データのデジタル化による効率的な医療サービスの提供、IOT、AI を使用した医療機器の導入に向けて欧州で実施されているサイバーセキュリティ、GDPR への適切な対応、また、欧州企業が参画できる FDI (Foreign Direct Investment) の施策継続も望まれる。

EBC 医療機器・IVD 委員会は、欧州より優れた医療機器だけでなく、先進的なヘルスケアモデルや有効な医療システムを日本に導入すべく、行政や他関連業界団体と協力し、日本の医療システムや業界構造の変革の実現に貢献できるよう提言を行う。

B. Braun Aesculap Japan	Japan MDC	Nobel Biocare Japan
bioMerieux Japan	JIMRO	Novocure
Biotronik Japan	Laerdal Medical Japan	Otto Bock Japan
Coloplast	Lima Japan	Philips Japan
Dornier MedTech Japan	LivaNova Japan	Radiometer
Draeger Medical Japan	Medical U&A	Roche Diagnostics
Edaptechnomed	Medis medical imaging systems	Siemens Healthcare
Elekta	Medtronic Japan	Smith & Nephew
Hollister	Molnlycke Health Care	Teijin Pharma
Integral	Nippon Becton Dickinson	Thermo Fisher Diagnostics
Japan Lifeline	Nippon BXI	TKB

主要な問題および提案

■ 保険医療材料の保険適用・機能区分見直し

年次状況報告：若干の進展。2018年診療報酬改定において、保険適用区分が見直されイノベーションの再評価を行うB3が新設された。また、保険医療材料の機能区分が見直された結果6区分が追加された。例外ルールの規定については依然課題。

提案：

- 2019年10月予定の消費税増税に伴う価格調査への適切な対応
- 機能区分の更なる細分化による革新技術への適切な償還
- 商品特性に基づいた保険償還価格システムへの改善

■ 医療機器向け日本版HTAの導入について

年次現状報告：一定の進展。2016年4月より5つの機器を対象とした費用対効果評価をトライアルで開始。詳細な結果反映方法については中医協と協議中。

提案：2019年度中を目途に本格導入へ向けた議論を厚生労働省、中医協と協議中

- QALY（質調整生存年）適用の不適切さ、試験者のスキルやデータによる結果の不確実性、医療機器の改善サイクルの短さといった点を考慮した注意深いHTA導入が肝要。

■ ICTを用いた医療技術基盤の整備について

年次現状報告：継続中。次世代医療基盤法等のビックデータ使用に関する法整備が進む中、オンライン診療な制度化も進行中。一方で、医療機関のクラウド化は遅れている。

提案：

- 医療機関がクラウド化を進めるクラウド加算（技術料）を厚生労働省へ提案中。

■ 臨床評価の相互認証と国際統合化

年次現状報告：一定の進展。日本政府は機器の申請時に海外における臨床評価結果の活用を促進すべくPMDAの事前相談サービスの活用を奨励。

提案：

- 治験の要否に関連する”医療機器の迅速かつ的確な承認及び開発のための治験ガイダンス”などが発行され更なる海外データの実運用におけるEU-日本での臨床結果の相互活用促進に期待。

■ QMS相互認証と国際統合化

年次現状報告：一定の進展。国際標準との整合について進展が見られた。正式にMDSAPへ参加したことにより更なる国際統合化に向けて議論が展開中。

提案：

- QMSの国際標準との整合に向けて公式な英文によるQMS省令の情報発信を提案。
- MDSAP参加による監査の改善は見込まれるが今後QMS省令の要求事項との差分解消並びに製品群区分の国際統合がなされる事を要望。

■ 医療機器ライセンスの相互認証と国際統合化

年次現状報告：一定の改善。J-PMDA法の施行によりPMDAの承認審査期間は短縮され、パフォーマンスは向上した。

提案：

- PMDAと厚生労働省は、低リスクのクラス2以下の製品における日本-EU間での相互認証を導入すべきである。

Dr. Ole Mølskov Bech

Chair, EFPIA Japan

(President & Representative Director, Novo Nordisk Pharma Ltd.)

EFPIA Office:

Meiji Yasuda Seimei Bldg., 2-1-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005

Phone: 03-6266-1000

Fax: 03-6266-1800

医薬品

はじめに

日本社会は高齢化の進展により国民医療費は増大する傾向にあるが、医薬品市場については一部の革新的医薬品で突出した成長を示すものの医薬品市場全体の成長はむしろ抑制されることが示されている。

医薬品市場：2017年度の国民医療費（概算）は前年度比+2.3%、0.9兆円増の42.2兆円になった。そのうち、調剤費用は+3.1%であった。欧州製薬団体連合会（EFPIA）が実施した今後10年間の医療用医薬品市場の伸び予測では、2017年からの今後10年間の年平均成長率は、マイナス1.5%で縮小すると予想された。高齢化および医療技術の進歩により医療費が高騰する環境下でありながら、現行の薬価制度と更なる後発医薬品の使用促進により、十分に薬剤費支出がコントロールされている。

薬価制度抜本改革：極めて大きな薬価制度抜本改革が2018年4月に実施された。日本におけるドラッグラグの解消と新薬開発を活性化する仕組みとして、新薬創出加算制度が2010年から試行的に導入され、制度導入以降ドラッグラグが解消されたこと、また、日本における新薬開発数が増加してきたことなど確実な成果を上げた。しかし薬価制度抜本改革においては、特に品目要件として新薬創出加算の対象範囲が大幅に縮小されたこと、また企業要件により予見性を伴わない加算の適用といったイノベーションを推進する状況から大きな後退がみられた。これまで達成してきた成果を無にすることに繋がる。

薬価改定頻度：薬価改定は、診療報酬改定とセットで2年毎に実施されるべきである。通常2年毎の改定の狭間の年に改定を行うことは、2021年からと明言されているが、その対象範囲は薬価乖離率の非常に大きな製品に限定するなど、医療現場での混乱を最小限にすべきである。日本の薬価基準制度は、薬剤費支出を機能的にコントロールしており、薬剤費のみに依存した医療費抑制はすでに限界に至っている。薬剤費を抑制する行き過ぎた制度の導入は、医薬品市場の成長を鈍化させ、政府の戦略的な成長産業として製薬産業を後押しすることに矛盾するだけでなく、海外から日本への投資の低下に繋がる。

2019年消費税引き上げに伴う薬価改定：2018年から実質3年連続の薬価改定となり、短期間且つ、継続的に大きなダメージを受け続ける。また、薬価調査・薬価改定に係る作業には大変な労力が必要となり、医療機関、卸及び製薬企業業務に大きな支障をきたす。3年連続全品目薬価改定をベースに、2021年以降も対象を限定しない全品目実勢価格に基づく毎年改定の方向に議論が進むことについて強い懸念がある。2019年の薬価改定は、あくまでも10月の消費税引き上げに伴う例外的な改定として位置すべきである。

新薬の14日処方制限：新薬は薬価収載後1年間、処方期間の上限は原則14日に制限され、多くの新薬の使用も限定されている。市販直後調査に加え、2013年に「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実した安全対策が図られている。新薬の14日処方制限は、現在では不要な規制であり、新薬を必要とする患者さんのアクセスを阻害している。規制改革会議からも本制度の廃止・見直しが求められており、EFPIAはそれを支持する。

費用対効果評価の導入：2016年4月より費用対効果評価(CEA)を用いた医療技術評価(HTA)が試行的に導入された。本格的な導入は2019年4月からに延期された。欧州での経験からCEA/HTAの厳格な適用は患者さんの革新的な新薬へのアクセスを阻害することに繋がり、また、アカデミア、政府、産業界にとって大きな業務負担を強いるものにつながる。日本にはすでに薬剤費用をコントロールする有効な仕組みが存在することから、CEA/HTAが更なる薬剤費抑制の仕組みになってはならない。新たな仕組みの導入にあたっては、試行的導入の結果検証を十分に行い、また、欧州における経験を踏まえ進めるべきである。

薬事における国際調和：臨床試験に関しては、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準（GCP）改正等により、治験の実施に関するグローバルスタンダードとのアラインメントが着実に進んでいる。一方で、治験コスト適正化や症例集積性の向上といった治験の効率に関する課題には、依然、医療機関間での取り組みに差があり、改善の余地がある。人道的見地から実施される拡大治験、先駆け審査指定制度、最適使用推進ガイドライン、さらに条件付き早期承認制度が導入された。これらの施策の患者アクセスに対する効果あるいは影響は今後検証される必要がある。さらに、日欧のGMP相互承認の対象医薬品が2018年7月より拡大され、化学的医薬品の原薬や無菌製剤、生物学的医薬品なども含まれることとなった。これについては、確実な実施を求める。

主要な問題および提案

■ 薬価制度

年次現状報告：後退と新たな問題。2010年より試行導入された新薬創出加算が2018年薬価制度抜本改革において大きな見直しがなされた。新薬創出加算の対象範囲が大きく縮小し、企業要件も加わり革新的医薬品の薬価を維持する仕組みが根本から崩れた。また、2年毎の薬価改定の狭間の年の毎年薬価改定の在り方について議論が進んでいる。革新的な医薬品に対する薬価上の評価の厳しさが増し、日本の医薬品市場に対する魅力度を大幅に低下させている。

提案：

- イノベーションの成果を適切に評価する新薬創出加算の仕組みをいかなる制約を設けることなく安定的に継続すべきである。イノベーションは適切に評価されなければならない。
- 2年毎の薬価改定の狭間の年の薬価改定については、2018年から2020年の3年連続改定の事実に基づき市場実勢価格調査に基づく毎年全面改定に繋がってはならない。
- 後発医薬品の浸透が急速に進み次なる80%目標も間近に設定された。このことにより大きな財源の削減効果が出ており、この削減財源をイノベーションのさらなる評価にあてるべきである。

■ 費用対効果評価などの医療技術評価（HTA）

年次現状報告：費用対効果評価が2016年4月から試行的に実施されたが多くの課題がみられた。現在本格的な制度の導入に向け検討が進められているが、多くの改善余地がある。

提案：

- コスト/QALY値に大きく依存した評価は医薬品の価値を適切に評価できないため、追加的評価項目を組み込む必要がある。
- HTAに関しては、日本は発展途上国であり、また、多くの製品を評価できる環境もないため、評価の対象となる製品数は限られたものとすべきである。
- HTAの評価が、患者さんの新薬へのアクセスを阻害あるいは遅延させることがあってはならない。

■ 国際調和（臨床試験環境）

年次現状報告：若干の進展。治験の効率に関する課題には改善の余地がある。

提案：

- 「治験等の効率化に関する報告書（2011年）」、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012アクションプラン（2012年）」に沿った具体的な治験の効率化のためのアクション結果を検証し、日本の治験実施環境の整備にさらに改善の余地のある項目については、継続して一層進めるべきである。
- 2018年6月に厚生労働省から通知で発出された国際共同治験の計画及びデザインに関する一般原則に関するガイドライン（ICH-E17）を有効活用して、医薬品の臨床開発の促進を図る必要がある。

■ 承認審査等に係る新たな動き

年次現状報告：若干の進展と新たな問題点。

提案：

- 拡大治験：治験の範囲での患者のアクセスの向上には限界があり、将来的な法整備により治験とは別のCU制度への移行等が望まれる。
- 先駆け審査指定制度：制度の恒久化と関連組織の体制の充実を求める。
- 最適使用推進ガイドラインおよび条件付き早期承認制度：患者のアクセスの向上の観点から検証し、向上を図ることを求める。施策促進のため、開発者へのインセンティブを考慮すべきである。
- 国際共同治験の計画及びデザインに関する一般原則に関するガイドライン（ICH-E17）：日本における医薬品を促進するような、この新しい原則に基づいた臨床試験の促進を求める。

Dr. Jun Honda

Chair, Vaccine Sub-committee, Biologics Committee, EFPIA Japan

(Senior Expert, GlaxoSmithKline K.K.)

c/o GlaxoSmithKline K.K.

1-8-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-4231-5000

Fax 03-4231-5977

ワクチン

はじめに

2008年頃から日本では感染症対策としての新しいワクチンが次々と導入され、「深刻なワクチン・ギャップがある」と言われた状況から急速な改善が見られた。2016年10月までに多くのワクチンが定期接種（国が接種を強く勧め、公的費用負担がされるワクチン）の対象となり、世界保健機構（WHO）が定期接種として推奨するワクチンで、国内で検討が残されているのはロタウイルスワクチンとおたふくかぜワクチンのみとなってきた。しかし、その他のギャップとしては、過密な小児期の接種スケジュールを緩和するための小児用混合ワクチンの開発がある。おたふくかぜ・麻疹・風疹の三種が混合されたMMRワクチンや、DTaP-IPV四種混合ワクチンにB型肝炎ワクチンやヒブワクチンを加えた五種、六種混合は日本で未導入である。

おたふくかぜワクチンの定期接種化については、17の学術団体からなる予防接種推進専門協議会が2018年5月に厚生労働省に要望書を出した。それによると、2015～16年の2年間で、おたふくかぜの合併症の一つであるムンプス難聴の患者は少なくとも348人いることが明らかになっている。ちなみに、2018年度前半に放送されたNHK連続テレビ小説の主人公はこれに罹患した設定だった。また、国内では2018年3月の台湾からの渡航者発の全国的なはしかの流行があった。増え続ける海外からの渡航者を鑑みると再発は必至で、おたふくかぜも5～6年おきの周期的な流行が発生している。この状況のまま2020年の東京オリンピックを迎えることは日本国民のみならず、急増する海外からの渡航者（2017年は約2870万人）の健康をもリスクにさらしている。突発的な流行、製造上の問題、あるいは自然災害などによるワクチンの供給問題は常に生ずるリスクがあり、2017/18年冬のインフルエンザワクチンの供給問題も記憶に新しく、危機管理上の課題としてのワクチン定期化と供給問題改善は急務である。

ワクチンが定期接種として推奨されるプロセスが明確でなく、予見困難な状態となっていることは以前から問題となっており、企業が日本で開発するリスクが増大していることは昨年も記載した。ヒトパピローマウイルスワクチンに関しては報告されている様々な症状とワクチンとの因果関係が医学的・科学的に明らかになっていない上に、コクランレビュー等により同ワクチンの有効性及び安全性が改めて確認された状況だが、2013年6月から始まった勧奨差し控えは2018年9月現在も続いている。こちらも昨年以降、変化がない。国民がワクチン接種の恩恵を受けられるようになるためには、日本の規制当局が科学的に判断し政策を実行できる基盤を構築する必要がある。日本の女性が子宮頸がんを予防できる機会を失うという不幸な状況は続くべきではない。

もう一つの問題はワクチンの導入・開発にあたっての制度上の問題（審査要件、開発要件）で、これは輸入ワクチンについては以前からの大きな課題であり、改善が急務である。具体的には国内規格の生物学的製剤基準や生物学的原料基準への適合要求である。有効性や安全性に影響がない項目について、国内製剤と同じ基準の適合を求められ、ニーズがあっても国内への導入が出来ない場合がある。一方で、上記問題に関する規制当局の認識も高まり始めており、EFPIAを含むワクチン関連4団体との定期的な議論と意見交換の場の設置も検討が進んでおり、これらの場における議論も含め、引き続き、予防接種制度・政策の見直しを進めるべく、関係各所に提言して行きたい。

主要な問題および提案

■ WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進

年次現状報告：進展なし。2016年10月以降、B型肝炎ワクチンが定期接種化され、残るロタウイルス・おたふくの各ワクチンについても厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて鋭意検討がなされ、定期化に向けての議論がなされているものの、その後進展はない。また混合ワクチンの開発についても優先度が高く、早期に開発すべきとの提言がなされている。

提案：

- 残るロタウイルス・おたふくの各ワクチン等日本で承認されたWHO推奨ワクチンの定期接種化も早期に実現し、まだ国内にない混合ワクチンについても早期に導入・開発するべきである。

■ 安定供給体制の確保

年次現状報告：進展なし。製造業者側の問題や自然災害の発生などにより、ワクチンの供給が不安定となり、日本の公衆衛生に悪影響を与えることが懸念される。2017/18年冬はインフルエンザワクチンの供給問題が生じた。定期接種ワクチンのような重要なワクチンは、製造元を国内外の複数業者に分散し、共存させることにより、国内ワクチン供給体制がより安定となる。また、長期的な購入契約の締結や備蓄対策といった有用な手段も検討に値する。

提案：

- ワクチンの製造元を国内外の複数業者に分散し、安定的な供給ルートを確保すべきである。
- 政府による長期の購入契約締結や備蓄対策といった手段も検討するべきである。

■ 「構造的ワクチン・ギャップ」の解消

年次現状報告：わずかな進展。規制当局が新しいワクチンを定期接種として推奨することの予見が困難な場合が多く、結果的に企業は日本におけるワクチンの開発を躊躇し、品揃えのワクチン・ギャップが再来する恐れがあった。EFPIAは2017年5月の厚生科学審議会においてドイツ予防接種常任諮問委員会（STIKO）の専門家を招へいし、ドイツにおける事例紹介をしたところ、2018年6月の同審議会において当該事例資料を引用し「ワクチン関連団体からのヒアリングを継続すると共に、諸外国における取組も参考にして（中略）議論を行っていく」方針が了承された。

提案：

- 継続して科学的根拠を基に明確な政策判断がなされる環境整備を進め、ワクチン定期接種化プロセスの合理化をするべきである。

■ 日・欧相互認証協定（MRA）や「生物学的製剤基準」（生物基）を含む、規制要件の国際的調和の推進

年次現状報告：進展あり。医薬品GMPのMRA対象国については2016年4月に拡大し、2018年7月にはワクチンがMRAの対象となった。これは大きな進展である。しかし依然として、国家検定実施のプロセスや、改定時期、手順、収載基準が明確でない生物基の存在など、薬事規制により新しいワクチンの導入や供給に手間や時間がかかり過ぎるのが現状である。輸入ワクチンの供給は、MRAが発効されても国家検定は残ることから、輸入から市場への出荷までにはほぼ変わらず、6カ月以上の時間がかかる。

提案：

- 早期にワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他極との調和を図るべく、現行の生物基を廃止し、内容を整理して日本薬局方に統合するべきである。

Dr. Nobuyuki Hagiwara

Chair, Cosmetics & Quasi-drugs Committee

(Head, Regulatory Affairs, Johnson & Johnson K.K.

Consumer Company)

c/o Johnson & Johnson Family of Companies

First Chiyoda Bldg. 15F., 3-5-2 Nishi-Kanda

Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065

Phone 03-4411-6118; Fax 03-4411-7149

化粧品・医薬部外品

はじめに

ヨーロッパ企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな展開への貢献、消費者への情報提供を行うと共に、製造販売後安全管理の基準（GVP）と品質管理の基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに持続可能な環境の推進に努めている。ヨーロッパ企業が提供する多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品は、身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、容貌を変えたり、虫歯を予防したりという様々な方法で、消費者の日常生活のQOL (Quality of Life) 向上に寄与している。日本政府は現在財政への負担を緩和しつつ国民の健康向上を図るためにセルフケア・セルフメディケーションを推進しているが、化粧品・医薬部外品はその目的に合致する製品群でもある。

2017年の日本の化粧品出荷額は1兆6,292億円であった。日本は2017年には2,667億円相当の化粧品を輸入し、その内、ヨーロッパからの輸入は約978億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の多くがヨーロッパから輸入されていることは、日本の消費者がその価値を認めている証といえる。一方、厚生労働省は2016年に輸入非関税障壁であった輸入届の廃止、また医薬部外品においても承認事項一部変更承認において製品切り替えの申請者による時期設定を行えるようにし、輸入に関わる規制緩和を行った。

しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性の観点から改善の余地があり、また複雑な承認申請制度を有するために、ヨーロッパ企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているヨーロッパ製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得ることが難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。例えば、ヨーロッパと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に汎用されている成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合には長い審査過程を経なければならず、日本市場への迅速な導入が難しいとの判断から、成分の変更を余儀なくさせられるといった場合である。また、日本で既に承認されている医薬部外品の有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られており、医薬部外品の市場導入に時間を要する要因ともなっている。

並行輸入品は目下、日本の高級化粧品市場の相当の割合を占めている。一部の調査研究によると、販売個数の11%が並行輸入品である。ほとんどは、Eコマース・ポータルを通じてオンラインで販売されている。並行輸入品は日本市場向けにつくられていないため、日本向けに承認されていなかったり、適切な表示がなされていなかったりするおそれがある。また、輸入品が古い製品であったり、適切に輸送または保管されていなかった製品であったりしても、やはり消費者に害を及ぼすおそれがある。EBCは日本の当局に対し、使用原料や、試験、表示に特意的を絞って、すべての化粧品販売者に化粧品に関する同一の高い基準が確実に適用されるよう要望する。

ヨーロッパと日本は、リーダーシップを発揮し医薬部外品のより迅速な承認に取り組み、化粧品の効能効果の整合性を図り、化粧品と医薬部外品に配合可能な成分についても整合化すべきである。一方、化粧品規制協力国際会議（ICCR）は、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議している。EBCはICCRにおけるヨーロッパと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：わずかに進展。厚生労働省は、2018年3月に審査管理課長通知「薬用石けんの承認審査に係る留意事項について」を発出し、薬用石けんに関する審査ガイドラインを明示した。

PMDAは毎年、申請書作成時の留意点及び審査の方針について実務担当者説明会を開催している。こうした一連の動きは、医薬部外品審査制度の改善に繋がると考えるが、審査期間の短縮は確約されていない。また、実務担当者説明会での資料に基づいた審査が行われているが、その資料の位置付けは明確に示されていない。例えば、既承認の医薬部外品と同一性ありとして承認される範囲は、承認前例の提示がある場合のみと限っているが、厚生労働省から発出される通知等ではそれは一切示されていない。

提案：

- 審査ガイドラインが作成され、既承認の医薬部外品と同一性があると認められる医薬部外品については審査期間の短縮を早期に図るべきである。
- 既に承認されている医薬部外品に配合している成分の別紙規格と同一規格の成分を使用した医薬部外品の申請においては、当該別紙規格記載内容を再度審査することを省略し審査の効率化・短縮化を図るべきである
- 審査における考え方を変更する場合は、実務担当者説明会だけで公表するのではなく、予めパブリックコメントでの意見募集を経るなど申請者側の理解を得た上で、通知や事務連絡等の発出により周知されるべきである。

■ 医薬部外品と化粧品の成分の整合化

年次現状報告：進展あり。ヨーロッパと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用している。一方、フッ素は虫歯予防に効果的であることは科学的に検証されており、セルフケアの一環として口腔の健康、ひいては身体全体の健康に重要である。日本は医薬部外品として販売される歯磨剤では承認基準で最高1,000 ppmのフッ化物を認めているが、欧州では最高1,500 ppmのフッ化物濃度が認められている。2017年3月には諸外国で採用されている国際基準（ISO）と同じくフッ素が1,500 ppmを上限として配合された製品が、厚生労働大臣により承認されるに至った。一方、欧米全土のドラッグストアやスーパーでは、フッ化物濃度226 ppmの洗口液が販売されているが、日本では2015年に一般消費者向けに要指導医薬品として洗口液でのフッ化物の使用が承認され、本年ようやく一般用医薬品（第一類医薬品）に移行したところである。

日本口腔衛生学会は2017年2月に高齢者のオーラルケアにおいて、今後より有効なフッ化物配合製剤の開発と利用ができるよう規制緩和も含めた環境整備が必要であるとする学会提言を行っている。

提案：

- 薬用歯磨き類の承認基準を改定し、国際的整合性を考慮して歯磨剤（医薬部外品）のフッ化物配合上限を引き上げ、また洗口液（医薬部外品）にフッ素を配合することを将来的に可能にし、消費者がフッ素入り洗口液を購入できる機会を増やすべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の広告表現拡大について

年次現状報告：進展なし。化粧品の効能は、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能が定められた。2011年には、「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。しかしながら、日本における効能表現の範囲は、ヨーロッパに比べ未だに狭く、最新の研究と技術に基づいた輸入化粧品の日本市場への参入を阻む要因ともなりかねない。

一方、効能の拡大のために日本化粧品学会・日本化粧品工業連合会は紫外線による「光老化」の予防効能に取り組んでいる。近年、健康長寿社会の実現に向けて、セルフケア・セルフメディケーションの推進が求められている。アトピー肌の保湿ケアや、皮膚がん予防のための日焼け止め製品の使用

等、化粧品や医薬部外品による日常的なケアは、健康を維持し、疾病を予防するために重要な役割を担っているが、現在の広告規制では、その重要性を訴求することが認められていない。

提案：

- 健康維持や疾病予防に関し、化粧品及び医薬部外品による日常的ケアの重要性を訴求できるよう、広告表現の規制を緩和するべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の届出・申請業務のオンライン化

年次現状報告：進展なし。 国は、2016年12月に「官民データ活用推進基本法」を制定し、行政手続きに係るオンライン利用の原則化のために必要な措置を講ずる旨を規定している。一方、化粧品及び医薬部外品については、NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）を使用できる輸出届を除き、FDと書面による届出・申請であり、諸外国と比較し、旧態依然とした手続きとなっている。また、都道府県、PMDA、税関のシステムが連動していないことから、化粧品・医薬部外品の製造販売に係る届出・申請、輸出用製品に係る届出、輸入通関に必要な資料の提示について、それぞれの手続きが必要となっている。厚生労働省は、平成31年度の予算概算要求において、申請・届出手続きのオンライン化の推進を新規項目として掲げており、申請・届出手続きの完全オンライン化の実現が期待される。

提案：

- 化粧品製造販売届、医薬部外品承認申請については、オンラインで届出・申請可能なシステムを構築し、通関時に使用するシステムとの連動により、申請手続のワンストップサービスを可能とするべきである。

■ すべての市場参加者への同一基準の適用

年次現状報告：新たな問題。 安全性の確保は、法的観点からも、より一層重要なことに、消費者の観点からも、きわめて重要である。したがって、化粧品と医薬部外品の製造者と輸入業者は、安全性と品質をモニターするための市販後の監視・管理体制を実現することに相当の資源を投入することを義務付けられている。しかし、並行輸入業者は必ずしもこうした要件を守らず、時には登録商標を違法に用いたり、日本で承認されていないバージョンの製品を輸入したり、ラベルが破損もしくはなくなっている製品や消費期限切れの製品を販売したりする。

提案：

- 日本は、化粧品および／または医薬部外品の販売に携わるすべての者に、安全性と品質に関係した同一の法的要件を確実に順守させるべきである。
- 当局は、消費者教育のための業界主導のキャンペーンをサポートして、正規販売業者によって販売される製品と、そうでない製品についての消費者の理解を向上させるべきである。

■ 動物実験代替法

年次現状報告：進展あり。 医薬部外品申請にあたり利用できる皮膚感作性試験代替法として、複数の *in vitro* 代替法を組合せた評価体系に関するガイダンスが、2018年1月に厚生労働省より発出された。これにより、皮膚感作性試験においては動物を全く用いない代替法の利用が可能となった。しかしながら、日本では新規原料を配合した医薬部外品申請において、最終製品の安全性評価にあたり利用可能な科学的根拠は十分に審査されているとは言えず、原料のハザード評価として必ず動物実験結果の提出が求められている。ヨーロッパに端を発した動物実験禁止と代替法試験への移行は世界的に広がりつつあり、安全性評価の考え方にも大きな変革が求められている状況にある。

提案：

- 日本は、動物を全く用いない代替法の開発を積極的に進め、医薬部外品申請に利用できるようにするとともに、動物実験に基づいた安全性データによらない最終製品のリスク評価手法を確立するべきである。

消費財

酒類
食品・農業

Mr. Bruno Yvon

Chair, Liquor Committee

(President, MHD Moët Hennessy Diageo K.K.)

c/o MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

13F Jimbocho Mitsui Bldg.

1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo101-0051

Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

酒類

はじめに

欧州は酒類、ワインの世界有数の輸出を誇る。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定4兆円にのぼり、いくつかのカテゴリーで消費が拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額で見ると、2017年の外国産酒類輸入は、2,864億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体のわずか7%だった。

EBCは、EU-日本間のEPA大枠合意を歓迎するとともに、その円滑な実施を待ち望んでいる。とりわけ関心があるのは、EPA発効時におけるワインの関税（15%またはリットル当たり125円のどちらか低いほう）とスパークリングワインの関税（リットル当たり182円）の完全撤廃である。白色蒸留酒に関する具体的な情報は公式発表されていないものの、EBCは、EU産の白色蒸留酒に対する関税が恒久的に撤廃されるものと想定している。地理的表示（GI）の合意された相互保護は、EU産の139品目の酒類商品に関してGI保護を保証することになる。ワインの重要な添加物は日本とEU双方で承認済みであり（日本25品目、EU28品目）、EUで承認された添加物を用いたワインを日本は輸入できるようになる。これとは別に、厚生労働省は、現行の365品目の食品添加物から既存の添加物を削除する可能性について調査した。EBCは、spiritsEUROPEと欧州ワイン産業協議会（CEEV）と連携の上、必要な既存添加物をリストに残すよう厚生労働省に要望し、成功裡に実現に至った。

日本では、食品に対する製造ロットコード（ロット番号）（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な商品リコール回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料商品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU産酒類商品の輸入業者の多くは、商品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた商品を輸入する慣行が見られる。EBCは2010年から政府に対し、日本の消費者の安全を守るべく、積極的な対策を講じるよう要望している。EBCは、2014年9月に国税庁によって出された通達、および、2017年4月に国税庁によって作成された、こうした懸念を盛り込んだ、新しい酒類販売管理研修テキスト/DVDを評価する。さらにEBCは、経産省、厚労省、農水省が2017年7月に、製造ロットコードが消去された商品が市場に出回っていることに関する懸念を表明する通達を出したことを認識している。EBCは政府に対し、生産履歴管理のための製造ロットコードの表示を確保する積極的な対策をさらに講じるよう要望する。日本洋酒輸入協会（JWSIA）は、2018年6月23日、オリジナル製造ロット番号の削除等された商品は品質保証におけるブランドの商標権侵害の恐れがあるという法律専門家の意見書を含む要望書を（国税庁に）提出した。EBCは、国税庁が酒類業組合法第86条に基づく国税庁告示を制定し、オリジナル製造ロット番号が削除等された輸入酒類の流通の根絶に向けて法的規制を導入すべきであるというJWSIAの要望を支持する。

3段階（2020年、2023年、2026年）にわたってビールに対する税を引き下げるとともに発泡酒と「新ジャンル」飲料に対する税を引き上げて、これらすべての飲料に関する税率を最終的に一律リットル当たり157円にする新しい酒税政策が策定された。これはビールに関する現行の複雑な税制を排除することになるとはいえ、EBCは日本に対し、ビールの高い税率の引き下げに取り組むよう引き続き要望する。ワインに対する税は、2段階（2020年と2023年）で引き上げられ、結局、日本酒に対する引き下げられた税率と同じになる。蒸留酒に対する税は来るべき税率引き上げの対象とはならないものの、ABV（アルコール含有量）が37%未満の商品の場合、税率はリットル当たり370円と相当高く、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。EBCは、ワインに対する税の引き上げに反対するとともに、蒸留酒に対する税を引き下げよう日本に要望する。

主要な問題および提案

■ 製造ロットコード削除品

年次現状報告：遅々とした進展。製造ロットコード（ロット番号）は、効果的で効率的な商品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。しかしながら、国税庁の2014年と2017年の通達や、2017年からの酒類販売管理研修は、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた商品の輸入と販売を禁止する拘束力を持たない。2018年6月、JWSIAは、オリジナル製造ロット番号の削除等された商品は品質保証におけるブランドの商標権侵害の恐れがあるという法律専門家の意見書を含む要望書を（国税庁に）提出した。EBC酒類委員会は、JWSIAの要望を支持する。

提案：

- 政府は、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を發布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告：大いに進展。ワインに対する税は、EU-日本間のEPA発効時に撤廃されることになる。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案：

- EBCは日本に対し、期待通り、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に関する関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ 酒税

年次現状報告：進展なし。日本は、3段階（2020年、2023年、2026年）にわたってビールに対する税を引き下げるとともに発泡酒と「新ジャンル」飲料に対する税を引き上げて、最終的にリットル当たり157円にする。しかしながら、ワインに対する税は、2段階（2020年と2023年）で引き上げられ、リットル当たり100円という、日本酒に対する引き下げられた税率と同じになる。来るべき税率引き上げの対象ではない蒸留酒に対する税は、ABVが37%未満の場合、リットル当たり370円という高さであり、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。

提案：

- 日本は、2017年の税制改革に従って、ビールの酒税制度を速やかに改正すべきである。
- EBCは、ワインに対する税の引き上げに反対するとともに、蒸留酒に対する税を引き下げよう日本に要望する。

■ 添加物

年次現状報告：進展。ワイン添加物はEPA交渉で認められ、EUで承認された添加物を用いたワインを日本は輸入できるようになる。これとは別に、厚労省は2018年、現行の356品目の食品添加物から既存の添加物を削除する可能性について調査した。しかしながら、カオリン（白陶土）、香辛料抽出物、コメヌカ油抽出物、ステビア末、タンニン（抽出物）、マッシュク、L-リシン、ルチン（抽出物）はリストに載っている。

提案：

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。
- EBCは、spiritsEUROPEとCEEVの要求するものをリストに残すよう要望する。

■ ワインとウイスキーの定義

年次現状報告：進展なし。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な商品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的に認められた定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。同じことはウイスキーについても言える。

提案：

- 日本は、EUや米国で用いられ、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認されている国際仕様に適合したワインの定義を実施すべきである。
- 日本は、より厳密な「日本産ウイスキー」の定義を導入すべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：大いに進展。EU-日本間のEPAを通じて合意される地理的表示（GI）の相互保護は、EU産の139品目の酒類商品についてのGI保護を保証することになる。

提案：

- EBCは、EU-日本間のEPAの円滑な実施を要望するとともに、それを待ち望んでいる。

Mr. Olivier Convert

Chair, Food & Agriculture Committee
(Managing Director, Roquette Japan K.K.)
c/o Roquette Japan K.K.
2F. KDX Kasuga Bldg., 1-15-15 Nishikata
Bunkyo-ku, Tokyo 113-0024
Phone 03-3830-1510
Fax 03-3830-1525

食品・農業

はじめに

欧州の食品・農産物は、世界的なプレゼンスを有しているにもかかわらず、日本市場への参入には苦勞してきた。普通のスーパーでも取り扱われているとはいえ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだまだしである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

EU-日本EPAの実施・発効を間近に控え、EBCは、EU製品にとっての大幅な市場アクセス改善に大きな期待を寄せている。しかし、これが実現するためには、EPAに従って関税の撤廃または引き下げがなされるだけでなく、関税割当制（TRQ）を公表して、発効初日から輸出業者と輸入業者双方がこの制度を利用できるようにする必要がある。目下のところ、この方面における「いつ」、「どこで」、「どのように」に関する情報はきわめて少ない。EBCは、これがタイムリーかつ透明性あるやり方でなされることが何よりも重要だと確信している。そうあってこそ、日本の消費者はEPAの十分な恩恵に浴することができる。

関税とは別に、さまざまな食品関連非関税障壁問題も、日本での欧州製品の入手可能性に影響を及ぼす。例えば、日本は、食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）が安全と宣言した食品添加物や酵素の過半数をまだ認可していないため、依然として、諸外国と「同調」していない。衛生・植物検疫問題はもちろんEPAに含まれている。しかし、EPAは現在のところ、供給業者や輸入業者がどんなメリットを予測できるかについて、ごく一般的な言い回ししか含んでいない点を指摘しておくべきである。したがって、両当局がこの分野で引き続き協力して、試験方法の認可の整合化や相互承認がなされていないせいで輸入品に対して重複した試験を行う必要のある現状を改善することが重要である。

整合化の恩恵を受けうる分野の一例は、器具・容器包装材である。日本は目下、EUや米国で使用されているものに似たポジティブリスト制度を導入する可能性を探っている。これは、EBCが支持するものである。さらに日本は、リストに載っていない材料の使用問題を検討することが重要である。EUと米国は共に、これに関する規定を設けている。

さらなる問題は、すべての原料の原産地を明記する食品表示法の新しい要件である。この要件は目下、国内で生産される食品にしか適用されないとはいえ、同じ原料（例えばベリーや砂糖）が複数の国から調達される場合もあるため、さらなる事務上の負担や膨大な順守コストが課されることになるという点を落胆を込めて指摘しておく。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。EBCは、EU-日本間のEPAが、関税の撤廃、基準の整合化、日欧両地域の市販承認の相互承認を確保するものと大いに期待している。EBC食品・農業委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると固く信じている。さらにこれは、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告：大いに進展。 EU-日本EPAの実施および関税の撤廃または引き下げに伴い、EU製品は市場アクセスが改善することになる。EBCは、これが日本の消費者による欧州製食品の購入増加にもつながることを大いに期待している。しかし、こうした自由化が、厳しいセーフガード措置を利用することなく実施されることが重要である。さらにまた、関税割当制は利用しやすいものでなければならない。かつ、その利用方法を早めに公表しなければならない。

提案：

- 日本は、EPAに従って遅滞なく関税を撤廃するとともに、セーフガード措置の利用を控えるべきである。
- 欧州製品に関する新しい関税割当についての情報を直ちに公表して、EPA発効時に利用できるようにすべきである。
- 関税割当制が透明性を持ち、利用しやすいものであること、かつ、その利用方法に関する情報をできるだけ速やかに公表することが何よりも重要である。

■ 食品添加物、食品用酵素、加工助剤

年次現状報告：進展。 日本と他の主要市場によって承認された添加物および酵素のリスト内容の相違は依然広く見られる。日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、全体的に透明性を欠いている。EUと日本はEPAを機に、この分野での取り組みをさらに強化すべきである。

提案：

- 日本は、食品添加物の定義を整合化して、定義上、製造後には製品に残存しない加工助剤を除外すべきである。厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。
- EU-日本間のEPAは、EUで広く使用され、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会（JECFA）が安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- 厚労省は、食品添加物の場合と同様の重点を酵素に置き、他の主要市場で安全性が十分に立証されている酵素を積極的に承認すべきである。

■ 牛肉および牛由来製品（ケーシング、ゼラチン）

年次現状報告：進展。 承認プロセスは長年にわたり緩慢だったが、日本の当局の名誉のために言えば、日本への牛肉の輸出を認められるEU加盟国の数は、ここ最近、増加をみている。しかしながら、そうした承認が下りるのを待っている加盟国もまだある。EBCは、こうした加盟国のうち数カ国が、日本同様、「無視できるBSE（牛海綿状脳症）リスク」を有していると指定されていることを指摘しておく。

提案：

- 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品は、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、日本への輸入を認められるべきである。
- 農水省と厚労省は、すでにデータを提出したEU加盟国に関する承認プロセスを迅速化すべきである。

■ 麦芽および関税割当制度

年次現状報告：進展。 日本は、安価な麦芽に対する国内ビールメーカーからの需要と、国内の大麦芽農家および麦芽メーカーを保護する必要性のバランスをとるため、ビール醸造用麦芽に関して関税割当制度を設けている。従来、関税割当を利用するには、ビールを製造する会社であるか、または特定の

ビールメーカー専用に麦芽を輸入する会社であることが条件になる。さらに、会社は年に2回しか関税割当を申請することができない。つまり、関税割当を用いたいかなる輸入も、実際の短期需要ではなく予測に基づかなければならない。EPAに伴い、EU産の麦芽は独自の関税割当を有することになる。これは、EU産麦芽に関しては先着順の割当となる。しかし、新しい割当は、EUからの現行の輸入の70%しかカバーしていない。しかも、本稿執筆時点には、割当メカニズムは依然不明である。したがって、EUから日本への麦芽輸出が増えるかどうかは疑わしい。しかも、EUの割当の管理に関する情報が欠如しているため、EUの割当が一般割当と同じ制限の一部を共有することになるとの懸念が拭えない。

提案：

- 欧州の供給業者が関税割当を利用する必要性がなくなるよう、日本はEU産麦芽への関税を廃止すべきである。これは、欧州の供給業者だけでなく、とりわけ、より小規模の生産能力を有する日本のビールメーカーにも益するだろう。
- そうなるまでは、日本は割当量を増やすべきであり、同時に、割当が一般割当と同じ制限を有さないことを保証すべきである。

■ 原料原産地表示

年次現状報告：進展なし。 政府は食品および特定飲料に含まれるすべての原料の原産地を記載することという要件の導入を予定している。この新しい要件は、国内で生産される食品に適用されることになる。原料調達先が複数にわたることがはるかに一般的で、コストへの影響が重大かつ潜在的に差別的となるであろう、海外で生産される製品にはこれを適用すべきでないことをEBCは強調しておく。

提案：

- 原料原産地表示は、欧州の供給業者に不釣り合いに大きな事務上の負担と付加コストをもたらすことになるため、日本は原料原産地表示の適用範囲に海外の製品を含めるべきではない。

■ 器具・容器包装

年次現状報告：新たな問題。 ラッピング、包装、皿、カップ等々といった、食品と接触する材料は、食品衛生法で定められた規則を守る必要がある。日本は目下、上記の目的での使用を認められた材料のポジティブリストを導入することを予定している。ほかのいくつかの市場もポジティブリストを用いている。厚労省はこの目的で、現在使用されている樹脂のリストについて、いくつかの国内業界団体の意見を聞いた上で、32品目の樹脂のリストをまとめた。整合化や、EUや米国の場合と同様の適用除外手続が存在しなければ、欧州の供給業者と日本のバイヤーは、製品を日本に輸入できなくなるおそれがある。

提案：

- 日本は、EUや米国で認められている樹脂を認めるべきである。
- 日本も、EUや米国と同様、材料がポジティブリストに載っていないとしても使用できるようにする制度を導入すべきである。
- 日本はさらに、日本市場特有の試験を避けるため、試験方法としてISO規格を採用すべきである。

■ 試験および認可

年次現状報告：新たな問題。 多くの欧州製品は、日本市場への輸入または日本市場での販売を認められるために、高い費用のかかる度重なる試験を受ける。こうした試験の例としては、シアン化物試験、放射能試験、微生物学的試験等々がある。多くの場合、欧州で行われている認可と試験を利用することが可能なはずであるとEBCは確信している。現在のところ、試験方法と規格が整合化されていないため、多くの場合、これは不可能である。

提案：

- 日本とEUはEPAを機に、重複試験をなくすためにはどんな試験が必要かを検討することによって、試験手続を合理化すべきである。一方の市場で消費向けに認められた製品は他方の市場での消費向けにも認められるということを目指すべきである。
- 日本はさらに、日本市場特有の試験を避けるため、試験方法としてISO規格を採用すべきである。

産業

自動車
自動車部品・アフターマーケット
航空
宇宙
防衛・安全保障
産業用材料
エネルギー

Mr. Kintaro Ueno

Chair, Automobile Committee

(President and CEO, Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.)

c/o Mercedes-Benz Japan, Co., Ltd.

Shinagawa Seaside Park Tower

4-12-4, Higashi Shinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Phone 03-6369-7200

Fax 03-6369-7126

自動車

はじめに

2018 年上半期の日本における乗用車の販売台数は 2,292,025 台であった。欧州車を主とする外国ブランドの輸入車の販売台数は前年同期より 0.5% 伸びて 151,803 台となり、上半期として史上 3 番目に高い数字を記録した。さらに、日本メーカーの海外生産車を含む輸入車総販売台数は前年同期より 5.0% 伸びて 182,519 台となった。今年下半期も、輸入車市場は引き続き良好な実績を上げる可能性が高い。上半期に発売された新型車は、数字をさらに押し上げることになるだろう。

日欧間の経済連携協定 (EPA) は、2018 年 7 月 17 日に署名された。日欧 EPA は、世界貿易額の 37% を占める巨大な自由貿易圏を生み出すことになる。EBC 自動車委員会は、すべての関係当事者の尽力と貢献を高く評価する。日欧 EPA は、保護主義が台頭し、多国間貿易がますます脅威にさらされるなかにあつて、EU と日本双方が国際ビジネスに対してオープンな姿勢を保っていることを世界に知らしめる重要な成果である。

非関税措置 (NTM) は、乗用車、商用車双方の欧州車輸入事業者にとってビジネス上の追加コスト要因となる。EBC 自動車委員会はこれまで、日本の規制と国際標準の調和を求めており、したがって日欧 EPA において自動車分野の NTM 撤廃に重点が置かれたことを歓迎する。

日欧 EPA の具体的な成果の 1 つは、燃料電池車向け水素タンクの PR 車両や試験車両といった限定された車への使用に関する暫定的な調和である。GTR (世界統一基準) としての完全な国際的調和を達成するには、さらなる取り組みや調査が必要である。

主要な NTM は日欧 EPA を通じて撤廃されるものの、商用車を含むいくつかの分野ではまだ NTM が残っている。例えば、日本の重量車 (HDV) 輸入事業者のほとんどは、輸入自動車特別取扱制度 (PHP) によって車両の認可を取得する。PHP の HDV は依然として、エンジンベンチを使用した排出ガス生産適合性サンプル試験を必要とする。つまり、車両からエンジンユニットを取り外す必要がある。並行輸入 (PI) による HDV の認証のための排出ガス試験のサンプル試験の回数は、並行輸入による乗用車のそれを上回っている。HDV の輸入に関しては、依然、多くの NTM がある。

技術的要件の調和を行うだけでは、市場を開放する上で十分とは言えない。目下、日本独自の車両区分の制度は、乗用車市場のほぼ 37% から欧州製小型車を締め出している。これまでの EBC 年次報告書で述べてきた通り、軽自動車に関する日本の規格は、外国製小型車にとっての市場参入の機会を減らしている。しかも、軽自動車は、税制上の優遇措置を受けており、類似の性能と本体価格を有する輸入車の競争力を損なわせている。EBC は、日本政府が、軽自動車と小型車の課税水準の格差縮小に向けて、経産省が提案した更なる措置を採るよう要望する。

地球温暖化ガス排出量を抑制するための、パリ協定 (気候変動抑制に関する多国間協定) の各締約国の目標の見直しプロセスが開始された。2017 年、欧州委員会は、乗用車に関するポスト 2021 年度 CO2 基準を提案し、ステークホルダーとの審議が行われてきた。その一方、日本政府は、2018 年 3 月、乗用車に関するポスト 2020 年度燃費基準の検討を開始した。EBC 自動車委員会は、新しい燃費基準を定めるにあたって日本政府がこうした国際的な動きを考慮に入れるよう要望する。

EBC 自動車委員会は、真に公正で開かれた市場を実現するという EU と日本の目標を引き続き支持する。

主要な課題および提案

■ 国際的な車両型式相互承認（IWVTA）の将来の導入

年次現状報告：若干の進展。2018年7月のIWVTA制度の導入は、部分的であるものの、日EU間の車両認証の相互承認へ向けての重要な一歩となった。一方、依然として日本独自の国内規制が存在する。

提案：

- 日本は、まだ残っている日本独自の規制を撤廃すべきである。
- 日本は、欧州委員会と緊密に協力して、IWVTA制度の範囲を拡大し、日本の型式認証制度のすべての要件をカバーするようにすべきである。

■ ポスト2020年度燃費基準

年次現状報告：新たな課題。政府は、2019年3月の目標設定を目指して、乗用車にポスト2020年度燃費基準の検討を開始した。

提案：

- 日本は、自国の燃費基準を検討する際、EUのポスト2021年CO2基準の動向を考慮すべきである。
- 日本は、プラグインハイブリッドや電気自動車といったパワートレイン開発に基づく検討だけでなく、その他のテクノロジーに基づく検討も含めるべきである。

■ 軽自動車を含む税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。残念ながら、軽自動車とその他の登録車との間に競争を歪める区別も存在する。

提案：

- 政府は、自動車所有者の税負担を軽減し、登録車と軽自動車の公平な課税措置を確保するため、自動車税率を引き下げるとともに自動車重量税を撤廃すべきである。さらに、登録車と軽自動車の車庫証明書の扱いや保険料金に関する規制の調和を図るべきである。
- 日本は、国際的な成功例に沿って、自動車の課税構造を簡素化し、税負担を軽減すべきである。
- 日本は、環境性能に優れた車に関する税優遇策の評価に使用される燃費と排ガスの測定法について、EUと足並みを揃え、国際的に調和された基準を採用し実施すべきである。
- 日本は、今後5～10年間にわたる減税方針のガイドラインを作成すべきである。クリーンエネルギー車等に関する減税の条件に適合させる為には、2年では短すぎる。

■ 自動運転走行とコネクテッド・ドライビング

年次現状報告：新たな課題。自動運転走行技術に関する政府の戦略的イノベーション創造プログラムであるSIP-adusは、第1期プログラムと並行して第2期プログラムを開始した。日本は、2020年までに高速道路でのSAEレベル3の自動走行、制限領域でのSAEレベル4の自動走行、2025年までに高速道路でのレベル4を実現することを目指している。この目的で、2018年9月、「自動運転車の安全技術ガイドライン」が発表された。

提案：

- 日本は、安全、インフラ、必要な無線通信技術に関する標準化の国際的調和を主導すべきである。
- 政府は、政策および規制の整合化を促進するべく海外からのフィードバックの機会を設けるため、関連制度開発の進捗状況についての情報をタイムリーに共有すべきである。EBCは、輸入事業者が国内OEMと同じ機会を有するよう要望する。
- 日本は、例えば、実際の市場ニーズに沿ってOTA（Over-the Air）ワイヤレスソフトウェア更新の導入ロードマップを公開することによって、国際規格がまだ完全に策定されないうちでも、自動運転の促進を支援すべきである。
- 日本は、自動運転走行機能に関するEUにおけるイベント・データ・レコーダー（EDR）やDSSAD（Data Storage System for Automated Driving、自動運転走行用データ保存システム）と要件を国際調和すべきである。

Mr. Joaquin Martori

Chair, Automotive Components & Aftermarket Committee

(Managing Director, Mahle Trading Japan Co. Ltd.)

c/o Mahle Trading Japan Co. Ltd.

3-2-6 Mita

Minato-ku, Tokyo 108-0073

Phone 03-6809-4382

Fax 03-3453-7887

自動車部品・アフターマーケット

はじめに

EBC自動車部品・アフターマーケット委員会は、欧州連合と日本が経済連携協定（EPA）について大枠合意に達したとの、2017年7月6日の発表を歓迎した。共有された価値観と、共通規格の利点の確信は、この歴史的成果の基礎をなしている。EPA交渉を最終的な協定締結成功へと導くための作業が続くなか、こうした2つの重要な市場間の関税引き下げと貿易障壁低減の見込みは今や現実味を帯び、企業と消費者に等しく益すること必定である。

グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきており、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティからなる環境を育てている。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつある。そのため、ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、当地の技術的要求事項についての知識構築に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

規制改革が日本企業と外国企業に最終的に利益をもたらすであろう1つの分野は、自動車部品の独立系アフターマーケット（IAM）である。EBCは、今年に入って欧州自動車部品工業会（CLEPA）が発表した、日本のIAMにおける公平な競争条件を求めるポジションペーパーを支持する。現在のところ、制限的な慣行によってビジネスは重大な制約を受けている。例えば、日本の自動車メーカーが部品供給契約を結ぶ際には、供給業者は部品を独自に販売することを決まって禁じられる。これは、欧州や米国における状況とは相容れない慣行である。実際、EUの法律は、自動車メーカーが部品供給契約においてそうした制限を課すことを禁じている。EBCは日本に対し、同様の法的枠組みを導入して、すべてにとっての健全な競争と公平な機会を確保し、最終顧客がより幅広い選択肢を持てるようにすることを要望する。

EBCは、日本の当局がタイヤに関する規制の整合化に向けて努力を払ってきたことを承知している。2015年10月の国土交通省（国交省）によるUN/ECE（United Nations Economic Committee for Europe）R117-02規制（タイヤの騒音、ウェットグリップ、転がり抵抗）の実施に加え、3PMSF（3ピーク・マウンテン・スノーフロック）マークの付いたタイヤは先頃、日本のタイヤ業界・規格団体である日本自動車タイヤ協会（JATMA）によってスノータイヤとして認定された。3PMSFマークの付いたタイヤは、欧州では、冬季条件下での適切な性能レベルを保証する規制試験を通じてすでに認可されている。この決定は、輸入タイヤに関する追加の冬季試験の必要性もなくすものであり、輸入タイヤ販売業者にとってきわめて公正な決定である。

タイヤ市場は新車市場（標準装着）と市販市場からなることに留意すべきである。市販市場の場合、上記のUN/ECE規制 R117-02の実施スケジュールは依然未定である。さらに、日本の流通環境は細分化されていて部分的にしか統合されておらず、外国企業が参入しにくいといった特異性があるため、交換市場には障壁がある。多くの諸外国の販売業者は、欧州はもとより、韓国でさえ、より幅広い選択肢を消費者に提供するべく、小売面で単一ブランドから複数ブランドへとブランド方針を広げている。

ガソリンスタンド、修理工場、タイヤショップを通じての消費者アクセスは、日本の市販市場で成功を収めるための重要な要因である。公取委による最近の調査によると、国内ブランドが依然、市場の大部分を占めており、すべてのタイヤカテゴリー（トラック/バス用、軽トラック用、乗用車用タイヤ）で90%前後となっている。EBCは、排他的流通体制の制限と、細分化された流通市場への、国内外すべての企業の参入促進を目指す措置を歓迎する。

主要な問題および提案

■ アフターマーケット

年次現状報告：進展なし。日本の自動車メーカーに部品を供給している自動車部品メーカーは、目下、日本のアフターマーケットで自社製品を販売できる場所が制限されている。その結果、多くの場合、日本の消費者は、高品質の純正スペア部品を特定の自動車メーカーと結び付いたディーラーから買うしかない。奇妙なことに、そうした制限は、コピー製品や非純正部品を製造する部品メーカーには適用されない。これは結果的に、より低品質かつより安全でない製品を特徴とする独立系アフターマーケットへとつながる。

提案：

- 日本は、EUの一括適用免除（block exemption）規則に似た、自動車部品メーカーがアフターマーケットで販売できるようにする法的枠組みを設けるべきである。これは、高品質の純正自動車部品調達を望む日本の消費者にとっての選択肢を拡大するだろう。
- 部品供給業者は、自動車メーカーに供給する商品に、自社独自の商標やロゴ、および自社独自の部品番号を貼付することを認められるべきである。

■ タイヤ

年次現状報告：進展。EBCは、UN/ECE規制R117-02に関して国交省によってとられた先頃の措置、ならびに、スノータイヤの3PMSFマーキングに関して日本のJATMAによってとられた先頃の措置を高く評価した。しかしながら、外国メーカーは依然、この分野における市販タイヤ販売チャネルへの参入面で困難に直面していることを指摘しておきたい。

提案：

- 新車用だけでなく、市販市場に関しても、規制の整合化をさらに加速させる。
- 排他的流通を制限し、細分化された流通市場への参入を促進する。

■ 自動車産業のグローバル化および情報交換の促進

年次現状報告：進展。EBCは、グローバル化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なお多くの難問に直面している。国内外双方の企業にとって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制的枠組みを整合化することが肝要である。

1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。EBCはまた、2019年5月22日に横浜で開催される予定の自動車技術会（JSAE）の人とくるまのテクノロジー展と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案：

- 部品やシステムを調達する際に、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、また、系列会社への過度の依存を避けるよう、日本の自動車業界に促す。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- 日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、欧州の認定機関による外国の試験結果を承認する。
- 欧州自動車部品供給業者と日本の自動車業界の主要代表者間の直接の会議は相互理解を深めることにつながってきたため、こうした会議を継続する。将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるよう併せて提案する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

航空

はじめに

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空（JAL）によるエアバスA350の選定と、ANAによるA320 neoとA380の選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになっている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力がますます前向きになっているように思われるが、依然としてこれを裏付ける実例が必要である。また、経済産業省が発足したUAV/アーバンモビリティ分野における新たな協力体制を、EBCは積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社2社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうる明白な証拠である。

日欧業界間の協力の成功例はいくつかある。川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社のBK117ヘリコプター共同開発プログラム、トレント・エンジンにおける日本の重工業各社とロールス・ロイス社との協力、ならびにサフラン社およびレオナルド社と、それぞれの提携日本企業との間のその他の協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。日本政府と欧州各国政府が締結した様々の二国間協定は、業務協力やプロジェクトの検討増大につながってきた。EU-日本協力の具体的なプログラムから建設的な成果がもたらされることをEBCは期待している。

単独国内開発方針から国際共同開発方針へのシフトは、技術分野における卓越性を生み、製品の数量・範囲両面で日本の市場を拡大することになるとEBCは強く確信している。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

2015年12月7日に採択された「欧州の新たな航空戦略」の一環として、欧州委員会は、「EUが日本などの航空分野主要製造国とのさらなる二者間航空安全協定の交渉を行うよう勧告した」。2016年3月、EU加盟28カ国は、EU全体を代表して交渉を行うことを欧州委員会に許可した。欧州委員会は、EUの航空安全および航空機認証機関として世界的に認められている欧州航空安全機関のサポートを受けて、日本側の当局である国土交通省航空局と交渉に当たることになる。EBCは、監督業務の重複を取り除き、EU・日本間の相互安全承認をサポートすることになるこの取り組みを後押ししている。

主要な問題および提案

■ EUとの協力促進

年次現状報告：進展。 航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達意思決定は、競争上の強みと技術的な強みの両方を考慮に入れて行うべきである。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。EBCは航空交通管理システムを近代化するように日本に一貫して要請している。一部の欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては、航空交通管理システムの場合などのように、機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案：

- 日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- 日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することを強く求めたい。

■ EU・日本間の二者間航空安全協定（BASA）交渉の支援

年次現状報告：進展。 2016年3月、欧州委員会は、欧州航空安全機関と日本側当局である国土交通省航空局との間の二者間航空安全協定（BASA）締結を目指す交渉を開始することを、EU加盟28カ国によって許可された。そうした協定は、全世界の航空安全を強化し、航空機部品の認証・試験・保守、航空事業、航空機搭乗員許認可、航空交通管理、空港を含む航空安全分野における協力を可能にするだろう。また、相手国における高水準の安全を確保するとともに、全世界における製品規格の整合化を助けつつ、航空機輸出の取引費用も低減するだろう。この点に関しては、EU・日本間の交渉にもかかわらず、進展はあるがゆっくりである。

提案：

- 事務上の障害を取り除くことによってEU・日本間のビジネスチャンスを開拓するため、二者間航空安全協定をできるだけ早急に締結することを目標にEUと日本が交渉を締結するよう促したい。この交渉支援の為にEBC委員会は、EBC航空委員会企業の立場を反映した本協定に関連する提案を作成した。これらの提案は、其々の関係当局に伝えられている。
- 当委員会では2018年末の締結を期待している。

■ 羽田での大型航空機利用の促進

年次現状報告：限られた進展。 2020年東京五輪まであと2年を切り、2017年の訪日外国人旅行者数ですでに2,800万人を超え、日本政府は、2020年に最大4,000万人という新たな目標を据えている。したがって、現在東京で優先的に利用される空港となっている羽田空港が旅客数増大に対応できることがきわめて重要である。EBCは羽田空港でボーイング747-8iを運航することをルフトハンザに認める決定を歓迎しているが、各航空会社にエアバスA380の運航も認めるべきである。少なくとも5社のA380を運航する航空会社が、2020年までにA380を羽田で運航することに関心を示している。また、全日空が2019年から東京・ホノルル間でA380航空機を就航させることを計画しているなか、羽田空港はそうした運航について利用可能でなければならない。羽田空港での日中のA380運航を認める決定は、追加の発着枠を提供する必要なしに、羽田空港を利用する乗客数を増やすことになる。A380が新世代航空機の中で騒音環境影響が最も小さいことは、付加的な利点となる。

提案：

- A380航空機による羽田空港の利用についての検討に、A380運航を考えている航空会社を可及的速やかに参加させるよう要望する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F.

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

宇宙

はじめに

内閣府に設けられた宇宙政策委員会と宇宙開発戦略推進事務局（National Space Policy Secretariat: NSPS）は現在、すべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。宇宙は、重要な産業・商業分野として扱われるとともに、今や公式に国家安全保障資産として扱われている。健全な国内宇宙産業を維持することを目指して、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、宇宙産業は今なお国内政府契約がほとんどである。また、政府は小型衛星や小型打上げ機に関する民間のスタートアップ企業を支援するとともに、既存インフラのアプリケーション産業を重要視するべく政策を展開している。

経済産業省は、政府開発援助（ODA）資金を通じて新興国に衛星システムを供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援する。パッケージはしばしば、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は紐付き、つまり日本国内の業界に発注しなければならず、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを基本的に排除するゆがんだ市場を生み出している。2015年8月、内閣府は官民一体による宇宙システム海外展開タスクフォースを立ち上げた。

民間衛星市場は、表向き、開かれている。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星（MTSAT）／気象衛星シリーズおよび放送衛星（BSAT）シリーズの大半しかない。

政府入札への直接応札は一般に、外国企業にとって不可能である。入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の科学技術衛星、経済産業省管轄下のいくつかのプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星（IGS）がある。NSPSの優先事項は、日本の測位・航行・計時衛星システムである準天頂衛星システム（QZSS）である。防衛専用の通信衛星プログラムも進行中であり、二機の衛星がすでに打上げられた。日本の宇宙関連機関の次の大きなテーマは宇宙ゴミと宇宙状況監視になる。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲はあるが、残念ながら、それが欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

打上げ機については次世代基幹ロケットの発展型開発において相互利益のある日欧産業協力が可能である。アリアンスペース社は三菱重工との間に、相互バックアップなどの運用上の協力の実績がある。現在日本はH3を、欧州はアリアン6の開発を行なっているが、どちらも2020年の初打上げを目指しており、開発スケジュールの整合性がある。今後、発展型の開発において日欧協力を活用することで両ロケットの競争力強化や国際貢献が可能となる。また過去に行われた日欧政府衛星の相互バックアップの議論に新しい勢いをつけるべきである。

官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトの持続的なリスクとして、政府用と商用双方のペイロードを搭載する衛星の場合、衛星の製造と打上げに関する限り「政府用」と宣言される可能性がある。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されるおそれがある。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBCは、日本の宇宙政策を尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し、欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、テクノロジー、商業的成功といった面でプラスになると確信する。

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次現状報告：保護主義のリスク。新たに導入された衛星プロジェクトの承認制度や、将来のPPPプロジェクトの取り扱いは、依然として保護主義のリスクを伴っている。EBCは、通商と協力の縮小ではなく拡大を提唱する。欧州産業に対しての開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。さらに、欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供する。

提案：

- 政府用と商用の両方の側面を持つ衛星プロジェクトは、外資の参加を除外する目的で「政府用」と宣言されるべきではない。
- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用すべきである。
- 政府は、衛星プラットフォームおよび地上システムに関する日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。

■ 衛星

年次現状報告：進展なし。日本は主に、国内の衛星プロジェクトを支えるために必要なハイテクコンポーネントに関心を示している（半導体メモリ、スタートラッカなど）。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。しかし、製品に関する照会及び質問事項の数は大幅に増加している。

提案：

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告：進展なし。欧州と日本は、ほぼ同時にそれぞれの次世代打上げ機を開発しているが、この分野での産業的に有意義な協力は行っていない。政府衛星の打上げの遅れを減らすためのバランスのとれた相互バックアップ協定の計画は2002年に日本の宇宙当局によって前向きに評価されたが、政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

提案：

- 政府の衛星計画は、スケジュール通りの打上げをますます必要とする。EBCは日本と欧州に対し日欧の衛星打上げ機の間で効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- 欧州と日本は、それぞれの新世代打上げ機の発展型開発における産業協力を推進すべきである。アリアングループの設立と、欧州の新しい開発組織体制は、民間主導の開発協力を実現しやすくする。

■ 宇宙ゴミおよび宇宙状況監視

年次現状報告：新しいトピック。地球上の資源が重要であると同様、地球近傍の宇宙空間は社会にとって要となる資源である。宇宙ゴミは現在の宇宙システムや将来プロジェクトのための資源を脅かす脅威である。新しい小型衛星群などのプロジェクトは、強力な宇宙状況監視を不可欠なものとしている。

提案：

- 宇宙状況監視に関する日欧の協力の範囲を劇的に拡大すべきである。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

防衛・安全保障

はじめに

近年、日本が直面している安全保障上の課題と問題は極めて複雑化し、多様化の様相を濃くしている。国際法秩序を尊重せず、現状を力の行使によって変えようとする一方的な行動の事例が、益々増えてきている。

覇権主義の台頭と、東アジアを含む世界の一部地域における不安増大は、自国中心主義にシフトする米国の対外政策と相まって、日本を取り巻く安全保障環境を変化させてきた。長引くシリア内戦は国際秩序の機能不全を浮き彫りにするとともに、世界各地の難民問題という形で「人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）」に関する課題を提示した。さらに、テロの脅威と非対称戦争が重大さを増しつつある一方、陸・海・空という伝統的な領域に加えて、サイバーや宇宙といった新しい安全保障領域の重要性が急速に浮上しつつある。この意味において、国家安全保障は伝統的な地政学的観点からだけではもはや対処・理解不可能であり、個々の国による解決も困難となっている。

かかる状況の下、日本は日米同盟を国家安全保障戦略の基本的かつ最も重要な要素として維持しつつも、益々高まる国際協力の必要性を認識して、二国間防衛協力の強化を主軸に置いた、より幅広いグローバルな安全保障関係の中に自らを位置づけようとしている。具体的には、合同演習や能力向上支援、防衛装備・技術協力を含む様々の手段を適宜組み合わせることによって、伝統的な交流からより踏み込んだ協力へと、二国間防衛関係を段階的に強化してきた。

特に防衛装備・技術協力に関し、欧州は普遍的価値観を共有する日本の最も親密かつ古い同盟相手の一つとして極めて重要な役割を果たすとともに、グローバル領域における共通の安全保障上の課題について、中心的な役割を果たしつつ取り組んできた。

この点について、進展は極めて顕著である。2013年7月に、米国以外の国との初めての防衛装備協力に関する二国間協定が日英間で締結されたことは、日本政府の欧州に対する重要なコミットメントである。その後、2014年にはスペイン、2015年にはフランス、2017年にはドイツ、イタリアと同様の協定が締結されており、スウェーデンなど、他の欧州諸国とも協定締結に向けた協議が行われている。

EBCはこうした二国間防衛協力を強化する流れを歓迎するとともに、日本政府が防衛装備面および技術面の協力を一層積極的に推進するよう期待している。これは、欧州企業が国際共同開発プログラムに参加する機会を開くだろう。

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告：若干の進展。 EBCは、陸の領域における欧州製品の導入が増加していることを高く評価する一方、海・空の領域における欧州製品の認知度はきわめて限定的である。この傾向は、米国の防衛装備品を優先して調達する日本の伝統的な選好によるものである可能性があるため、そうした領域における調達の透明性を高めるとともに、より公正な機会が欧州企業に与えられるべきであるとEBCは確信している。

提案：

- 日本政府は、欧州の国々との安全保障協力促進の一環として欧州の防衛装備品の使用を考慮すべきであり、それを戦略的に推進すべきである。これは、ライフサイクルコストの低減を通じ自衛隊の運用に大きく貢献するとともに、国際協力機会の増大を通じて、欧州・日本双方の産業界を益するものである。

■ 産業協力

年次現状報告：進展なし。 EBCは、一部日本企業が世界市場に進出しようとしていることを認識している。しかしながら、とりわけ第三国移転に係る厳しい輸出規制は、そうした企業の動きを阻害しており、結果的に欧州企業との協力機会逸失につながっている。

提案：

- 日本政府は第三国移転に係る政策方針を明確にし、それが日欧企業間協力の障害にならないよう、防衛装備移転三原則の更なる柔軟な運用、あるいは改正を要求する。

Mr. Carl-Gustav Eklund

Chair, Materials Committee

(Representative Director, President, Hoganas Japan K.K.)

c/o Hoganas Japan K.K.

Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3582-8280

Fax 03-3584-9087

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した製品といった多数の技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによるのみ達成できる。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれ、その将来が脅かされている。

経済連携協定（EPA）は、こうした背景の中で効果を発揮することになる。EPAは本稿執筆時点にはまだ批准されていないものの、両当局である欧州委員会と日本政府は、EBCの会員企業にとって関心のある製品に関して、直ちに関税を撤廃することで合意している。これはこうした製品の輸入に依存している日本の産業界にとってきわめて有益なものになるとEBCは確信している。これはとりわけ、バッテリー産業、および国内生産が需要の10%しかカバーしていない酸化マンガンについて言えることである。同じことは日本のステンレス産業についても言える。ステンレス産業は、特に韓国や中国といった海外の生産者と競争できるためには、競争価格の加工ニッケルを必要とする。ただし、多くの欧州企業はグローバルに活動しており、生産全体も、サプライチェーンの一部も、EU外に立地している場合があることを付け加えておくべきである。

見込まれるEU-日本間の経済連携協定は、原則として、産業用材料分野の関税を撤廃することになる。これは、欧州の供給業者に日本市場における競争力をもたらすであろう。さらに、より安い価格で主要な産業用材料を調達できる日本の産業界に弾みをつけることになる。とはいえ、多くの欧州企業は世界的なプレゼンスを有しており、すべての生産がEU内で行われているわけではないため、すべての輸入品が関税撤廃の恩恵を受けるわけではない。

関税は、欧州と日本の間の貿易拡大にとっての唯一の障壁ではない。事務上の負担、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用といった形での非関税障壁はすべて、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税の撤廃や分類・手続の整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界によってより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。

化学物質は通常、経済産業省（経産省）の管轄であり、経産省は、化学物質を規制する規則を整合化する任務に取り組んでいる。しかし数年前、厚生労働省（厚労省）は、取り扱う人に害をもたらす化学製品の表示方法についての検討を開始した。あいにく、厚労省の作業は孤立した形で行われたようで、2016年7月1日に施行された同省の新しい制度は論理性を欠いている。一例を挙げれば、日本で登録されていない製品の場合、たとえCAS（Chemical Abstract Service）登録番号を有していても、厚労省の警告表示ラベルは製品の（最終物質よりむしろ）化学成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づくため、今や有害と表示されかねない。さらに、REACH（化学物質登録評価許可規制）に基づいて欧州で実施された試験の結果を用いることができるのかどうかは依然不明確である。

厚労省のやり方が提起する問題の一例は、アルミナ（CAS 1344-28-1）を含んだ欧州のセメントに関係している。厚労省のリストによると、アルミナを1%超含むあらゆる製品は、どう取り扱うべきかを警告する表示がなければならない。この物質（CAS 1344-28-1）は、欧州では有害と見なされていなくても、有害物質として登録されていなくても、問題が生じる。結果として、同じ製品がいくつもの不均一な表示、絵文字製品の安全性について、不要な疑念や混乱を生み出す。

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告：進展。 目下、日本は一部の金属に対する関税を課している。こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。しかし、EU-日本EPAの発効に伴い、EU原産のほぼすべての金属に関して関税が撤廃されることになる。これは、こうした金属の欧州サプライヤーだけではなく、こうした製品に依存している日本の産業界にも益するものである。ただし、産業用材料セクターのグローバルな性格ゆえに、一部の金属は、EU-日本EPAにおける関税引き下げの恩恵をこうむることができないことを付け加えておくべきである。これを達成するためには、日本は全世界規模で関税を撤廃する必要がある。さらに、日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとっただけでなく、恣意的な分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案：

- 政府は、すべての産業用原材料の輸入税を、生産場所のいかんにかかわらず、廃止すべきである。
- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告：若干の進展。 現在、EUと日本は共にそれぞれ独自の化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、欧州製品が日本での販売向けに試験および承認されるために、商業的に機密の情報を日本の競合他社に引き渡さねばならない場合があることを懸念している。これは競合他社に不当な優位をもたらし、不公正な市場競争条件を生じさせる。

提案：

- 日本とEUは、それぞれの登録制度を整合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、無用の再試験と事務上の負担を回避できるようにすべきであり、また、製品が日本とEUで異なる分類がなされることが決してないようにすべきである。

■ 化学物質に関する作業安全表示

年次現状報告：進展なし。 製品がCAS登録番号を有しているにもかかわらず日本で登録されていない場合、厚労省は物質の実際の性質を考慮せずに、個々の成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づいて警告表示ラベルを適用する。これは、化合物が不必要に「危険」と表示されることにつながりうる。さらに、この法律に関して、英語の情報が不足している。

提案：

- 厚労省は、日本で現在登録されていないとはいえ、国際的なCAS登録番号を有する化合物を十分に考慮すべきである。
- 厚労省は、輸入会社が厚労省の規制を順守する方法に関する、英語を含む適切な情報を提供すべきである。

Mr. Taku Nioka

Chair, Energy Committee

(Manager, Business Development Dept.

Power Grids Division, ABB K.K.)

c/o ABB K.K.

ThinkPark Tower 22F., 2-1-1 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-6022

Phone 03-4523-6000

Fax 03-4523-6190

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、10社の地域電力会社（一般電気事業者）によって運営されていた。電力市場の自由化は1990年代に着手されたが、実質的な変化は、既存のシステムの弱点を露呈させた2011年の東日本大震災以降に、経済産業省（経産省）によって導入された改革を通じてようやくもたらされた。

こうした弱点に対処する為に、手始めに2015年4月に電力広域的運営推進機関（OCCTO）が設立、その後同年9月には市場を監視・規制するために、経産省下に電力取引監視等委員会（EMSC）を設置した。次に、経産省資源エネルギー庁によって計画された電力市場改革の一環として、2016年4月に小売全面自由化が導入された。そして、一般電気事業者からの送配電事業の法的分離が2020年をめぐりに予定されている。2018年5月の非化石価値取引の創設と、同年10月から始まった間接オークション（implicit auction）は、間違いなく前進である。容量市場、需給調整市場、リアルタイム市場を確立する方法についての継続的な話し合いは、健全な競争を可能にする公正で透明性あるプロセスにつながると期待される。

1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用を増大させ、ガス・石油・石炭の輸入依存度の低下に乗り出した事により、原子力は2010年における電源構成の26%を占めるに至った。しかしながら2012年5月以降は日本の原子力発電所すべてが停止され、安全審査と改良プログラムを立ち上げて現在も継続中である。2015年に2つの原子炉、川内原発1号機と2号機が再稼働、続いて2016年に伊方原発3号機、2017年に高浜原発3号機と4号機、2018年に大飯原発3号機と4号機、および玄海原発3号機と4号機が再稼働し、2018年9月現在、再稼働原子炉の数は9基となった。

2002年に成立したエネルギー政策基本法に基づき政府によって策定される政策文書である第5次エネルギー基本計画が、2018年7月に閣議決定された。この計画は、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」、すなわち3E+Sというエネルギー政策の基本方針に則り、日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。第5次計画は以下で構成される。

- 再生可能エネルギー：主力電源化への布石、低コスト化、系統制約の克服、火力調整力の確保
- 原子力：依存度を可能な限り低減、不断の安全性向上と再稼働
- 化石燃料：化石燃料等の探鉱・開発、採掘、輸送の促進、高効率な火力発電の有効活用、災害リスク等への対応強化
- 省エネ：徹底的な省エネの継続、省エネ法と支援策の一体実施
- 水素／エネルギー貯蔵／分散型エネルギーの推進

新しい計画は、2030年に温室効果ガス26%削減（2013年度比）、2050年までに80%削減を目指している。新規の石炭火力発電所への投資についての懸念が見直され、一部は取り消されたが、これは持続可能な開発目標（SDGs）に対処するグローバルな方向性に合致している。

EBCはエネルギー分野におけるEU・日本間の提携をさらに強化し、商業的交流の促進、共通の標準規格に関するコンセンサスの醸成、COP21のCO₂排出量削減目標達成の実現、費用便益分析（CBA）に基づく可能な限り低コストでのエネルギー利用の促進を進めるべきだと確信している。

主要な問題および提案

■ 送配電

年次現状報告：若干の進展。 日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。50Hz系統と60Hz系統を連系している周波数変換所（FC）は、限られた付加的容量しか提供しない。このような一般電気事業者間の限られた連系容量は、安定供給にとって重大なリスクとなりうる。対照的に欧米の送電網は、高圧直流送電（HVDC）の使用に関する広範な計画を設けており、これにより地域間のエネルギーの流れに一層柔軟性を持たせ、系統への再生可能エネルギーの大規模統合を可能にするとともに、海中または陸上による長距離ケーブル接続を可能にする。

提案：

- 2020年の法的分離に向けた準備の一環として、日本は更なる周波数変換所（FC）容量の増強と北海道と九州への連系増強による、より広範な系統連系に基づいて安定供給と公正な市場メカニズムを確保する規制を引き続き実施すべきである。
- 日本は、送配電事業者（TDSO）間の連系容量を増大して公正な電力取引を実現し、TDSO事業統合などを奨励すべきである。
- 日本の当局は、高圧直流送電（HVDC）による国内や国家間の異なる系統間での連系を進めるべきである。「投資して接続」（“invest and connect”）モデルを最初に実施し、次のステップとして「接続して管理」（“connect and manage”）モデルを行うべきである。欧州では初期投資コストだけでなく、費用便益分析（CBA）にも基づいて系統増強投資を進めている。

■ 原子力および原子力安全

年次現状報告：若干の進展。 政府は、改定されたエネルギー基本計画（2018年）において、再処理を含むクローズド燃料サイクル方針を継続すること、および、原子力を可能な限り減らすことになるとはいえ、供給の確保とコストの面から一定量を残しておくことを確認した。原子力は日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けるため、その長期的な持続可能性が、安全面の懸念への信頼できる効率的なアプローチ、使用済み核燃料のリサイクルに関するバックエンド対策の円滑な実施、そして放射性廃棄物の最終処分に基いて行われる事が必要不可欠である。改定されたエネルギー基本計画では言及されていないため、近い将来、ますます増える老朽化原発の問題に、原発の寿命延長を通じてのみならず、2030年代中頃までに運転開始60年を迎えることになるものもある原子炉のリプレースを通じて対処することが必要になるだろう。

提案：

- 日本は、世界全体の原子力安全レベルを向上させるために、国際原子力機関（IAEA）や世界原子力発電事業者協会（WANO）などの国際機関との協力と透明性ある交流を拡大すべきである。
- 日本は、使用済み核燃料と放射性廃棄物用の中間および最終貯蔵施設一式を開発すべきである。
- 日本は、原子炉老朽化問題に対処すべきであり、原子力に関する最新の電源構成目標を維持するため、老朽化原子炉リプレースに関する長期計画を策定すべきである。

■ 風力エネルギー

年次現状報告：若干の進展。 風力エネルギーの開発は、日本がCO₂排出量削減目標を達成する上で必要不可欠である。最新式の費用効率の高い風力タービンは、今では大規模送電系統から孤立した地域送電網まで、あらゆる種類の既設電力系統とうまく連系する高度な技術を有している。東北電力の「系統アクセス」プロセス、NEDOの「洋上風力発電システム実証運転」、および、「海洋再生エネルギー法案」の可決は、明るい材料だった。

提案：

- 日本は、環境影響評価要件に特に関連した、風力発電所の開発コストを押し上げ、開発時間を長引かせる不必要な規制を減らすことによって、陸上風力発電所と洋上風力発電所の開発を促進すべきである。

- 日本は、風力タービンおよびその構成部品に関して、国際的に受け入れられた認証基準および国際認定を採用・認定すべきである。これは、国内投資と対日直接投資の両方を拡大し、日本の技術輸出を後押しするだろう。
- 日本は、投資家が最適の風力条件を利用した大型風力発電所を建設できるようにするため、北海道・東北地方に的を絞って開発を公的に支援すべきである。
- 日本の洋上風力発電の適地が水深の深い海域にあるため、日本は引き続き浮体式洋上風力発電産業の開発支援を、積極的に行うべきである。これは世界的に見ても新技術および新しい産業であるため、日本はこの新産業の業界ハブ（サプライチェーン）として自らを位置づけることがまだできる。支援を大規模の浮体式洋上風力発電所へと切り替えることにより、技術実証試験からコスト改善へと徐々にシフトが可能である。

■ 太陽エネルギー

年次現状報告：若干の進展。 発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、これまでのところかなり期待を裏切っているリバースオークション（競り下げ）方式、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための、特別許可取得のための煩雑な手続、および、プロジェクト資金調達に影響する、特定電力系統における潜在的な出力抑制の可能性である。日本の電力会社が間もなく直面するであろう難題は、所在地が散らばっており、発電量も不安定な再生可能エネルギー発電所を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

日本は再生可能エネルギー源として太陽エネルギーに大々的に注力してきたとはいえ、引き続きこの重要な再生可能エネルギー源の開発を奨励しなければならないとEBCは確信する。この開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指した、現実的な目標を立てて野心的に実行しなければならない。

提案：

- ソーラーモジュール、システム部品、設計適格性確認に関し、既存の「日本独自」の部品および認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用し認定する。
- 利用可能な国際基準に基づいた、国内外を問わない認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用する。
- 系統連系コスト削減およびリードタイム短縮を狙いとして、太陽光発電（PV）プロジェクト建設を新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、一般電気事業者にインセンティブがある標準化プログラムを設ける。
- 大規模の土地転換を必要とする僻地における発電所の代替として、ルーフトップ太陽光発電にインセンティブを提供する。
- さらなる系統連系を奨励し、既存の揚水発電所、蓄電池貯蔵を活用・改良し、さらなるPV統合のための水素への転換等の新技術を考慮する
- 立法府は、新興の1500V技術に付加的または異なる安全要件を課すことを避け、関連の許認可プロセスの変更を行わずに、この最新技術を応用する発電所開発を促進すべきである。

■ 環境への適合

年次現状報告：新たな問題。 クリーンな再生可能電力の開発は、エネルギー自給や低炭素エネルギーミックスに貢献しているが、他の電力源によって補う必要がある。

提案：

- インセンティブ制度を通じ、日本は、需要のスマート管理、エネルギー貯蔵、低消費技術、CO₂隔離／回収と貯留を通して、エネルギー効率化に一層の努力を払うべきである。
- 政府は、信頼できるサプライヤーのいる成長中の成熟した市場環境では、天然ガスを主体とする低炭素化石燃料を使用すべきである。新規の火力発電所は高効率とクリーンガスを伴うべきであり、また、CO₂排出係数の目標を定めるべきである。
- 水素エネルギーの開発は、需要および供給量が競争的コストにつながるまでに時間がかかりそうのため、日本は明確なインセンティブを設ける必要があり、民間産業から十分な投資を誘致するためには、補償を設ける必要があるだろう。
- 天然ガスおよび石炭火力発電所での水素とアンモニアの使用、既存のガス輸送・供給インフラの、水素配給向けの使用、適切な規制および支援メカニズムを通じての重輸送（とりわけ船舶輸送）における水素の使用の初期段階アセスメントを推進する。

補遺

**Pinnacle Sponsors
Gold Star Sponsors
Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
Executive Operating Board
Board of Governors**



PINNACLE SPONSORS

CHANEL



PINNACLE SPONSORS

SIEMENS
Healthineers 

The Siemens Healthineers logo features the word 'SIEMENS' in a teal, bold, sans-serif font above the word 'Healthineers' in an orange, bold, sans-serif font. To the right of the text is a graphic of several orange circles of varying sizes arranged in a cluster, resembling a molecular or network structure.



GOLD STAR SPONSOR



Volkswagen

BLUE STAR SPONSORS



駆けぬける喜び



Coloplast





BLUE STAR SPONSORS



SANTA FE
RELOCATION



SPECIAL SPONSORS

Airbus Japan K.K.

Danone Japan Co., Ltd.

LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

Philips Japan, Ltd.



SPONSORS

B. Braun Aesculap Japan Co., Ltd.

Hoganas Japan K.K.

ING Bank N.V.

Johnson & Johnson K.K., Consumer Company

Lufthansa German Airlines

MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

Roche Diagnostics K.K.

Schenker-Seino Co., Ltd.



SUPPORTERS

Delegation of the European Union to Japan

Intesa Sanpaolo s.p.A.

Ireland Japan Chamber of Commerce

METRO Cash & Carry Japan K.K

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Scandinavian Airlines System

Solton Co., Ltd.

Spanish Chamber of Commerce in Japan

Swiss Business Hub Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Acting Chairman

Michael A. Loefflad

Representative Director & President
DKSH Japan K.K.
DKSH Mita Building
3-4-19 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8360
Tel: 03-5441-4511

EBC First Vice-Chairman

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
DKSH Japan K.K.
DKSH Mita Building
3-4-19 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8360
Tel: 03-5441-4511

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F
4-2-19 Akasaka Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

President, EU Japan Consulting &
Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara Setagaya-ku,
Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

EOB Members

Gregory Van Bellinghen (Belgium/Luxembourg)

Director
Belgian-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
Dai10 Daitetsu Bldg. 5F.
Arakicho 23, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Marcus Schuermann (Germany)

Chief Executive Officer / Delegate of German Industry and
Commerce in Japan, German Chamber of Commerce and
Industry in Japan
Sanbancho KS Bldg, 5F
2-4 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

Florian Kohlbacher (Britain)

Director, Corporate Network, North Asia
The Economist Corporate Network
Yurakucho Denki Bldg. North Tower 15F
1-7-1 Yurakucho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006
Tel: 03-5224-6113; Fax: 03-5223-8104

Athanasios Fragkis (Greece)

Managing Director
Nostimia Co., Ltd.
1808-5 Godai, Naka-shi, Ibaraki 311-0111
Tel: 029-298-2464; Fax: 029-298-2575

Claus Eilersen (Denmark)

c/o Danish Chamber of Commerce in Japan
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Lorcan Brophy (Ireland)

c/o Ireland Japan Chamber of Commerce
Ireland House 4F, 2-10-7 Kojimachi,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Guy Bonaud (France)

Representative Director, General Delegate Safran Japan
Safran Turbomeca Japan
Loykrathong Toranomon Bldg. 3F
4-1-9 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5408-1083; Fax: 03-5408-1085

Marco Zoli (Italy)

President
MARPOSS K.K.
5-34-1 Minamimagome
Ohta-ku, Tokyo 143-0025
Tel: 03-3772-7011; Fax: 03-3772-7093



EXECUTIVE OPERATING BOARD

Kiminobu Yoshida (Netherlands)

Head of Government and Public Affairs
Philips Japan, Ltd.
Philips Bldg.
2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5850; Fax: 03-3740-5206

Pawel Komender (Poland)

Partner
PJK Strategy and Marketing Specialists LLP
2302 River City 21 East Towers II
2-1-2 Tsukuda, Chuo-ku, Tokyo 104-0051
Tel: 090-6560-0262

Takeshi Fujiwara (Sweden)

President
B. Braun Aesculap Japan Co., Ltd.
JEI Hongo Bldg.
2-38-16 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033
Tel: 03-3814-2948

Masao (Mark) Torii (Switzerland)

President & Representative Director
Novartis Holding Japan K.K.
Toranomom Hills Mori Tower
1-23-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6333
Tel: 03- 6899-8259; Fax: 03- 6257-3603



BOARD of GOVERNORS

EBC Acting Chairman

Michael A. Loefflad

Representative Director & President
DKSH Japan K.K.
DKSH Mita Building
3-4-19 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8360
Tel: 03-5441-4511

EBC First Vice-Chairman

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
DKSH Japan K.K.
DKSH Mita Building
3-4-19 Mita, Minato-ku,
Tokyo 108-8360
Tel: 03-5441-4511

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F,
4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner

President, EU Japan Consulting &
Associates Co., Ltd.
5-49-12-2F, Matsubara Setagaya-ku,
Tokyo 156-0043
Tel: 03-6379-4931

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian
Managing Director, Head of Business Unit
Semicon
PLANSEE Japan Ltd.
Ark Hills Sengokuyama Mori Tower
1-9-10 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-3568-2451; Fax: 03-3568-2450

Representative

Ingomar Lochschmidt
Commercial Counsellor, Head of Commercial
Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu
Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot
President, Triple-A Management, Ltd.
Isobe Bldg. 7F., 13 Samoncho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Senior Representative

Sophie Bocklandt
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F
23 Arakicho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Britain (BCCJ)

President

David Bickle
Director, Business Tax Services
Deloitte Tohmatsu Tax Co.
Shin Tokyo Bldg. 5F, 3-3-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8305
Tel: 03-6213-3743; Fax: 03-3101-8751

Executive Director

Lori Henderson
Ark Hills Front Tower RoP
2-23-1, Akasaka, Minato-ku
Tokyo, Japan 107-0052
Tel: 03-6426-5739; Fax: 03-6426-5749

Czech (CCCIJ)

President

Roman Watanabe
CEO of Japanese Branch, Asia Regional
Manager, Zoner L.L.C.
2-4-21 Kohama
Suminoe-ku, Osaka 559-0001
Tel: 06-4701-7373; Fax: 06-4701-7374

Executive Director

Pavel Zahorsky
c/o Kazelfa Corporation Office
2-24-17, Hiyoshi
Kokubunji, Tokyo 185-0032

Denmark (DCCJ)

President

Stefan Linde Jakobsen
President & Representative Director
Coloplast K.K.
11F., 2-1-30 Kudan Minami
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074
Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

Executive Directors

Leon Esben Ota, Nanami Mie Brandt
& Serena Iida
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



BOARD of GOVERNORS

Finland (FCCJ)

President

Masaoki Fujita
President, Coil Center0 Fujita Co., Ltd.
3-22-7, Honjo
Sumida-ku, Tokyo 130-0004
Tel: 03-3625-3346; Fax: 03-3622-7727

Executive Director

Clas G. Bystedt
Forest View Meguro 101
5-11-17, Shimomeguro
Meguro-ku, Tokyo 153-0064
Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597

France (CCIFJ)

President

Armel Cahierre
CEO, B4F KK
Fonte Nishi Harajuku Bldg. 5F.
1-13-9 Tomigaya,
Shibuya-ku, Tokyo 151-0063
Tel: 03-5738-5350

Director General

Nicolas Bonnardel
Iida Bldg.
5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Germany (AHK Japan)

President

Donald Bunkenburg
General Manager for Japan
Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shibakoen
Minato-ku, Tokyo 105-0011
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

Chief Executive Officer / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Marcus Schürmann
Sanbancho KS Bldg. 5F, 2-4 Sanbancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

Greece (GrCCJ)

President

Tony Andriotis
Counsel, Hughes Hubbard & Reed LLP
Kojimachi Place 9F.
2-3 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03- 6272-5831

Executive Director

Konstantinos-Makoto Suwamoto
c/o Economic and Commercial Section,
Embassy of Greece
3-16-30 Nishi Azabu, Minato-ku,
Tokyo 106-0031
Tel: 03-3404-5853

Iceland (ISCCJ)

President

Bolli Thoroddsen
Managing Director, Takanawa Partners
c/o Embassy of Iceland, 4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3442-1975

Secretariat

Halldor Elis Olafsson
c/o Embassy of of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Ireland (IJCC)

President

Paul Gilsean
Property Leader, Properties, GE Japan
Akasaka Park Bldg., 5-2-20 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-6115
Tel: 03-5544-3182; Fax: 03-3588-5270

Executive Secretary

Ayumi Miyano
Ireland House 4F.
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Italy (ICCJ)

President

Francesco Tiberio
MM Powertrain Japan, Chief Technical
Officer, Magneti Marelli Japan K.K.
Shinyokohama Square Bldg. 13F.
2-3-12 Shinyokohama, Kohoku-ku,
Yokohama 222-0033
Tel: 045-478-0045; Fax: 045-478-0095

Secretary General

Davide Fantoni
FBR Mita Bldg. 9F
4-1-27 Mita
Minato-ku, Tokyo 108-0073
Tel: 03-6809-5802; Fax: 03-6809-5803



BOARD of GOVERNORS

Netherlands (NCCJ)

President

Jorg van Leeuwen
Manager, International Tax Services
PwC Tax Japan
Otemachi Park Bldg., 1-1-1 Otemachi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
Tel: 080-4085-1794; Fax: 03-6212-6901

Poland (PCCIJ)

Chairman

Piotr R. Suszycki
Chairman, Polish Chamber of Commerce &
Industry in Japan
2F, Kobuncho 243 Bldg., 7-2 Nihonbashi
Kobune-cho, Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Spain (SpCCJ)

President

Guillermo Gutierrez
Member of the Board, Vice President
Chanel K.K.
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061
Tel: 03-5159-5201

Sweden (SCCJ)

President

Thomas Östergren
Representative Director, General Manager
Holding Japan, Atlas Copco K.K.
Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4, 11F.
2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03- 5765-7806; Fax: 03- 3455-0369

Switzerland (SCCIJ)

President

Michael Mroczek
Attorney at law (Switzerland)
Okuno & Partners
Kyobashi TD Bldg. 8F
1-2-5 Kyobashi, Chuo-Ku, Tokyo 104-0031
Tel: 03-3274-3807; Fax: 03-3272-2245

Committee Chairmen Representative

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

Committee Chairmen Representative

Stephane Ginoux

President, Airbus Japan K.K.
Roppongi Hills Mori Tower, 19F.
6-10-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6119
Tel: 03-5775-3300; Fax: 03-5775-0123

Committee Chairmen Representative

Karl Hahne

President & Representative Director, Hafele
Japan K.K.
14-17 Kami-shinano
Totsuka-ku, Yokohama 244-0806
Tel: 045-828-3117; Fax: 045-828-3119

Office Manager

Kaori Kimura
7F-2 Shinjuku Komuro Building
4-1-22 Shinjuku
Shinjuku-ku Tokyo 160-0022
Tel & Fax: 048-952-3250

Operation Manager

Taiko Niimi
2F, Kobuncho 243 Bldg.,
7-2 Nihonbashi Kobune-cho,
Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Executive Director

Moe Kato
c/o Embassy of Spain 3F.
1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03- 3505-1730

Executive Director

Martin Koos
c/o Embassy of Sweden
1-10-3-403 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

General Manager

Liselotte Schneider
Burex Kojimachi 209
3-5-2 Kojimachi
Chiyoda-ku Tokyo 102-0083
Tel: 03-6256-9012; Fax: 03-6256-9013